

北欧中世（スウェーデン）の社会と その土地所有形態—ウップランド法典を 史料として—

伏 島 正 義

- 第I章 はじめに
- 第II章 王 権
- 第III章 村落共同体
 - 第1項 共同体規制
 - 第2項 防衛=自治
- 第IV章 前国家的社会慣行
 - 第1項 自力救済
 - 第2項 時間的, 空間的平和
 - 第3項 社会的「人格」
 - 第4項 ゲヴェーレ
- 第V章 社会的背景
- 第VI章 む す び

第I章 はじめに

本稿は概略下記のごとき経過に基づき物された論稿である。すなわち筆者はかねてよりヨーロッパ中世成立期における土地制度とりわけ土地の所有形態に関心を抱く。その場合筆者の当面の検討領域は北欧地域である。その第1の理由は北欧地域がヨーロッパ中世社会全体を見渡した場合、その文化的源泉の一つであるゲルマン文化の源流地点であるからである。第2の理由は北欧地域に残された、筆者が研究の史料に据える西暦13~14世紀頃に成る地方法書 (rättsböcker), 地方法典 (lagböcker) は、その言われる編纂時期を遡ったある社会的母斑を伝来せるものと解され、したがって、西欧地域では窺い知ることのできない原初的社会的状況を知る手懸りとなりうると判断されるからである。そこで筆者は上記の問題関心究明の一環として、1296年スウェーデンのビルイェール・マグヌス王 Birger Magnusson (在位1290—1318) の裁可にかかるウップランド法典 Upplandslagen を史料に据え、当該法典を育む社会背景における土地所有形態を直

前の拙稿¹⁾において検討、分析した。検討結果はそれ以前に筆者がスウェーデンの13世紀末に成るいわゆる「旧ヴェストウイェータ法書 (Äldre Västgötalagen)」に基づき検討、分析²⁾した土地所有形態をほぼ再確認するものであった。その要点は、第1に、従来のヨーロッパ史学界において常に消長をみる二大学説たる共同体制説、領主制説そのいずれにおいてもこれは賛同できない。第2に、したがって検出することのできた土地所有形態は中世スウェーデン社会においてその社会的基礎を構成せる基軸中心的農民たるブوند (bonde) による、彼らの自由で主体的なインシャティブの原理と、彼ら自身を構成員とする共同体によるその規制といういわば制限的枠組の原理、これら二つの相互に相矛盾、対立するがごとき関係そのものを属性とする所有形態であり、筆者の表現によれば「二律背反的所有形態」であった。ここに分析、再確認された土地所有形態は、その実態に則した特質について当該直前の拙稿の末尾に立って展望するならば、ローマ法にみる *possessio* と *dominium* の峻別および対立関係とは異なりむしろ両者を一体とするがごとき関係を示す、ゲルマン社会の中世および中世以前の社会に特徴的な現実的 (*leiblich*) な所持 (*Gewahrsam*) をその属性、本領とするところのゲヴェーレ (*Gewere*) であったといえる。しかし仮にそうした展望、予想が首肯されるとしてもその具体的な根拠は何か、またそれを支える広範な社会的諸関係は何かなどを多角的に検討する余裕はなかった。なんとなれば当該直前の拙稿においてはウップランド法典の「村落の章 (*Wipœrbo balkœr*)」のみを検討、分析の対象とし、他の章、条項は割愛せざるをえなかったからである。こうしてここにウップランド法典の容するすべての章、条項を対象とする多角的で立体的な検討および分析の仕事が当該直前の拙稿に課題として残されたのであった。本稿はこうした前稿より委ねられた課題を負わんとするものである。したがって本稿では「村落の章」を除く(但しいくつかの規定は本稿で扱う)すべての章、条項³⁾を検討の対象とし、しかも本稿において設けられた検討、分析の視点、つまり第二章王権、第三章村落共同体、第1項共同体規制、第2項防衛=自治、第四章前国家的社会慣行、第1項自力救済、第2項時間的、空間的平和、第3項社会的「人格」、第4項ゲヴェーレ、第V章社会的背景、第IV章むすびの順序にしたがって、前記のごとく一定程度明らかにされた土地所有形態についてより多角的、立体的に検討を試みんとするものである。したがって、これまでの拙稿が概して村落共同体、自力救済⁴⁾、ゲヴェーレなどいわば下部構造に関連してその分析に多くの紙数が費され、王権、国家(的)公権(権力)などいわば上部構造に関連する分析が不充分であった点を省みるならば、本稿においては以前の拙稿以上に明確にその分析の結論を得られるものと期待される。但し、この場合期待される結論は関係せるいかなる研究(参考)文献を踏まえたものであるのか、その文献的条件は明示しておく必要があるであろう⁵⁾。つまり踏まえることのできたそれら文献の範囲は、分析結果を際立たせる裾野としてのその広がりを示すと同時にその限界を示すものだからである。

- 1) 拙稿「ウップランド法典（中世スウェーデン）における土地所有形態」『城西経済学会誌』第22巻第2号, 1986年（以下「ウップランド法典」と略記）
- 2) 拙稿「北欧中世（スウェーデン）における土地所有形態—ヨーロッパ中世成立期の土地制度研究の一階梯として—」『城西経済学会誌』第21巻第2・3号, 1985年（以下「土地所有形態」と略記）
- 3) ウップランド法典 *Upplandslagen*（以下 UL と略記）の章, 条項構成は次のとおりである。「王ビルイェールの裁可書（*Confirmatio Regis Birgeri*）」。「緒言（*Praefatio*）」。「教会の章（*Kirkiu balkoer*）」（以下 Kk と略記）§§1~22。「王の章（*Kununx balkoer*）」（以下 Kg と略記）§§1~12。「相続の章（*Ærfboer*）」（以下 Æ と略記）§§1~25。「人の尊厳の章（*Manhoelghis balkoer*）」（以下 M と略記）§§1~54。「土地の章（*Jorboe balkoer*）」（以下 J と略記）§§1~23。「売買の章（*Kiöpmaloe balkoer*）」（以下 Kp と略記）§§1~11。「村落の章（*Wipboerbo balkoer*）」（以下 W と略記）§§1~29。「裁判の章（*Þingmaloe balkoer*）」（以下 Þ と略記）§§1~14。「追加（*Additamenta*）」。「以上の章構成は標題をそのまま邦訳, 表記したものであり, 「緒言」で説明されている章の構成内容に基づくものではない。本稿で言及する章, 条項は特記される以外 UL のそれを指す。

本稿において使用する UL および他の地方法書, 法典の章, 条項はすべて下記の原典テキストから直接邦訳するものとする。Sam. Henning (utg.), *Upplandslagen enligt Cod. Holm. B 199 och 1607 Års Utgåva, Häft. 1 och 2, 1967*（以下 *UP. B 199* と略記）。Harald Hjärne, *Medeltidens Statsstick omkr. 800-1350 Valda Texter, 1895*, s. 327-340. 拙稿「土地所有形態」, 註11, 18頁所掲原典テキスト（本稿における略記法は当該所掲に同じ）。邦訳に際しては下記を参考とする。Åke Ohlmarks, *De Svenska Landskapslagarna, 1976*〔以下 *SLL (Ohlm)* と略記〕。拙稿「土地所有形態」, 註11, 18-19頁所掲文献（本稿における略記法は当該所掲に同じ）。

UL 成立の経緯の概略は, 拙稿「ウップランド法典」, 23-24頁。

本稿に関係する UL 以外の地方法書, 法典およびその成立年代, 本稿略記法などについて, 拙稿「土地所有形態」, 15頁。UL を含めたこれら法書, 法典（史）の詳細は Wilhelm Eduard Wilda, *Das Strafrecht der Germanen, 1842*, S. (34) 42-46 (51); Konrad Maurer, *Udsigt over De Nordgermaniske Retskilders Historie, 1878*, s. 157-174; 拙稿「土地所有形態」註11, 19頁所掲の文献参照。

筆者の狭い管見の範囲内ではわが国において UL の原典への言及およびそれからの直接的邦訳はみられない。したがって本稿は該当条項の全訳に勉め, 且つ, それに対応する原典原語の参照（文献紹介）, 筆者による試訳の再検討, などの便宜のために邦訳条項に対応する原典原語を本稿末尾に掲載する。なお原典の写本（手書本）字体は写真において見る他はなく, その一部の写真は「城西大学広報 *Josai*」No. 33, 1987年, 50-51頁参照。

- 4) 拙稿「北欧中世（スウェーデン）における自力救済慣行—実力社会の一考察—」『城西人文研究』第13号, 1986年（以下「自力救済慣行」と略記）。
- 5) 但し, 原典テキストおよびテキストに直接関連する史料の文献（本稿註3提示）以外, 原則として前稿およびそれ以前の拙稿に言及した参考文献はすべて表示することはせず, 本稿において新たに参考に資することのできた文献のみ, これらを註記した。

第Ⅱ章 王 権

中世スウェーデンの法書・法典類（*landskapslagarna*）の中で UL は最初に王の裁可を受け, 成立した。したがって当該法典にはなんらかの王権の反映を予想することができる。次の条項に王権の反映を探ってみよう。まず海外遠征および軍役負担についてみてみよう。

さて王は軍隊と海外遠征を提示し、船漕と（船舶）装備を提示する。そこで港と浮漂、舵手とすべての漕ぎ手を指名すべし（næmpnæ hampn ok stampn. ok styriman. ok hasætæ allæ¹¹）。そしてそれ（han¹²）（軍役）は聖燭節（kyndilþingum）（2月2日）に提示され、そして軍隊召集期間（lipstæmpnum¹³）に満されるべし。すべての王の貢納（utt giærþir¹⁴）について、布告はそれがなされる14夜前に到達すべし。[Kg §10 pr]

法に従って貢納を負っている借地農が（貢納を）怠り、あるいは奉公人（þiænistu mæn）ないし、他の農民がおり、（他の）農民がその屋敷の前でそれを要求するにもかかわらず、（徴収の）権利を獲得（fa）（行使）しえないならば、王は貢納と罰金の代りに彼の望むものは何であれ取得せしめる権限を享受する。それは罰金（witinæ¹⁵）として3エーレ（örær）であり、軍区（hampnuæ¹⁶）として3マルク（markœr）である。[kg §10-6]

王が海外遠征を提示し、船が位置につき、船尾（lyptingær）に帆が張られ、盾（skiöldær）が船首（stampni¹⁷）に（配備される）。もし人が甲板また棧橋（bryggiu sporþe）上で殺害されるならば、（その者は）2倍の賠償、80マルクの下に横たわる。[M §11-3]

以上の規定によれば、海外遠征等は王権に基づく命令であったと解される。さらに王権に関する規定を拾ってみよう。

さてどのような事柄であれ、聖職者（klærkær）が俗人（lekman）に過ちを犯すならば、農民（bonde）（つまり lekman）は教会裁判権を持っている彼の上役（forman）の面前に（その）聖職者を召喚すべし。俗人が聖職者に過ちを犯すならば、（彼は¹⁸）そのことを裁判集会（þing）へ告訴すべし（kiæri¹⁹）。俗人はその訴えに法的（宣誓）あるいは賠償により対応すべし。もし教会の使用人（kirkiunnæ hion）が他の人々（annæt folk）に、あるいは他の人々が彼らに過ちを犯すならば、それがいかなる犯罪であれ、それは地方法（lanzlagh¹⁰）の下に留る（standæ）べし。同様に、もし人々が、それがいかなる種類の土地（iorþ）であれ、土地をめぐる教会と争うならば、それは地方法、王の裁定および裁判官の判定に下に留るべし。司教が農民に正義を尽そう（ræt gioræ）としないすべての場合、そこで農民は自身の王（sin kununk）の面前に出向くべし。どのようなことが聖職者あるいは農民に起る（warþær¹¹）としても、すべての土地（に関する）紛争およびすべての土地の不法使用（awærkæn¹²）、それらは地方法に従って留るべし。[Kk §20]

さて、審判者（domæræ）が置かれる。そこで検察官（lænsman¹³）は出で来るべく、そしてフンダリー（hundæri¹⁴）から12人を指名すべし。その12人は審判者として2人を指名すべし。王（konongær）は彼らの手中に裁判権（dom）を置く（sættia）（与える）べし。審判者はそれぞれの裁判期日（dinxdagh）に裁判集会に出廷すべし。各フンダリーに一つの裁判会場（þinxstaþœr）が存在すべし。17日ごとに検察官は正規の裁判会場において裁判集会を

開催すべし。但し王の使者が来る時にはその1回以上となる。知らせ (bupskapœr) が王の側 (alwm¹⁶) から来、あるいは地方長官 (læns hærræ¹⁶) が裁判集会の開催を望む以外は、検察官は告知棒 (bupkafflæ¹⁷) を折って (upp skiæræ) はならない。[P §1 pr]

さて、殺害されたその者が外国生れ (utrikis föddær) でありうる。もし彼の相続人が証明書 (brewm) と証拠書類 (skælum) を持参するならば、遺産 (arff) を取得し、賠償金を要求する権利がある。もし彼が1年 (iamlangæ) と1夜 (nat) 以内に出頭せず、もし彼が俗人であるならば、王¹⁸が、もし彼が聖職者であるならば、司教が (それぞれ) 彼の遺産を取得する権利を持つ。王の役人 (kununx manni) がそれを見届け (seæ) そしてその後調査する (synæ) こととなり (syns¹⁹)、しかもここに述べられているように相続人が出頭しないならば、遺産を手中に持っている者は3マルクを償うべし。[以下省略] [M §8-1]

上記 P §1 pr では王ないしその役人による裁判 (開催) 権、M §8-1 では王の役人による調査権、それぞれが表明され、Kk §20 においてもその冒頭の規定にもかかわらず、結局王の権限の下に紛争は裁定されている。これらは王権の聖・俗界における優越性を物語っている。この王の優越性は王の選出、承認の歴史的推移からも窺い知ることができる。すなわち、まず伝統的な王の選出の経過をみると、「スウェーデン人民は王を選出し、同様に拒否する権利を持つ。(Sveær egho konong at taka ok sva vrækæ.)」(VgLL, R §1)「テュンダランド、アトゥンダランド、フェデゥルンダランド、これら3地域(フォルクランド²⁰)の人々は全スウェーデン人の助言の下にまずモーラにおいて²¹王を選出する。(Þry folklandö²⁰ með alt swearikis raþ sculu amorum²¹ fyrstum kunung taka. þet æru tiunda. attunda. ok fieþrunda.)」(SdmL, Kg §1) こうして選出された王は全国的承認を得るべく各地を順次巡回する (Eriksgata) (SdmL, Kg §§1, 2)。これが窺い知ることのできる伝統的の王の選出および承認の手續である。これによれば、本来王位は民意に左右²²されるものと解せられ、少なくとも王意と民意の力の均衡²³は否定しがたい。当該 UL においてもこの点に関して類似の規定を掲げている (Kg §§1, 2)。しかしながら UL 制定当時には継承王位は相続王、貴族などにより事前に事実上決定され、伝統的な手續による王の選出や巡回はすでに形骸化²⁴していた。次の UL の規定はこうした事情を窺わしめる。

彼ら (ウップランド、セーダマンランド、オストイェータランド等各地出身の担当裁判官達一筆者註) は国土を統治し、国家を強化し、法を強化し、そして平和を維持するために彼 (被選出王一筆者註) に王冠と王権を裁定すべし。そこで彼はウプサの財産 (upsælæ öpæ²⁵) につき査定される (æ…dömbdær²⁶)。[Kg §1²⁷]

ところで海外遠征や兵役負担など王の命令に応じたのはいかなる階層の人々であったであろうか。

農民 (bondær) と定住者 (bolfasti mæn) は歩哨 (warþ) に指名されなければならない

(aghu…næmpnæs)。婦人 (konæ) は歩哨に置かれ得ず。また非定住者 (löskæman) も (置かれ得) ない。[Kg §12-1]

この規定によれば歩哨義務に婦人や非定住者は除外される。また一定の若者 (20歳以下) と老人は軍役賦課と戦役を免除される (M §11-2²⁸⁾)。しかし軍事的負担、海外遠征を含む戦役および歩哨などは上記規定にみられる「農民および定住せる人々 (bönder ok bolfasti möen)」, つまり定住農民がその基軸となって支えたと考えられる²⁹⁾。彼らは他に、たとえば家宅搜索 (M §47 pr—後述), 借地契約解消 (J §12 pr), 金, 銀その他物品の売買 [Kp §1-pr, (1); 2-(pr), 2; 5-3], 抵当物の質入れ, 請け戻し [Kp §7; W §§7-1, 2 (後述)] などの際に必要な証人としてしばしば史料に散見される。王の命令, 賦課を担った彼らは一定の経済力を享受する自立, 自営の農民であったと考えられる。しかも彼らは同時に社会的, 政治的に自主, 独立の権能を享受した, という一般論としての蓋然性は低くない。しかしこの点については急いだ結論は控え, 注意深くさらに検討することにする。

ところで王の軍事的諸負担や海外遠征は必ずしも個人 [一般的には一定範囲の氏族 (släkt, Sippe) を単位とする] によって履行されたのではない。この点を次の規定において確認しておこう。

これが合法的海外遠征 (laghæ leþungœr) であり, 各フンダリー (hundæri) につき船舶4隻 (fughur skip³⁰⁾) である。もし王が自身海外へ行くことを, あるいは自分の軍隊を (海外へ) 派遣することを望むならば, どの程度長期にわたって海外に留まることを望むか, 自身決すべし (rapi siælwoer)。自身海外に踏みとどまることを望む (期間) にしたがって, 彼 (王) は海外遠征を提示することになるろう (wærpær…biupæ³¹⁾)。この布告 (þættæ þup) は最初の戦役負担 (fyrstu skipwist³²⁾) の中にある。(途中省略) 第2の戦役負担においては6ポンド (pund³³⁾) と6スパン (spæn³⁴⁾) が存在 (wærae) (課される) べし。2件の戦役負担は各船舶につき, 40マルクの金銭を以て果されるべし。これらの戦役負担は船舶3隻に対する戦士 (wighum manni) のように, 1マルクランド (marklan ((d) iorþær) からも同様に (slikt aff) (を根拠として³⁵⁾) 三つのフォークランド (folkland³⁶⁾) すべてを越えて (iwir) (わたって) (果される) べし。第4 (の戦役負担) は農民 (bondum) と農民の息子, 被雇用人 (legþ drængium) と非定住者 (löskæ mannum) の人数 (mantali) にしたがって果 (され) るべし。20歳である者は成人 (moghande³⁷⁾) と呼ばれる。彼は, 王が彼に免除する (undæn takær³⁷⁾) まで, すべての賦課 (allum utskyldum) に耐えるべし。[Kg §10—1]

さて王は各フンダリー (hundari) から4頭の牛 (nöt) を徴収すべく, 各四分区 (færþungœr³⁸⁾) (から) は肥えた牝牛 (ko) あるいは同程度の牛を自身の牛 (として) 徴収すべし³⁹⁾。6人の農民は1頭の羊 (faar), 農民各人は腕抱え (fang) 四つ分の干し草 (hö) ないし4ペ

ニング、各農民は1羽の雌鶏 (höns) (を納入すべし)。雌鶏がいないならば、2人が一緒になって雌鶏の代りに、1頭の仔羊 (lamb) あるいは1頭の仔山羊 (kid⁴⁰⁾ あるいは1頭の仔豚 (gris) を、そして雌鶏を持っていないならば雌鶏3羽の代りに1羽の雁鳥 (gas) を(納入すべし)。[Kg §10-3]

八分区 (attungær⁴¹⁾ が怠っている (sitær…qwær) ならば、5マルクの問題であり、四分区 (fiærpungær) は10マルク (の問題)、二分の一フンダリー (halfft hundæri) は20マルク (の問題)、全フンダリー (allt hundæri) は40マルク (の問題である)。また戦役負担 (skipwistinæ) は完全に (果されるべし)。これらの罰金は王の机 (borp) に留まる。王が完全に徴収する時は農民は無罪である。[Kg §10-7]

全フンダリー (allt hundæri) が (貢納などを) 怠っているならば、フォークランドの長官 (folklandz hærræ⁴²⁾ はフォークランドの人々12人と共に (mæp tolff folklandz mannum) 40マルクを探し出すべく (sökki…utt⁴³⁾、また戦役負担も添えて (納入すべし)。王の貢納はこのように入って来、神は彼に良好な恩典を与える。[Kg §10-11]

これはロジンからの (robins⁴⁴⁾ 賦課 (utskyldir) である。自分自身のパン (sitt æghitt bröþ) を食べる者は、それぞれ8マルク (markœr) のバター。集会賦課金 (þinglamæ⁴⁵⁾ として各農民から金銭1エルトク (örtugh)。各船区 (skiplaghi⁴⁶⁾ から血族金 (ættærgiældi⁴⁷⁾ 10マルク。各船区から6ラトヴィアポンド (lifspund⁴⁸⁾ のホップ。またもし彼らが在宅しているならば、遠征賦課金 (lepungs lamæ⁴⁹⁾ として毎年1マルク。もし彼らが自身の海外遠征として海を越えて行くならば、遠征賦課金については免れる (lipughir)。これらの貢納はこれ以上とはならない。[Kg §11 pr]

以上の諸規定によれば、一定の経済的条件を具備した定着農民を中核として、一定の隣人(村落)共同体 (hampn~hundæri) を単位として王の軍事的諸負担や遠征などは支えられていた。そこで次項において村落共同体の機能や性格などについて検討してみよう。

1) この部分は逐語訳である。参考文献、語彙集では次のごとくそれぞれ翻訳している。

- ① nämna stamnboe och alla krigsmän, samt styrman och alla rodare: nominare proretam omnesque milites, ac gubernatorem omnesque remiges. (SSGL, Vol. III, s. 408; ORD, s. 590)
- ② namnge hamn och stam och skeppshövding och alla roddare. (SLL, Vol. I, s. 46)
- ③ nämnas hamn och stam och skeppsstyrare och roddare alla. [SLL (Ohlm), s. 26]
- ④ bestimmen den Hafen und die Leute im Steven und den Schiffsführer und alle Schiffssleute. (SchR, S. 101.)

③が原典に近く、他はそれぞれ意識している。なお修辭的表現でもある。SLL, Vol. I, s. 55 n. 30。但し、“hampn”は“hampnu”の代用だと解すならば(SSGL, Vol. III, s. 340; SchR, S. 101, Anm. 3), これは軍区(hampn)(後述 Kg §10-6, 註6。なお、本稿の註相互の引用は、同一項で

は単に数字を示し、項が異なる場合はたとえばIV—1と表記し、それぞれ章、項を表示する。)となる。
UP. B 199 では “hamn” (s. 67)

- 2) han→leþunger. *SSGL, Vol. III, s. 411.*
- 3) 召集期間 (日) (bestämd tid för krigshärens samlande) (*SSGL, Vol. III, s. 370; ORD, s. 399*) と召集の集会 [ledungsstämmor-*SLL, Vol. I, s. 46; härstämmor-SLL (Ohlm), s. 26*] の二つの解釈がある。
- 4) utt giærþir→utgærþ (*SSGL, Vol. III, s. 434; ORD, s. 678*)
- 5) wttinæ→viti. 語義は罰金 [vite, böter, mulcta-*SSGL, Vol. III, s. 427; ORD, s. 711; SLL (Ohlm), s. 27*]. しかしこれを「各個人につき (för var enskild-*SLL, Vol. I, s. 48, 60 n. 47; für einen einzelnen-SchR, S. 104 u. Amm. 1*) の解釈もある。
- 6) hampna は武装戦士選出の最少地域単位であり、起源の原則によれば8戸より構成。但し、通常はKg §10-1 (後述) にみるようにフンダリー (hundæri) (P §1 pr-註14) ごとに兵役徴収は行われる。なお、これの上位区分として概して順次八分区 (attung), 四分区 (fjårding), 二分区 (half hundæri) となる (Kg §10-4)。これらの行・財政区分は、依然として議論はあるものの、13世紀以降に施されたものであり、それ以前には複雑な経緯がある。Kg §10-7 (後述) 参照。 *SSGL, Vol. III, s. 340. ORD, s. 559. SLL, Vol. I, s. 58 n. 36.* Svend Aakjær, 'Land Measurement and Land Valuation in Medieval Denmark' *The Scandinavian Economic History Review, Vol. VII, No. 2, 1960, pp. 138-9.* Oskar Björnånger, *Ur Köpings Medeltidshistoria, 1960, s. 22-23.* Gerhard Hafström, *Ledung och Marklandsindelning, 1949, s. 18, 87 ff. Do., 'Die Altschwedische Hundertschaft', Vorträge und Forschungen, Bd. VIII, 1964, S. 448.* Gösta Johannesson, *Skånes Historia, 1977, s. 60-61.* Sven-Olof Lindquist, 'Äldre och Yngre Bebyggelse-taxering, Tomskifte samt Administrativ Indelning i Medeltidens Sverige' *Geografiska Annaler* (以下 GA と略記), *Vol. LB, 1968, s. 111-114.* Erik Lönroth, *Statsmakt och Statsfinans i det medeltida Sverige, 1984, s. 92-96.* Jerker Rosén, *Svensk Historia I, 1962/1983, s. 121.* David Hannerberg, 'Byamål och Tomtreglering i Mellansverige före Solskiftet', *Ymer, Vol. 79, 1959, s. 184-5.* *Kulturhistoriskt Lexikon för Nordisk Medeltid från Vikingatid till Reformationstid, 1956-1978/1981-1982* (以下 KLNLM と略記), *Vol. VI, s. 96-7.*
- 7) stampn-stamn はこの場合 stampáfartyg (船首) である。 *ORD, s. 590.*
- 8) これを第三者 “man” とする解釈がある (*SLL, Vol. I, s. 30; SchR, S. 93*)。しかしここでは当事者 “han” とする解釈 [*SLL (Ohlm), s. 23*] にしたがう。
- 9) kiæri→kœra (v, n) (*SSGL, Vol. III, s. 360*).
- 10) lanzlagh→lanslagh. 地方法とは東・西イエートランド、スコーネ等それぞれの地域を法域とする法書・典であり、この場合は UL。
- 11) warþær→varþa ないし vœrþa。この場合はその語義を vârd (*SSGL, Vol. III, s. 423*) とする varþa (v, n) ではなく、vœrþa。しかもその語義は、①varda, ②ske, inträffa, accidere, ③skola のうち②である (*SSGL, Vol. III, s. 437*.)。
- 12) awærkæn→avœrkan. 語義は (olofligt) bruk af en annans jord (*ORD, s. 55*)。たとえば他人の穀類、牧草を刈り取ること [Karl v. Amira, *Nordgermanisches Obligationenrecht* (以下 *NorOb* と略記), Bd. I, 1882/1973, S. 728]
- 13) lænsman→lœnsmaþer. フンダリー (註14) ごとに配置された王の役人、徴税官。検察官の場合もある。 *ORD, s. 414-415. SSGL, Vol. III, s. 372. SLL, Vol. I, s. 59 n. 41 a.* Birgitt Fritz, *Hus, Land och Län Förvaltningen i Sverige 1250-1434, Vol. 1, 1972, s. 74-83.* Birger Lundberg, *Territoriell Indelning och Skatt i Uppland under Medeltiden, 1972, s. 14-15.*

- 14) 最も基本的な司法, 行政, 軍事的地域単位。これは特にウップランド地方における呼称であり, 他の地域ではおおむねヘラズ (hœraþ) と呼ばれる。註36, 46. *ORD*, s. 287. s. Aakjær, *op. cit.*, p. 116 n. 1. R. T. Cornish, 'The Influence of Physical Features on Rural Settlement in East-Central Sweden', *The Institute of British Geographers. Transactions and Papers, No. 16, 1950*, p. 129 n. 3. Erik Floderns, *Sigtuna Sveriges Äldsta Medeltidsstad, 1941*, s. 36. G. Hafström, *Ledung-* (*op. cit.*) s. 139-144. Do., 'Die Altschwedische- (*op. cit.*)', S. 443-63. Thnmas Lindkvist och Kurt Ågren, *Sveriges Medeltid, 1985*, s. 9-11. B. Lundberg, *op. cit.*, s. 9-10, 78-81, 183, 186-7. *NorOb, Bd. I*, S. 17. J. Rosén, *op. cit.*, s. 117. Harry Ståhl, *Ortnamn och Ortnamnsforskning, 1970/1976*, s. 148-159. D. Hannerberg, 'Byamål och Tomtreglering- (*op. cit.*)', s. 186-8. P. A. Munch, *Die nordisch=germanischen Völker, ihre ältesten Heimath=Sitze, Wanderzüge und Zustände, 1853*, S. 126-135. *KLNM, Vol. VII*, s. 74-8.
- 15) "alwn" は筆者に理解できない。 *SLL, Vol. I*, s. 195 は言及していない。とりあえず "sida" [*SLL (Ohlm)*, s. 69], "Seite" (*SchR*, S. 227) に依った。
- 16) læns hærræ→lœns hœrra. 一, 二のフンダリーなど一定領域の監督を委任された王の役人。lœnsmaþer (註13) の上位者で最高の役人 (den högste länsherren-*KLNM, Vol. XI*, s. 104)。とりあえず地方長官と表記した。 *ORD*, s. 414. *SSGL, Vol. III*, s. 372. *SLL, Vol. I*, s. 207 n. 4. B. Fritz, *ibid.* 註III-2, 13。
- 17) buþkafflæ→buþkafli. 集会などを告知, 召集するために順次回覧される小枝。 *ORD*, s. 101. Jacob Grimm, *Deutsche Rechtsalterthümer, Bd. I, 1899*, S. 227. *KLNM, Vol. II*, s. 340-2.
- 18) 王の持つ権利は相続人なき外国出生の被被害者の遺産である。Kg §3 に言及される "danar arf" はこの条件の適合者と思われる。なお, 同趣旨の規定を DL, G §17; VmL, M §8-1 にみられる。いずれも同国人に対する王の遺産取得権については言及されていない。 *SLL, Vol. I*, s. 119 n. 30.
- 19) 原典のこの部分つまり "syns kununx manni seæ pæt ok synæ sipæn." で特に "syns" に注目すると, "vägras konungens ombud att se och syna arvet." (*SLL, vol. I*, s. 91), "vägras konungens man att se det och syna sedan" [*SLL (Ohlm)*, s. 38], "Wird des königs Mann verweigert, es zu sehen und zu besichtigen" (*SchR*, S. 133) とそれぞれ翻訳され, 王の役人が検屍を防害, 拒否されると解されている。しかし本稿では "syns" つまり "syna" の原義 (bese, åskåda, contueri-*SSGL, Vol. III*, s. 413, *ORD*, s. 622.) に基づいて試訳した。
- 20) 海岸区 (Roðin) (註44) を除くウップランドを形成せる3法域 (folkland) (註36) のそれぞれを言う。
- 21) J. Rosén, *op. cit.*, s. 82, 119.
- 22) 「彼ら (スウェーデン人民—筆者註) は旧家出自の王を戴くとしても, その権力は人民の意志に依存する (Reges habent ex genere antiquo, quorum tamen vis pendet in populi sententia)。」 (*Magistri Adam Bremensis, Gesta Hammaburgensis ecclesiae Pontificum*) [テキスト: G. H. Pertz (ed.), *Monumenta Germaniae Historica, Scriptorum Tomus VII, 1846/1963* (以下 *M.G.H.* と略記), p. 377; W. Trillmich u. R. Buchner (eds). *Quellen des 9. und 11. Jahrhunderts zur Geschichte der Hamburgischen Kirche und des Reiches, 1961*, (以下 *Quellen* と略記), S. 464] Birgitta Fritz, 'Helgö und die Vorgeschichte der skandinavischen Stadt', *Antikvariskt Arkiv, Vol. 38, 1970*, S. 50. Th. Lindkvist och K. Ågren, *op. cit.*, s. 93-94. Ingvar Andersson, *Sveriges Historia, 3 uppl. 1950*, s. 59-61. Hjalmar H. Boyesen, *A History of Norway from the Earliest Times, 1900*, pp. 7-8. Paul B. Du Chaillu, *The Viking Age, Vol. I, 1889*, p. 501. Gwyn Jones, *A History of the Vikings, rev. edit., 1984*,

- pp. 151-2. Walter Schlesinger, 'Über germanisches Heerkönigtum', *Vorträge und Forschungen*, Bd. 3, 1956, S. 140. Jan de Vries, *Altgermanische Religionsgeschichte*, 3. Aufl. 1970, Bd. I, S. 393-4, 421, 455; Bd. II, S. 50, 78. W.E. Wilda, *op. cit.*, S. 28-32. 拙稿「土地所有形態」, 註90。
- 23) Carl F. Hallencreutz, *Adam Bremensis and Sueonia*, 1984, p. 9.
- 24) Allmogens fria val av konung höll emellertid redan vid tiden för UL: s utarbetande på att göras illusoriskt genom kungarnas och stormännens förhandsöverenskommelser om tronföljden. (*SLL*, Vol. I, s. 51). しかしこのことは王権の全土への侵透の既遂を意味するものではない。王権確立への方向性を示す (I Landslagens valstadga iakttog vi vissa tendenser att förstärka konungens inflytande inom rättsutvecklingen...—Kristin Drar, *Konungens Herravälde såsom Rättvisans, Fridens och Frihetens Beskydd: Medeltidens Fursteideal i Svenskt Hög-och Senmedeltida Källmaterial*, 1980, s. 92) 段階と理解すべきである。W. Schlesinger, *op. cit.*, S. 131-2, 140. Karl Wührer, 'Die schwedischen Landschaftsrechte und Tacitus' Germania' *Zeitschrift der Savigny Stiftung für Rechtsgeschichte* (以下 ZSRG と略記), Bd. 76, 1959, S. 4-6. cf. Walter Schlesinger, 'Randbemerkungen zu drei Aufsätzen über Sippe, Gefolgschaft und Treu' *Festschrift für Otto Brunner, Alteuropa und Die Moderne Gesellschaft*, 1963, S. 39-40. ちなみにノルウェーで一般に13世紀中頃に成るとされる史料 Konungs skuggsjá-Speculum regale によれば, 王は聖, 俗界を統べる存在として「描かれ」ている。Sverre Bagge, 'The Political Thought of the King's Mirror' *Mediaeval Scandinavia Supplements*, Vol. 3, 1987. Laurence Marcellus Larson (tr.), *The King's Mirror (Speculum Regale-Konungs Skuggsjá)*, 1917, pp. 33-49, 173-75, 245-48. Rudolf Meissner (über), *Der Königspiegel Konungsskuggsjá*, 1944, S. 4-5, 107-109, 163-5. 註VI, 9。
- 25) ウプサラにある王の農場, ウェストヨートランドにある王の役人の居所など。ORD, s. 784. SchR, S. 96 Anm. 4. SLL (Ohlm), s. 77. B. Fritz, *op. cit.*, Vol. 2, 1973, s. 15 (本稿註36), 60 (所在地). B. Lundberg, *op. cit.*, s. 11, 183. E. Lönnroth, *op. cit.*, s. 42-3.
- 26) この句は, 語彙 "döma" の中に, その語義 indicare, döma として例示されている (ORD, s. 130; SSGI, s. 311)。他に SLL (Ohlm) ではこれを "til-döma (ORD, s. 643) つまり tilldöma と解する。いずれにせよその意味は合法的権限の獲得 (få laglig rätt) (SLL, Vol. I, s. 43) である。
- 27) 当該規定に関する当時の王の選出について, SLL, Vol. I, s. 51-53; Vol. III, s. 49-57; Vol. V, s. 117-121. SLL (Ohlm), s. 77, 154-5, 381.
- 28) 註37。
- 29) helgård, いわば完全農家 (den fullsuttna gården) とは彼らを指すものと考えられ, 彼らが戦士選出の最少単位である軍区 (hamn) (註6) の基礎となった。一般的に言えば, 7~10 ha 規模の土地を経営するが, 通常3~4人による共同経営である。J §1~2 (教会建設の費用負担を担う土地「所有」農民) (第三章, 第1項). S—O. Lindquist, *op. cit.*, s. 111-114. Britta Pallin, 'The "Bytomt" (Village Toft) —its Significance and Function', GA, LB, 1968, p. 53. David Hannerberg, 'Bytomt och Samhällsorganisation', Ymer, Vol. 86, 1966, s. 70-71.
- 30) これは "ein Schiff" と翻訳される場合 (SchR, S. 101) もあるが, 特に説明はない。隻数は法書・法典により必ずしも統一されていない。SLL, Vol. I, s. 58 n. 32.
- 31) ここにみる王の恣意的海外遠征は, 王への恭順を国内防衛に限定し, 海外遠征には人民の同意を必要とする規定 (SdmL, Additamenta §1: allir ok the i hans riki bygia ok boo aghu hanum lyðno halda. buð hans standa ok til thianistu uæra. særlicha a landamære land hans at uæria. ok æi ytermer með hærfærð. utan goðuilla thera fangnum.) (SSGI, Vol. IV, s. 184-5. な

- お “goðuilja” つまり “goðvili” とは “fri vilja, samtycke, liberum arbitrium, consensus” — 自由意志, 合意, *ibid.*, s. 240) に矛盾する。SLL, Vol. I. s. 58 n. 23; Vol. III, s. 248 n. 15.
- 32) 戦役負担 (skipvist) とは元来海外遠征に必要な船舶装備, 食糧等である。平和時には穀物, 金銭による負担となる。SSGL, Vol. III, s. 402-3. G. Hafström, *op. cit.*, s. 154-169. B. Lundberg, *op. cit.*, s. 97-9, 186. Per Olof von Törne, ‘Die älteste Besteuerung in Schweden’, *Alfons Dopsch, Wirtschaft und Kultur, 1938/1966*, S. 268. *KLNM*, Vol. XV, s. 472-5.
- 33) 重量単位で肉, ベーコン, バターなどが対象となる。1 pund = 1 lispund (註48) $\approx 8\frac{1}{2}$ kg ≈ 20 ポンド。ORD, s. 497-8. SLL (Ohlm), s. 77. *SchR*, S. 102 Anm. 1. *NorOb*, Bd. I, S. 440-41. J. Rosén, *op. cit.*, s. 566.
- 34) 他の地域では skäppa と呼称される容量の単位。但し嵩には地域性がある。1 spander = $\frac{1}{2}$ tunna = 1.5 hektliter. ORD, s. 586. SLL (Ohlm), s. 77. *NorOb*, Bd. I, S. 438. J. Rosén, *op. cit.*, s. 567. Nils Sahlgren, *Äldre Svenska Spannmålsmått, 1968*.
- 35) 註V, 46。
- 36) 海外区 Roðin (註44) を除く, ウップランドを形成せる3法域のそれぞれを言う。それぞれは tiunda land, attunda land, fiöþrunda land と呼ばれる。この場合 “land” は “hund” と同義である。しかし文字どおり, それぞれ10, 8, 4の “hund (pl. hundaren)” より構成されていたわけではない。ちなみに, “hund” は後に置換された hundæri, hœraþ の先行地域区分名称である。ORD, s. 173-4. SSGL, Vol. III, s. 319. G. Hafström, *op. cit.*, s. 18. B. Lundberg, *op. cit.*, s. 74-6. J. Rosén, *op. cit.*, s. 82. H. Ståhl, *op. cit.*, s. 132. 挿図参照 (11頁)。
- 37) J §4—5: 15歳以下の未成年者 (owormaghæ. þöm sum minnæ ær æn fæmptæn aræ.) との土地売買は不可。Kk §19—2: 15歳以下の未成年者が宣誓に行くならば (gangær owormaghi eþ þæn minnæ ær æn fæmptæn ara), それは無効。M §2 pr: 15歳以下の者は未成年者 (þæt ær owormaghi minnæ ær æn fæmptæn aræ), 彼が殺人を犯した場合。以上の規定によれば, 16歳以上は成人である。但し戦役負担は20歳以上に課されると解せられる。したがって「完全武器 (full folkwapn) を携行でき得ず, (また) 賦課 (skyldum) と貢納 (utgiærþum) を免除されている程一方が若く (ungær), 他方が年を取っている (gamæl) 者が殺害されるならば, (彼は) 80 マルクの2倍によって賠償される (ær annær swa ungær. ok annær swa gamæl. at han ær æi för full folkwapn bærae. skorin aff skyldum ok utgiærþum. wærþær þæn dræpin. gildær mœþ twæböte tiughum attæ.)」[M §11—2] にみられる青年は20歳以下と解せられる。また王による兵役の免除は, 武器携行不能に立ち至った老年時点と一般に解せられる。
- 38) フンダリーの4分割区。他に Kp, §§9-3, 11 などに言及。SLL. Vol. I. s. 158, n. 20. *KLNM*, Vol. IV, s. 376-8. 註6。
- 39) 当該部分の原典は次のごとくある。Nu skal kunungær hawæ fiughur nôt. aff hundari hwariu. fetæ ko. ællr komykit nôt. hwar fiærþungær sitt nôt. この原典に対して次の翻訳が試みられている。①Konungen skall hava fyra nôt av varje hundare, varje fjärding lämne sitt nôt, en fet ko eller likvärdigt not. (SLL. Vol. I, s. 47) ②Nu skall konungen hava fyra nôt av varje hundare, en fet ko eller ett fetkogällande nôt, var fjärding sitt nôt. [SLL (Ohlm), s. 27] ③Nu soll der könig vier Rinder haben von jeder Hundertschaft, eine fette kuh oder ein einer Kuh gleichwertiges Tier. (*SchR*, S. 103)
- ①によれば各フンダリーから4頭の牛が徴収され, ②は原典の単語を逐次翻訳し, ①に類似している。③は「四分区」の語を削除し, フンダリーとの区別をしていない。本稿はとりあえず①に近い試訳となっている。
- 40) “kid” の語義は rådjurskalv, fawn (『のろ』仔鹿) (*Svensk-Engelsk Ordbok* «*Esselte Studium*»,

- 1986, s. 359); Zicklein (仔山羊) (H. Kornitzky, *Langenscheidts Fickordbok. Del. I Svensk-Tysk 12. Aufl. 1979*, s. 199). とりあえず仔山羊と解す。
- 41) 拙稿「土地所有形態」註42。B. Lundberg, *op. cit.*, s. 92-3. E. Lönnroth, *op. cit.*, s. 73-86. Johannes Hoops, *Reallexikon der Germanischen Altertumskunde, 2te Aufl. Bd. I, 1973*, S. 474-5. なお耕地の面積単位としては S. Aakjær, *op. cit.*, pp. 134, 141-2. David Hannerberg, 'Die Älteren skandinavischen Ackermasse' *Lund Studies in Geography, No. 12, 1955*, s. 3-45. Sölve Göransson, 'Morphogenetic Aspects of the Agrarian Landscape of Öland', *Oikos Supplementum, vol. 12, 1969*, pp. 68-78.
- 42) folklands hœrra. ウップランドの各フォークランドに配属された王の最高の役人。ORD, s. 174. SSGL, Vol. III, s. 320. SLL, Vol. I, s. 60 n. 50. SLL (Ohlm), s. 78. SchR. S. 105, Anm. 1. 註III-2, 13. cf., KLNLM, Vol. IV, s. 469-70.
- 43) söki→sæka. 語義は söka [SLL, Vol. I, s. 49; SLL (Ohlm), s. 27]; gifva, öfverlemna (ORD, s. 624); treiben (SchR, S. 105); aussuchen (H. Kornitzky, *op. cit.*, s. 524)などを総合すると、長官はフンダリー全域を対象に人々を追求しつつ、くまなく探し40マルクを王に納入していると解せられる。但しこの場合フォークランドの人々12人と行動を共にしている状況は見落してはならない点である。
- 44) メーラル湖 (Mälaren) および東部海岸 (Östersjon) 地方の呼称。註36, 46. KLNLM, Vol. XIV, s. 355-56. B. Lundberg, *op. cit.*, s. 82-3, 183. J. Rosén, *op. cit.*, s. 117, 121.
- 45) þinglami. 文字どおりの語義によれば, "þing" とは集会, "lami" ないし "lœmia" とは麻痺する, 無効となる, したがって取消しとなる, である。海外遠征 (leþung) が行われず, したがってそのための集会 (þing) が開催されなかったことの代償として特にロジン地方に課された賦課金。leþunglami (註49) と同趣旨。ORD, s. 747. SSGL, Vol. III, s. 440. SLL, Vol. I, s. 61 n. 52. SLL (Ohlm), s. 78.
- 46) skiplagh. 文字どおりの語義は "skip (船)" の "ligh (法域)"。ここではスウェーデンの海岸地方特にロジンにおける, スウェーデン内陸部のフンダリーないしヘラズに対応する区域とされる。但し議論はある。兵役徴収はこれを単位として行われる。ORD, s. 559. SSGL, Vol. III, s. 402, SchR, S. 105 Anm. 5. KLNLM, Vol. XV, s. 471-2. NorOb, Bd. I, S. 17. Ulf Sporrang, *Kolonisation Bebyggelseutveckling och Administration, 1971*, s. 100-102 (104). G. Hafström, *op. cit.*, s. 18-9, 58, 139-144, Th. Lindkvist och K. Ågren, *op. cit.*, s. 11. B. Lundberg, *op. cit.*, s. 16, 83-6, 184-6. J. Rosén, *op. cit.*, s. 121. 註36, 44。
- 47) 10月 (XIII. nattom æfter michials mæssö-VmL, Kg §7-5) それぞれの "cett" (血族, 家族, 戸) に課される課徴金で, 各フンダリー (ヘラズ) につき30マルク, 各船区 (skiplagh) につき10マルク。Kg §10-2 (後述)。ORD, s. 779. SSGL, Vol. III, s. 447. SLL (Ohlm), S. 78. SLL, Vol. II, s. 42 n. 27. G. Hafström, *op. cit.*, s. 145-153, 174. B. Lundbers, *op. cit.*, s. 99-100, 104 n. 10, 185. P.O. von Törne, *op. cit.*, S. 268-271. KLNLM, Vol. XX, s. 599-601.
- 48) ラトヴィア地方の重量単位 (pund)。KLNLM, Vol. X, s. 605. 註33。
- 49) leþunglami とは "leþung" (海外遠征) の "lami" (取消し)。実施されなかった海外遠征の代償として支払われる (som skulle erläggas då ledungen ej utkallades-O. Björnånger, *op. cit.*, s. 23) 賦課金。þinglami (註45) 参照。J. Rosén, *op. cit.*, s. 127.

第Ⅲ章 村落共同体

第1項 共同体規制

村落共同体が軍事的負担の単位として機能していたことを前項にみた。しかし村落共同体は他にさまざまな機能を担っていた。まず土地、家畜の抵当執行、請戻し等についてみてみよう。

もし人が、穀物あるいは金銭あるいは他の品物の代償として、（しかも）彼はそれを播種あるいは食料のいずれかの目的で入手し、あるいはどのような理由（目的）により入手するにせよ、土地（iorþ）を他人に（抵当として）置くならば、彼は置かれた（wæþ sættær æru）すべての土地についてマンチン祭（martens mæssu¹¹）までに一定期間（stæmpnudagh）を設定すべし。彼あるいは彼の親族（frændær）が聖マルチンの日（sanctæ martæns dagh）以前にそれを請け戻し（atærlöst）可能ならば、その者（債務者）は（自身が）請け戻すものとして土地を確保すべし。もしその日までに請け戻さないならば、それは入質されたものとしてその者（債権者）は土地を取得すべし。[J §9 pr]

抵当に置かれる（utsættiæs）すべての土地（allær þe iorþir）は裁判集会（þingi）あるいは教区住民面前（fore soknæmannum）の教会において入質されなければならない。またそれが入質されると同様に証人を以てそこで請け戻されなければならない。もし彼が自身証人を以て請け戻したと主張するならば、この点について12人は、それが証人を以て請け戻されたのか否か証言すべし。それは証人を以て請け戻された、と彼らが証言するならば、買い戻し証人は有効である。請け戻されなかった、と彼らが証言するならば、それ（hun）（土地）は（そこに）入質されることになったその者が土地を確保すべく、買い戻し証人を以て獲得せんとする者は3マルクを賠償すべし。[J §9-1]

J §9 pr. にみるように土地（iorþ）は一定期間内に本人あるいは親族によって請け戻される。しかしここで特に注目したいのは、J §9-1 にみるように入質や請け戻し時の共同体への公開である。この点は次の家畜の入質についてもみられる。

さて家畜（fæ）が（抵当に）取られ（ær…intakt），そして家畜を所有するかの者（hin…sum fæit a）（債務者）がその後（質受けに）来ようとしなければ、家畜を（抵当に）取った者は隣人と村人（grannum ok bygdæmannum）の前に明らかに（報告）しなければならない（a lysæ）。（債務者が）前もって来る意志がないならば（will æi hældœr），（抵当家畜は）彼の（hans）（債権者の）保護の下に留まらなければならない。もしその家畜が死亡するようなことがありうるならば、戸口の前に捨て置き且つ賠償せずに横たえなければならない。さて紛争が起こる。かの者（hin）（家畜の所有者＝債務者）が主張する。「あなたは私の家畜を（抵当に）取った、そして適法ではあるが秘密裏に収容している（laghþi lön a）。」（抵当

に) 取った者は2人の定住する人々 (bolfastum mannum) と共に, 彼 (han) (本人) はそれを畑 (akrum), あるいは草地 (ængium) (放牧地) あるいは分割された森 (skipapum skoghi) で (・j) 取得したのであり, またそれは適法に隣人の前に明らかにされている旨を証明しなければならない。もしそのように (隣人の前に) 明らかにされていないならば, もしそれ (pat) (家畜) がなんらかの損害を蒙ったのであれば家畜に (の) 償いを返さなければならず, またそれが非合法に (抵当として) 収容されたについて3マルク (の賠償) である。

[W §7-2]

当該規定で原典 “laghþi lön a” の部分のうち “laghþi” を筆者は正確に理解できない。そこで参考までに当該部分について試みられた他の翻訳をみてみよう。“hållt detta fördolt²³⁾”, “hade det i lönn²⁴⁾”, “(du hast) verborgen gehalten²⁵⁾”. ここにみる翻訳では “laghþi” が明確に逐語訳されておらず, あるいは無視されており依然としてその語義は不明である。そこで筆者は試みにこれを次のように解する。“lön a” は “lön ægha” であり, “lön” は döljande, occultatio²⁶⁾ をその語意とする。したがってこの語句は隠し持つ, 隠匿する, という意味となる。“laghþi” は “lagh” あるいは “lagha” と解し, 「(適) 法」という意味を持つ名詞ないし形容詞と解する²⁷⁾。それぞれをこのように解すならばその要旨は, 確かに抵当として家畜を法にかなって収容してはいるものの, 公表せずひそかに隠し持っている, ということになる。つまりここで問題となっているのは, 家畜の収容が適法か否かではなく, 公表したか否かにあると解せられる。それであればこそ2人の住民の証言の中で, 「それは適法に隣人の前に明らかにされている旨 (þæt ær laghlikæ lyst fore grannum)」つまり隣人への公表の事実が欠くことのできない重要な要件となっているのである。仮に叙上のごとく “laghþi” を意識的に解し, “laghþi” と “lön a” を対比して考えるならば, 当該部分は住民への公表の重要性を, つまり村落共同体関係がいわば抵当=質入れというすぐれて個人的債権, 債務関係の中に分け入っているのみならず, そのことが重要で不可欠な要素となっていることを期せずして吐露しているのである²⁸⁾。

次の規定は借地契約の解消についてである。

さて借地農が土地 (借地) の解消 (atær sighiæ) を望むならば, 彼は正しい地代支払い日 (rættæn affraz dagh²⁹⁾) に隣人 (grannun) および自分の (借) 地に最も近い裁判集会の面前において地主 (eghandæ) に宣告 (ti sighiæ) すべし。そこでその (借地) 契約料 (gipt³⁰⁾) と犁耕費用 (træpis æriu³¹⁾) を喪失すべく, また彼が播種したその年の地代 (affræþ) を支払うべし。もし彼が正しい地代支払い日を過ぎて後に宣告するならば, 借地農は地主にその年の地代全額およびオラーフ祭 (olaffs mæssu³²⁾) までにその土地から与えられた (utgioræs³³⁾) (獲得された) すべてを引渡すべし。また借地農はそこに起こりうる垣の倒壊 (garþæfald³⁴⁾)

（について）賠償すべし。（以下省略）〔J §12 pr〕

さて農民（bondæ, 地主）と借地農（landboæ）が合意しないならば、彼（han）（bondæ つまり地主か）は隣人および附近住民（grannum, ok nagrannum¹⁴⁷）の面前において、且つ地代支払い日（affraz daghæ）以前に彼（hanum）（landboæ つまり借地農か）に（退去）宣告（aff sighiæ）しなければならない。もし彼がいかにしても地主の土地（eghandans iorp）から退去することを望まないならば、裁判集会（þingi）において自身の土地（iorþ sinni）（地主の土地）における彼（hanum）（借地農）（の利用）を拒否すべし。その後借地農たらんとする者（hin）（当該借地農か）が借地契約証人（bygningæ witnum）と共に出来し、また地主は前もって拒否（否認）しており（hawær forbupæt）、且つ拒否（否認）（したことについて）の自分の証人（forbuz witnum）と共に裁判集会に出席しており、またそのような裁判集会での証人も存在しているならば、拒否（否認）証人が採用され、借地契約証人は否決されるべく裁かれる。同じ者が土地を確保しているならば、決められた期限内での1回を上まわるより多くの契約料は与えられ（支払われ）るべきでない。〔J §12—1〕

次に土地の売買について検討してみよう。

すべての獲得地（afflingæ iorp）、それは血縁者（byrbæmannum）に提示される必要はない（a æi…biupæs）。その土地は専断（権）（afflæt）を持っている。その土地が相続により入手され、あるいはその者が血縁から血縁関係により（つまり血族地として）購入したのでない限り、彼は自分の望む者に贈与しあるいは売却し、また最も高額になりうるよう、自分の望むことをそれに抛り行う権限を享受すべし。（血縁者からの購入地の場合）それは正当な血縁者に再提示されるべし。〔J §2—4〕

まずここで規定された土地は、後述（第IV章1項）するような、血族的規制を伴う土地（e. g., fæpæris iorp）ではなく、「獲得地（afflingæ iorp）」である。しかもこの「獲得地」の売買は当該規定によれば自由であった。次の規定は「獲得地」が処分自由であったことをより直截的に表現している。

血縁関係によって購入されたのではないすべての獲得地（aflings iorp）、それについてその者は、彼の望む者に対して贈与し（giwa）、贖いとし（giællæ）、売却する（sæliæ）という専断のごとき権限を享受すべし。〔SdmL, J §2-3¹⁵¹〕

なお、この「土地」処分（売買等）の自由は本稿において村落共同体の歴史的展開を考察する際に改めて想起すべき論点である。

ところで自由な処分が可能とされる土地といえども、その売買は次の規定にみるようにまったく第三者の関知しない、当事者間に限定された取引ではなく、共同体が関与する。仮に後述（第IV章1項、J §1 pr）するように、これが「血族地（gamblæ byrb iorp）」であっても一定の条

件によってはその種の土地の売買についても共同体が深く関わっているのである。

人が他人から所有物 (eghu) を購入し、それが1マルクあるいはそれ以下の購買であるならば、12人の証人 (fastær¹⁶⁾) が臨席すべし。人が1マルク以上で2 (twæggia¹⁷⁾) (マルク) 以下を購入するならば、16人の証人が臨席すべし。人が3マルクあるいはそれ以上の土地 (iorþ) を購入するならば、24人の証人が臨席すべし。人が他人から土地を購入する場合はすべて、証人はフンダリー裁判集会 (hundæris þingi), あるいはフォークランド裁判集会 (folklandz þingi), あるいは教区住民面前の教会 (kirkiu. fore soknæmannum), あるいは不定集会 (affkiænnu þingi¹⁸⁾) に提出されるべし。[J §4 pr]

その他共同体の多様な機能についてみてみよう。

自分の司教の許可および教区の同意 (sokninnæ gopwiliæ) を得ずして教会を新しく建築する司祭は誰であれ、9マルクの罰金である。その9マルクから司教は3マルクを取得し、その教会は同時に3マルクを、彼の教区の住民は3マルクを (それぞれ取得する)。[Kk §1—3]

さて男 (man) と女 (konæ) が結婚しようとする。彼らは自分の教区司祭へ知らせるべし。司祭はこのことを教会の戸口 (kirkiu dorum) にて3度の日曜日に告知すべく (lysæ), つまりこれら男女 (þe hion¹⁹⁾) は地方法 (landzlaghum) によって結ばれ、また彼らは教会法によって結婚したい (旨である)。このこと (þy mali) (結婚) について、親族関係 (frænzæmi), 宗教上の関係 (guziwelagh²⁰⁾), あるいは彼ないし彼女が (すでに) 他の者と結ばれていた (などの点で), 不都合 (forfall) を知っているある者がその一定期間内に現われるならば、あるいはこの婚姻 (hionælagh) を回避すべき他の事柄がある者が知っているならば、司祭はその問題点が証明される (ut rönt) 以前においては、彼らが結婚するのを許すべきでない。ここに言われているようないかなる不都合もその一定期間内に現われないならば、司祭は彼らが結婚するのを許すべく、また司祭が合法的に告知したのを聞いた者は誰であれ、その後その事 (mal) (結婚) に批判する権利を持たない。合法的に告知された後に、あるいは男女が結婚した後に、その婚姻を反駁する者は6マルクを賠償のこと。王が2マルク、司教が2マルク、そしてその男女が完全に合法的に裁定された (その) 原告 (malseghandi) が2マルクを (それぞれ) 取得すべし。[Kk §15-2]

もし人が理性を失うならば、彼を隣人 (grannum), 教区成員 (soknæmannum), 一つのフンデルト裁判集会 (hundæris þingi enu) に告知すべし。そして (彼の) 親戚の者は彼を拘束すべし。その者が拘束を逃れ、人を殺害しあるいは村を焼くならば、その村は偶然賠償 (wapæ giældum²¹⁾) の下にあり、7マルクである。村と農民の双方が焼けてもその賠償はそれ以上とはならない。彼が人を殺害しあるいは傷つけるならば、すべては偶然賠償であり、傷害は3エーレであり、殺害は7マルクである。彼の相続人は彼のためにそのように取得しま

た償うべし。ここに述べられているように告知証人がいないならば、彼が犯した彼になされる双方の場合において、彼の行為は意図的仕業 (wiliæ werkum) たるべし。[M §2-1]

もし人が森に自動銃 (siælfsskot²²⁾、罾 (stræg) あるいは倒木 (stappu²³⁾ を設置し、あるいは陥穽を掘る (grawær) ならば、彼は隣人 (grannum) および教区成員 (soknæ mannum) に告知すべし。もし誰かがその後それにより損害を蒙るならば、彼は偶然賠償 (wapæ giældum) の下にあるべく、7 マルクである。もし彼が告知せず且つそのための証人2人がいないならば、自分の忘却 (glömsku) 故に半額の賠償 (halwm giældum²⁴⁾) とならなければならない (liggi ·j) (を負うものとなる)。[M §5 pr]

さて不具なあるいは貧しき人々 (wanfört folk ællr fatöct) は村 (byæ) あるいは農民 (bondæ) の間を往来する。そこでおのおのの農民は(彼らを)一夜保護する義務 (skyldughær) がある。彼らが訪れる時はいつも、いかなる者も同夜自分(の所)から追い出す (wrækæ) ことはできない。家人 (hiön) が追い出され、そして死亡 (döþ) あるいは他の傷害を蒙るならば、同一四分区 (fiærþungi) 出身の12人が証言すべく、また彼らは原告と被告それぞれの2分1の陪審員を決すべし。起訴された (sakin giffs) 者を彼らが守るならば、(彼は) 無罪である。もし彼らが彼を有責とするならば、(彼は) それがいかなる傷害であれ、危険賠償 (wapæ botæ²⁵⁾) を負わなければならない。また偶然 (宣誓) (bupi²⁶⁾) にしたがうべきでない。神は貧しき人々を喜んで家と家庭に迎える (husæ ok hemæ) 人々を忘れることはない。キリストは地上王国における人々の中の客人である。彼は接待の代り (fore) (報酬) として我々に天の王国を与えなければならない。アーメン。[Kp §11]

さて、橋 (bro) が水あるいは火による災難 (offsinnis) によって倒壊しそして不通 (o för) となるならば、それがいかなる村落内 (bolstapæ²⁷⁾) あるいはフンダリー (hundæræ) ないしフォークランド (folklandæ) の村落内にあったとしても、橋が建設されるまで渡船 (færiu) あるいは筏 (flotæ) が用意されなければならない。橋は三つの期限の間に建設されなければならない。一つ(の期間)は聖木曜日 (hælgæ þorsdagh²⁸⁾) の前、そして(その後)各期限の間に7夜 (nætæ) (日) (が挟まれる)。あるいは橋の倒壊 (broæ fall) は目撃証人 (synæ mannæ witnum) にしたがって正しく賠償しなければならない。もし目撃(証人)が彼(被疑者)を守るならば、罪はない。さて災難が起こりえない (æi at komæ) (見舞われない) 橋が存在するならば、それは常時有効 (gildær²⁹⁾) (通行可) でなければならない。さて橋が無効 (ogild) (不通) となるならば、王の役人(検察官) (lænsman) は裁判集会へ赴き、そしてその橋を建設すべく命じなければならない。彼らの前に7夜の期限がありまた7夜以内であるならば、彼らは橋を建設すべく、あるいは地方法 (lanzlaghum) にしたがって賠償しなければならない。[W §23-1]

以上諸規定を簡単に振り返ってみよう。Kk §1-3 によれば教会建設に村落共同体の賛同が必要であることを示している。但し、教区内の土地「所有」者（man þæn iorþeghandi ær i·sokninnj—J §1-2）には費用負担の義務がある³⁰⁾。なおこの土地所有者の義務は同時に彼らの権利を示しているのみならず、彼らが当該社会における主要な社会階層を形成していることを示している。Kk §15-2 によれば、婚姻は共同体成員一般に告知され、万一問題があれば異議を申し出なければならないのである。M §§2-1, 5 pr によれば、精神異常者あるいは狩猟用罟の設置は村落共同体に広く公告されなければならない。Kp §11 によれば、身体障害者および貧しき人々は村落共同体として保護されなければならない。W §23-1 によれば、常に良好な状態が期待される橋の重要性から鑑みて、個人の責任に因らない橋の倒壊は裁判集会に諮って共同体の責任（Pflichten und Rechte³⁰⁻¹⁾）において再建された。

上にみた村落共同体が負っていたさまざまな機能の中で、特に当事者間の個別的关系（行為）と一般に考えられる土地の売買、抵当執行および請戻しなどにおいても共同体は深く関与していることを見た。つまり村落共同体は荒地や森林の開墾、播種、収穫などの生産活動や日常生活などさまざまな側面において深く関与³¹⁾しており、7世紀以前のスウェーデンについて敢言、評されるゲルマン的「共同体主義（collectivism³²⁾）」は当該の時代背景においてむしろ強化された〔(Tvasädets införande) har medfört strängere krav på organiserat samarbete³³⁾〕とさえ言っているのであり、その機能は耕地形態、村落の形成³⁴⁾に多くの影響を与えたと考えられる。しかもこの点を押し進め立場を替えてみるならば、成員個々人はこのような共同体規制に依存していることを意味しており、その依存的態様からして、彼らの社会的自立性について推し量るとそれは否定的印象から逃れ難くなる。次の規定はフンダリーが共同体としてその責任の履行義務を積極的に発揮していることを示している。

もし人が、道路（gatum³⁵⁾）、放牧地（hiörplötum）、そして荒蕪地（öknum）、あるいは教会ないし町（kiöpfungæ）との間に横たわる共有領域（almæningium）（それら）において殺害され、殴打されるならば、彼は40マルクの賠償である。これは秘密殺害（dulghæ drap³⁶⁾）と呼ばれる。フンダリー（hundæri）はこれを償わなければならない（a…giældæ）。もしそれが村域境界（tomptæ ra³⁷⁾）外に痕跡と傷害を負う屍体（ærræt lik ok undæt³⁸⁾）として横たわっているならば、フンダリーは1年と1夜以内に殺人犯（banæ）を発見しなければならず、さもなければ賠償を負わなければならない（a…uppi haldæ）。殺人犯が発見され、裁判集会に知らされるならば、相続人は殺人犯に訴訟を起こさねばならず、また彼に賠償を要求しなければならない。もし屍体が村域境界内に痕跡と傷害を負って横たわっているならば、フンダリーは殺人犯を1年と1夜以内に発見しなければならず、さもなければ賠償を負わなければならない。屍体が痕跡と傷害を負って村域境界内で屋外あるいは開放家屋（o læstum husum）

の中で発見される時は常に、フンダリーは殺人犯を発見しなければならず、さもなければ賠償を負わなければならない³⁹⁾。もし閉鎖家屋 (*læstum husum*) 内で発見されるならば、それは密殺償金 (*morþgiæld*) であり、140マルクである。屍体に手悪戯 (*handæ wærk*) (の跡) が認められない時は誰れも殺害に賠償を要求してはならない。また人が確実に殺人者 (*drapæræn*) を知っている時は常にフンダリーは責を免れる。[M 8 pr]

さて人が殺害され、そして殺害が否定される (*dyls*) ならば、(人を) 喪失した者 (*þæn… sin hawær latit*) (被害者親族) は彼自身が望む者を犯人に指名する権限を持つ。訴えられた (*witæs*⁴⁰⁾) 者が否認する (*nækær*) ならば、(人を) 喪失した者は、その場に居合せ且つ目撃した者6人を以て彼を束縛する。もしその証人がいないならば、(訴えられた者は) 3倍の12人の宣誓(補助)とともに(を以て) 否定しなければならない。彼らとその事柄で有責とされた彼を破り、あるいはさらに証人が彼を破り、あるいは彼 (*han*) (被有責者) が法 (*laghum*) (宣誓) に破れるならば、その者は法にしたがった賠償によって償わなければならない。その者が殺人について防衛されるならば、無罪であり、またその相続人はその殺人にもはや有責とされない。殺人者が発見されないならば (*hittis æi draparin*) フンダリー (*hundæri*) は前述のように償わなければならない (*giældi*)。[M §9-3]

このように一方で共同体が社会生活の中でますますその能動的機能を発揮することは、他方社会生活における個々人の主体性がそれに反比例して疎外され、やがて窒息するという帰結の想定に導きざるをえない。後者の点は前項で触れた王の命令にしたがった諸要求および共同体を単位とするその負担形態などを想起するならば、ますますそうした印象は否定しがたい。これは軍事的諸負担が仮に一定の経済的条件を享受する定着農民を基軸として担われたとしても、彼らの社会的自立性については否定的に解せざるをえない。これは、彼らの経済的自立性に対してより近接した相関関係として彼らにとりあえず与えた先の社会的自立性に関する想定にそぐわない。そこでここにみる共同体規制の機能の実態をより広い視野に立って再検討してみる必要が生ずる。

1) 11月11日。

2) *SLL, Vol. I, s. 165.*

3) *SLL (Ohlm), s. 60.*

4) *SchR, S. 201.*

5) *SSGL, Vol. III, s. 373. ORD, s. 417.*

6) *SSGL, Vol. III, s. 361-2.*

7) 筆者のこの解釈に首肯の余地があるとするならば、本文言及の三つの翻訳は当該社会を理解するために重要な鍵を提出する筈であった単語を軽視ないし無視したことになる。翻訳作業の持つ問題点を感じないわけにはゆかない。この問題点は後日の検討に委ねたい。なお、註IV-2, 1 参照。

8) これは “*rætti affrazdaghoer æru um fastugang*” (J §10) とあるように四旬節の初日である。
NorOb, Bd. I, S. 619-20.

- 9) 拙稿「土地所有形態」註15。
- 10) *træpis æriu*→*fræpis æria*. 語義は“plöjning (och såning) om hösten” (*SSGL, Vol. III, s. 420-1. ORD, s. 654.*) 正確には秋期犁耕および播種に要した経費といえる。 *NorOb, Bd. I, S. 623-4.*
- 11) 7月29日。
- 12) “*utgiöræs*”の原形を“*utgöra*” (動詞), その語義を *gifva, utgifva, betala* (*ORD, s. 678*) と解し, 表記のごとく試訳した。 *SLL (Ohlm), s. 52* では“*allt det som utgöres*”とあり, ほぼ同じ理解である。しかるに *SchR, S. 175* では“*alle Abgaben*”, *SLL, Vol. I, s. 137* では“*alla utlagor*”とある。後2者は, 恐らく“*utgiöræs*”を“*utgærþ*” (名詞), その語義を *utskyld, tributum* (*SSGL, Vol. III, s. 434*) と解したものと思われ, 意識となっている。
- 13) 拙稿「ウップランド法典」27頁。なお当該拙稿註16 (33頁) において, 非馴致家畜による垣倒壊が賠償の対象となる理由として非馴致家畜の異常行動を推測した。次の規定はこの推測が的中していたことを示している。
- もし人が馴されていない家畜 (o tampt fæ) を持っており, その家畜が垣 (*garþ*) を倒し, あるいはその外に飛び出し, 人がその家畜によって損害を彼の畑地あるいは彼の草地で蒙るならば, 家畜を持っている者は損害を補償しなければならない。 [W §7-4]
- 14) *nagrannum*→*nagranni*. 語義は *någranne, nära* (men ej närmaste) *granne; prope* (sed non proxime) *habitans, remotier vicinus.* (*SSGL, Vol. III, s. 381*). 接近せる隣接住民ではなく, はたまたあまり離れてもいない住民の意で, 全体として仮に「附近住民」と試訳した。
- 15) *Alla aflinga iorþ sum ei ær af byrð köpt. þa hawi þem wald sum aflat hawer. giwa oc giællæ oc sæliæ hwem han will.* [SdmL, J §2-3] なお相続地と獲得地の区別は「1734年の法 (1734 Års Lag)」においても継受されている。Wilhelm Chydenius, ‘The Swedish Lawbook of 1734: An Early Germanic Codification’ *The Law Quarterly Review, Vol. 20, No. 80, 1904, p. 383.* (同法については, Huvudred. Gunvor Grenholm, *Den Svenska Historien, 1966-1968/1977-1979, Vol. 8, s. 172-3.*) 他に *SLL (Ohlm), s. 77.*
- ところで当時において土地の私的所有 (Privateigentum an Grund und Boden) を示唆ないし主張する, 北欧史学界にみられる見解 [K. Wührer, *op. cit.*, S. 45-56. Do., ‘Die agrargeschichtliche Forschung in Skandinavien seit 1945’, *Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie, Jg. 5, 1957, S. 219-20.* Janken Myrdal, *Medeltidens Åkerbrnk Agrarteknik i Sverige ca 1000 till 1520, 1985, s. 159.* Peter H. Sawyer, *Kungar och Vikingar Norden och Europa 700-1100, 1985, s. 57.*] は, たとえばこのような土地の売買を根拠とするならば, その妥当性はとりあえず否定できない。しかし問題はそれが果していかなる制限もない, まったく自由な売買によるものであったかどうか, つまりその主張は一面的認識に基づくものではなかったかどうか, は詳細に考察する必要がある。この点の考察が本稿の主要な課題の一部を形成している。註V, 42。
- 16) *fastær*→*fastar*. 法的手続, 土地の売買, 贈与, 質入れ等の際の証人。 *SSGL, Vol. III, s. 317. SLL, Vol. I, s. 145 n. 19. SLL (Ohlm), s. 80.*
- 17) これは3マルク (*briggioe mark*) の筈だという。 *SSGL, Vol. III, s. 183 n. 99.*
- 18) *affkiænnu þing*→*afkœnnu þing*. 一定期日ないし場所で開催されず, 宣誓も行われない集会。他に Þ §3 pr. 5-6, 8 pr. 他の法書・法言及例等について, *SLL, Vol. I, s. 209 n. 36. SSGL, Vol. III, s. 284-5. ORD, s. 11-2. SchR, S. 168 Anm. 1. NorOb, Bd. I, S. 116-20, 276. P.B. Du Chaillu, op. cit., pp. 515-24.*
- 19) *hion* には次の三つの語義がある。① *man och hustru, maritus et uxor.* ② *husfolk, tjenstfolk: servi, aliique homines ad domum pertinentes.* ③ *i allmänhet, person, menniska: generatim,*

- homo. (SSGL, Vol. III, s. 343) この場合①である。註IV-2, 8; V, 6.
- 20) guziwelagh→guþsivalagh. なお、スウェーデンにおいてこうした問題のために、結婚について告知されるようになったのは、1215年インノケンティウス (Innocentius) Ⅲ世召集によるラテン公会議 (Det Lateranska Kyrkomötet) およびその翌年4月5日の決定による。ORD, s. 242. SLL, Vol. I, s. 38 n. 44; 41 n. 73. SLL (Ohlm), s. 77.
- 21) 意図的行為かあるいは偶然つまり過失による行為かを区別する当該規定はスウェーデン法制史上最初の規定である。精神錯乱者は概して未成年者と同一扱いがなされる (J §§4-5; 8-1・3; Kk §14 pr; Kg §10-2)。類似規定は SdmL, M §8-1; DL, M §21; VmL, M §2-1; HL, M §2-1 にみられるが、この意図と過失の区別はフェーデ慣行 (第IV章1項) 克服の一里塚ともいえ、注目すべき論点を提供しているものと思われる。SLL, Vol. I, s. 117 n. 10.
- 22) siælffskot→sicelfskot. とりあえず “självskatt” [SLL, Vol. I, s. 89. SLL (Ohlm), s. 37], “Selbstschuß” (SchR, S. 130) にしたがって邦訳した。実態はその側近を通過する獣に発射される棒 (hasta, ita posita, ut in praetereuntes feras ipsa se eiaculetur.—SSGL, Vol. III, s. 400), 槍である。熊、へらじかなどの捕獲にも活用された。SSL, Vol. I, s. 118 n. 15. SLL (Ohlm), s. 78.
- 23) stappu→stam(p)n. 語義は ① stam på fartyg. ② stamboi (ORD, s. 590)。この語義では理解に苦しく、とりあえず “fallträ” [SLL (Ohlm), s. 37], “stockfälla” (SLL, Vol. I, s. 89), “Fallklotz” (SchR, S. 130) にしたがった。罾の一種である。SLL, Vol. I, s. 118 n. 16.
- 24) 人命金の半額、つまり20マルクである。SLL, Vol. I, s. 118 n. 17.
- 25) waþæ botæ→vaþa bot. våda bot (ORD, s. 696) とは危険に対する賠償。
- 26) buþi→buþ. この場合語義は “tillbud, erbjudande, oblatio (ORD, s. 101; SSGL, Vol. III, s. 303-4) で、偶然 (に生起した事柄)、またそれに伴う宣誓。
- 27) bolstaþæ→bolstaþer. これは村落自体、あるいはその付属する畑地、(牧) 草地 [by; in synnerhet den jord (åker, äng m. m.) som tillhör en by: pagus; praesertim agri, prata &c. ad pagum quendam pertinentia—SSGL, Vol. III, s. 299] を意味する。仮に後者の意と解すならば、生産活動における橋の重要性を強調した規定と解せられる。
- 28) hælghæ þarsdagh→hoelghi þorsdagher. これはキリスト昇天祭 (Christi himmelfärdsdag) (ORD, s. 303)。
- 29) gildær→gilder. この場合 (橋が) 良好な状態にあること [i godt stånd (om brot): rite exstructus (de ponte)—SSGL, Vol. III, s. 333]。
- 30) 註II, 29.
- 30-1) J. Hoops, *op. cit.*, Bd. III, 1978, S. 561. Åke Holmbäck, *Studier över de Svenska Allmänningsarnas Historia*, 1920, s. 26-7.
- 31) これらの点に関する筆者の分析について、とりあえず拙稿「土地所有形態」第2節、同「ウップランド法典」II参照。
- 32) 他に “germanic tribal community”—Ulf Sporrang, ‘Studies of Rural Society Based on Field Evidence in Central Sweden’, Sven-Olof Lindquist (ed.), *Society and Trade in the Baltic during the Viking Age*, 1985, pp. 204, 209. Gunnar Bodvall, ‘Periodic Settlement, Land-Clearing and Cultivation’, GA, Vol. XXXIX, nr. 4, 1957, pp. 218-221, 245-9. 新しい土地の開拓について、それは一方で個人的自発性に依存するとはいえ (W §21-1→本稿第IV章4項)、他方他の共同体成員の意向を考慮に入れなければならないのである。Sigurd Erixon, ‘Villages and Common Lands in Sweden’ *Transactions of the Westmarck Society*, Vol. III, 1956, p. 129. Oscar Bjurling, ‘Die ältere schwedische Landwirtschaftspolitik im Überblick’, *Zeitschrift*

für Agrargeschichte und Agrarsoziologie, Jg. 12, 1964, S. 38-9. Ragnar Jirlow, Die Geschichte des schwedischen Pfluges, 1970, S. 35.

- 33) J. Myrdal, *op. cit.*, s. 158.
- 34) Hilbert Andersson, 'Valleberga und Löderup-Eine Merkwürdige Gemeinschaft zweier Dörfer', *GA, Vol. LB, nr 1, 1968, S. 11-3. R. T. Cornish, op. cit.*, pp. 125-135. Wilhelm Evers, 'Das „geschlossene“ Dorf in Niedersachsen sowie einigen europäischen Ländern als wichtiges Problem der Siedlungsgeographie und die Möglichkeiten seiner Deutung', *Forschungen und Fortschritte, Jg. 31, Heft. 10, 1957, S. 296. John Frödin, 'Le Problème du Communal en Norvège et en Suède', Annales D'histoire Économique et Sociale, tom. 8, 1936, p. 449-53. Harry Thorpe, 'The Green Village as a Distinctive Form of Settlement on the North European Plain', Bulletin de la Société Belge d'Etudes Géographiques, Vol. 30, No. 1, 1961, pp. (121-2), 115-124. 註V, 30.*
- 35) 屋敷あるいは村落間の道路 (gata, wägh, tä), 畑地あるいは牧草地間の道路 (bolstazren), これらの幅は必ずしも一定せず, 4, 9, 10, 12エーレあるいは 1 fot と 4 spann. 他に「草の道 (græswæghær)」(VgLI, J§12-2) は干草運搬用道路である。W§1, VgLI, J§12 pr. · 2. ÖgL, B§4 pr, 6-1. DL, B§19-1. SLL, Vol. I., s. 187-8 n. 6-7; s. 234 n. 37-38, 236 n. 57; Vol. II, s. 69 n. 54; Vol. V, s. 148 n. 58, 150 n. 72. Birgit och Peter Sawyer, *Innan Alingsås Blev Stad. 1984, s. 89-90. Jacob Grimm, op. cit., Bd. I, 1899, S. 98*※. A. Ya. Gurevich, 'Space and Time in the Weltmodell of the Old Scandinavian Peoples', *Mediaeval Scandinavia, Vol. 2, 1969, pp. 52-3. Hans Hildebrand, Sveriges Medeltid, del. I, 1894, s. 992-5. Sven-Olof Lindquist, 'Some Investigations of Field-Wall Areas in Östergötland and Uppland', GA, Vol. XLIII, nr. 1-2, 1961, pp. 205-220. Gustaf Näsström, *Forna Dagars Sverige, 1941, s. 350. Adolf Schüeck, 'Sveriges Vägar och Sjöleder under Forntid och Medeltid', Nordisk Kultur, Vol. XVI, 1934, s. 239-40. Sverre Steen, 'Veiene og leden i Norge', Nordisk Kultur, Vol. XVI, 1934, s. 217-8, 223.**
- 36) *dulghæ drap* は *dulgha drap* で, 暗殺。SLL (Ohlm), s. 79.
- 37) *tomptæ ra* は *tompta ra* で, 村の領域を画する境界。SSGL, Vol. III, s. 420. SLL (Ohlm), s. 790
- 38) *ærræt lik ok undæt*→*ærraber lik oc und*. これは特別な法律用語だという。SLL (Ohlm), s. 79.
- 39) 密殺に関するフンダリーの責任について, 他に VmL, M§8; DL, M§5. SLL, Vol. I, s. 118 n. 26; 121-2 n. 53.
- 40) *witæs*→*vita*. 通常語義は *bevisa, probare, svärja, iurare* とされるが, この場合は *tillvita, accusare* である (SSGL, Vol. III, s. 426-7)。

第2項 防衛=自治

次の規定は前項の疑問を考える場合の鍵を暗示しているように思われる。

さて婦人が自分の農民 (*bondæ*) (夫) の胎児 (*affling*¹⁾) と共に戦闘で捕えられる (*wær-bær...hær takin*²⁾) ならば, 彼女はそのことを自身の捕虜 (仲間) (*haptum*³⁾) と船員に告知すべし。(その) 子供と捕虜 (仲間) が帰還しそして捕虜が証言するならば, 教会の陪審長は, その村落内で年老いた12人と共に, その子供は取得すべき遺産を獲得すべきか否かについ

て探究しなければならない。〔Æ §16-12〕

一般的な解釈として身重の婦人が戦士として戦闘に出陣するとは考えられない。むしろ次の規定にみるように村落には敵軍の来襲が日常不断に起ったと考えられる。

さて不幸な相続（offsinnis arff⁶⁴）について語られる。男と女（man ok konæ）（夫婦）また彼らと共に子供と一緒に小舟に乗っており、誰が最初に死亡し、あるいはより長く生きていたかを知らないならば、父方（の財産）は父方へ、そして母方（の財産）は母方へ行く。農民と主婦（bonde ok husfru）（夫婦）〔また彼らと共に子供（ok barn mædh thöm⁶⁵）〕すべてが櫓（slæpæ）に乗り、氷の穴（wak）に転落し、誰がより長く生きあるいは最初に死亡したのか誰も知らないならば、父方は父方へ、そして母方は母方へ行く。これは不幸な相続と呼ばれる。農民と子供と主婦すべてがその中で燃え、誰が最初に死亡したかを誰も知らないならば、父方は父方へそして母方は母方へ行く。敵軍（hær）が攻め込み（gangær a land）、殺害しそして放火し、誰がより長く生きたか誰も知らないならば、その相続は前述のとおりとなる。そのように人がまた戦闘（strip）において死亡し、誰が最初に死亡し、あるいはより長く生きていたかを誰も知らないならば、法は前述のとおりとなる。〔Æ §17 pr〕

このように敵軍来襲や戦闘行為が日常的出来事であるとするならば、それに対する防備は成員1人ひとりに余りある。むしろ共同体としての結集力を必要としたであろう。ここに歩哨義務の生ずる根拠がある。

さて人が自国への敵軍（hærr）を待伏せする（wæntir）。そこで彼らは自身国防（landgiömo⁶⁶）のために歩哨に就くことを望む（wiliæ）。つまり村落歩哨（byæ warþ）、沿岸歩哨（strandæ warþ）、そして山岳歩哨（böta warþ⁶⁷）。もし人が村落歩哨を怠りあるいはその歩哨において放棄するに至った（wærþær skorin⁶⁸）ならば、3エーレの賠償である。それは村落民の責任（byæmannæ ensak）である。もし人が沿岸歩哨を怠り、あるいは（その歩哨を）放棄するに至ったならば、それについて3マルクの賠償である。1（マルク）は王が取得し、もう1（マルク）は船区（skiplaghit⁶⁹）、そして第3番目（のマルク）は歩哨において潔白な（skiaer¹⁰⁰）な彼（han）（者）が取得する。（途中省略）さて被害（skapi）（を齎す集団ないし個人）が、ここに数え挙げられたそれら歩哨を通過して侵入しうる。そこでそれは歩哨に立つ者の権利（wizorþ）である。（つまり）彼が取決めどおり（敵軍来襲報知）の叫び（hær op）を3度叫んだ（öpti）のを聞いたという2人（の証人）を以て証明すること。もし彼がそうした証人に不可能であるならば、略奪され（hæriæs）あるいは放火される（brænnis）場合、40マルクを賠償すべし。（以下省略）〔Kg §12-1〕

当該規定にみる歩哨義務は、換言すれば一つの共同体規制である。しかしその状況を鑑みれば、それにもまして、それは受動的なものとして認識される共同体規制を越えて、むしろ共同体

成員の結束を計り、自身の共同体の平和と安全を守り、保障するためのいわば自治の裏返しではなかったか¹¹⁾。しかも複数の村落共同体が併存している以上、歩哨のための「強制力」つまり共同体規制は性質上たんに算術的な共同体の結集力ではありえない。それは個々の村落共同体に基づきつつも、それらを乗り越えるなんらかの集合力、いわば自治的権力でなければならない。この考え方を敷衍するならば、自治はむしろ王の兵役義務と直結する。つまり「王権」に基づく兵役は、村落「自治」と矛盾する対立的要素ではない。この点を立場を替えて換言すれば、仮に王権による兵役義務が、理論上複数の自治権から止揚され、村落自治権とは対立概念にあるなんらかの「国家」的公権に基づくものであったとしても、当該社会の実態においてはそれは同時に成員の自治を守り保障するものとして、共同体とは相互に調和した作用を担うものであった。なおいっそう直截的に言えば村落共同体は自からの存立のためにむしろ王権に基づく兵役を必要としたのである¹²⁾。したがって前章で言及した、一定の経済的条件を備えた人々に対する兵役義務は、むしろ彼らの権利であったと言って差し支えない筈である。次の規定はこうした共同体としての積極性を示している。

さて戦役負担 (skipwist) が履行されるべく、王の倉庫へ運搬されるべし。そこで各軍区 (hampnu) につき1人、また八分区の人々 (attonx mæn) が選出しようとする者を各八分区につき1人(それぞれ)が臨席すべし。その者は9マルクの財産 (kost) を持っている者より貧しくなく (æi…fatökæri), また精神異常者 (witwillingær) あるいは未成年者 (owormagri) であってはならず、しかも1年につき1人である。そしてすべてのフンダリー (hundari) につき王の徴税官吏 (lænsmapær) あるいはそのなんらかの代理人 (vmbuþ) が臨席すべし。これを怠る者は誰であれ3マルクの罰金である。そのうち1(マルク)は王の域内長官 (þöm lenit hawœr¹³⁾), もう1(マルク)はフンダリー、第3の(1)マルクは徴集官 (tekiu manninum¹⁴⁾) (がそれぞれ取得する)。農民 (böndær) たる者はすべて戦役負担と穀物負担 (spannæ malæ) と他の貢納を遂行しなければならない (aghu… ((at)) giöræ) (二重括弧筆者註)。戦役負担と穀物負担を果しうる (örkœr giöræ) 者が農民である。それをなしえない (æi orkær) 者、彼は被雇用人 (leghudrængær) であり、毎年4エルトーク (örtoghær) を果すべし。さて彼らが王の貢納を持って王の倉庫へ来る。そこで八分区の者 (attunx mapær) と軍区の (選んだ¹⁵⁾) すべての人々 (hampnu mæn allir) は臨席のこと (fore standæ)。戦役負担が支払われる3日前に、もし農民が正当なる制定期日 (rættæn stæmpnudagh¹⁶⁾) 以前に正しく果す意志がないならば、軍区の人々は彼の家へ赴かなければならず (agha… gangæ) そして彼から1件につき2ペニング (pænnigæ) を、また王が完全に (fulæþ) 獲得 (fa) (徴収) すると同じように見積らなければならない (agh…mætæ…utt)。穀物 (korn span) と麦芽 (malt span) (から成る) 穀物負担についても同様であり、また血族金 (attær-

giæld) についても同様であり、それは3マルクである。それぞれの貢納が人口(mantal)にしたがって果される(時は常に)すべてのフンダリーは人口にしたがって平等に分割される(iæmföræs)べし。[Kg §10-2]

それが戦役負担(skipwist)、穀物(spannæ mal)、牛(nöt)、羊(far)、雌鶏(höns)、干し草(hö)(など)いかなる賦課(utskyld)であっても、徴税官吏(lænsman)あるいは彼の代理人(buþ)、および八分区の人々(attunx mæn)は臨席(fores wærae)しなければならない。彼らは徴収官(tækiu mæn)が完全に獲得してしまう(hawæ full fangit)(徴収してしまう)以前に立ち去ってはならない。彼らは(賦課を)果したのは誰か、あるいは怠っているのは誰かを確認し(vitæ)なければならない。彼らは(賦課を)無視している(fællæ¹⁷⁾(として)違反とされている(ær…fallin¹⁸⁾)者を、彼らが守る(wæriae)その者達は無罪(saklös)である。[Kg §10-8]

当該規定によれば、いわば「自治権」を代表する人々が「民衆徴税人(folkliga uppbördsmän¹⁹⁾」として、王権を代表する役人と協力して兵役諸負担の徴収、執行に当たっている様子を看取することができる。類似の様子は Kg §10—11(前記第二章)において明瞭に確認することができる。「自治権」の代表者は、成員に課された負担の徴収に際して監視する任務を帯びていたことは言うまでもない。しかし同時に彼らにとってはこの「協力」事業としての兵役諸負担の徴収は、むしろ自からの「自治」に関わる事業として積極的に遂行されるべき課題であったであろう。如上の点は次の規定により確認することができるであろう。

これは歩哨を執るべき者のための容赦(forfald)である。もし彼が病気(sot)あるいは負傷(sarum)して(床に)臥しており、あるいは自宅に(fores durum²⁰⁾死亡した家族員(warþnæp²¹⁾をかかえ、あるいは王に召集されている、火(eldær)が必要以上に高くなって(höghri²²⁾おり、あるいは自分の家畜の足跡(fiæti feæ)を追っている(場合である)。ここに挙げられた容赦について彼は2人(の証人)と共に、自身を3人目(の証人)として証明すべく、そこで咎めを免れる。その証明に失敗するならば、以前になされている規定にしたがって賠償を支払うべく、おのこの賠償(額)は自身の違反に応じたものとなる。[Kg §12-2]

当該規定は、歩哨が彼ら成員の生活、生産活動の優先、保障を前提²³⁾とするものであることを示している。つまり歩哨は王権の側からの一方的要求に基づくものではなかったことを示している。これを裏返せば、歩哨は彼ら成員の主体的、自主的行為であり、王権からの受動的且つ隷属的という性格のみに満ちた「任務」あるいは「義務」の対象ではありえなかった。以上の事情を一語で言えば、兵役「義務」は自治「権」の裏面表現であった。

以上(1)(2)項の検討によって明らかになった要点は、まず第一に、村落共同体は四分区

等各種、各段階の集会によって日常生起する諸問題を処理し、且つ共同体規制によって積極的に内部的調整、結合を計った。つまり共体的規制はその構成員を疎外せる否定的要素ではない。第二に、村落共同体は一定の経済的条件に基づき、主体性、自立性を有する農民を中核とし、伝統的形態・性格からは一定程度遊離し、すでに成長しつつあるもののその王権と競合且つ協力しつつ、自治権を享受する自律的存在であった。以上の検討に大過なければ、当該社会の基軸中心的農民の経済的自立性は、同時に彼らの社会的自立性を演繹、想定することに論理的不自然はないであろう。しかしこの点に関する結論は暫時措き、引き続き彼らの社会的自立性を巡って探究を試みよう。

- 1) “mæþ affling bondæ sins” とは、“cum fetu a marito procreato” (SSGL, Vol. III, s. 285), つまり嫡子を妊娠したままで、という意味である。
- 2) hær takin→hær takin. 語義は“tillångatagen i krig: bello captus” (SSGL, Vol. III, s. 350), つまり戦争で捕虜、捕縛されること。
- 3) haptum→hapti. 語義は“fänge, captivus” (SSGL, Vol. III, s. 341. ORD, s. 264), つまり捕虜。
- 4) offsinnis arff→offsinnis arf. “offsinni” とは“olyckshändelse: causus infortunatus” (SSGL, Vol. III, s. 385). とりあえず文字どおり邦語を当てた。これはより詳細にみると, hereditas a pluribus hominibus relicta, quorum quisque ceterorum heres fuisset, omnes vero infortunato casu simul perierunt, ut non constet quis ceteris supervixerit. (SSGL, ibid.) つまり突発的災難により相続関係者がほぼ同時に死亡し (die Kommorienz-SchR, S. 122 Anm. 2), その相続順位の指針となる死亡時刻の順位が不明の場合における相続形式である。
- 5) 写本により“oc barn oc”あるいは“ok barn mädh thöm”が挿入される (UP. B 199, s. 98, 99. SSGL, Vol. III, s. 122 n. 34). SLL, Vol. I, s. 73; SchR, S. 122 ではこの挿入を採用し, SLL (Ohlm), s. 33 では不採用。
- 6) landgiömo→landgöma. これは敵軍の攻撃に備えた国土の防衛ないし保全。SSGL, Vol. III, s. 364-5.
- 7) böta warþ→böta varþer. これは島嶼の歩哨を意味することもある。SSGL, Vol. III, s. 307-8. ORD, s. 114-5. SLL, Vol. I, s. 62 n. 60.
- 8) “skorin” の原形は“skorta”で、語義は sakna, vara utan, carere (SSGL, Vol. III, s. 403) と解せられる。
- 9) 船区が1マルクを受領するのは、沿岸歩哨の責任が海岸地方つまり船区に課されていたからである。沿岸歩哨の任務は日の出を以て終了し (strandæ warþær a haldæs til sor ær up gangin), 2人を証人として後継者に告知棒 (bupkafi) を渡す。これが合法的引継ぎ方法である (Kg §12-1)。なお、歩哨の組織的運営形態の詳細は不明である。SLL, Vol. I, s. 62 n. 61.
- 10) “skær” の正確な原形語彙は筆者には不明である。とりあえず“skær” (adj), “skæra” (v.) (ORD, s. 575, 576) と解する。
- 11) H. Andersson, *op. cit.*, s. 7-8.
- 12) Magistri Adam Bremensis による次の記述箇所はこの点をいかに表現しているといえよう。
‘Itaque domi pares esse gaudent. In praelium euntes omnem praebent obedientiam regi, vel ei qui doctior ceteris a rege praefertur’. (*Gesta Hammaburgensis ecclesiae Pontificum*) (テキスト: M.G.H. p. 377. Qullen, S. 464.) C.F. Hallencreutz, *op. cit.*, p. 9. W. Schlesinger,

- ‘Über germanisches *Heerkönigtum* (op. cit.)’, S. 140.
- 13) フォークランドあるいはフンダリー（ヘラズ）内の一定地域 (lœn) を司る王の役人がおり、前者は folklands hœrra、後者は lœns hœrra, þœn lœnit haver と呼ばれる（本稿では仮に区別した呼称を与えた。註Ⅱ, 16, 42）。通常 lœnsman (lœnsmaþer) (註Ⅱ, 13) を従える。P §2 pr. *ORD*, s. 414-5. *SSGL*, Vol. III, s. 372. *SLL*, Vol. I, s. 59-60 n. 41 b.
- 14) tekiu mannum→tœkiuman. 差押え（没収）物件などの徴収を委任された者。 *SLL*, Vol. I, s. 60 n. 42. *NorOb*, Bd. I, S. 687.
- 15) この部分は “som hamnorna utsett” (*SLL*, Vol. I, s. 47) にしたがった。但し本稿使用の原典および他の写本 (*UP*. B 199 s. 66, 67) にはない。 *SchR* (S. 103) と *SLL* (*Ohlm*), (s. 27) は原典にしたがい、この部分を欠いている。
- 16) stæmpnudagh→stæm (p) nudagher. 厳密には次の二つの語義がある。まず “stœmpna” は①集会 (sammankomst, conventus) (*SSGL*, Vol. III, s. 411) ②一定期日 (bestämd tid, constitutum tempus) (*ibid*), この二つの語義をもつ。したがって “stæm(p)nudagher” は①集会開催日 (bestämd dag då en sammankomst skall hållas l. något annat göras) (*ORD*, s. 610), ②開催日以前の一定期日 (den bestämda tiden före den dagen) (*ibid.*), それぞれの語義を持つ。 *SLL* (*Ohlm*) (s. 27) は①, *SLL*, Vol. I (s. 47); *SchR* (S. 103) は②をそれぞれ採用する。
- 17) fællæ→fœlla. 語義は försumma, negligere. *ORD*, s. 206. *SSGL*, Vol. III, s. 328.
- 18) fallin→falla. 語義は brista (i fullgörande), peccare (omittendo quod faciendum est). *ORD*, s. 145. *SSGL*, Vol. III, s. 315.
- 19) G. Hafström, op. cit., s. 36.
- 20) durum とは dyrr. 語義は dörr, ianua (*SSGL*, Vol. III, s. 311)。したがって「扉の前で」が原義。しかし実際に意味するところは “i huset, in domo sua” (*ibid.*)。
- 21) warþnæþ→warþnæþer. 原義はこの場合 “person, som är under en annans omvårdnad, an hörig: homo, qui sub alius cura est, aliquis ex familia”. (*SSGL*, Vol. III, s. 424. *ORD*, s. 694)。家族員の中で特に被保護下にある者を指す。
- 22) 必要以上に燃え上る火 (ær eldær höghir æn hawæ þorff) については他に M §45-1; J §20-1 (本稿第Ⅵ章); W §§24 pr. 1・2 に言及されている。その実態について前2者の規定は触れていない。そこで次の規定（とりあえず抄訳）をみてみよう。
- さて、作男 (drængiær) が納屋 (laþu) で打穀し、彼らが持込んだ火 (eldær) は必要以上に高くなり、穀物と納屋の双方が消失するならば、彼は18人の偶然の宣誓と7マルクの偶然の賠償を提示しなければならない。(Nu kunnu drængiær ·j· laþu þryskia. ok wærþær eldæ höghre æn hawæ þorff. þæn þer hawæ inborit. brindær upp baþi korn ok laþæ. þa a þæn waþæ eþ biuþæ atærtan mannæ. ok waþæ bot siu markær.) [W §24 pr]
- もし人が火 (eld) を家々あるいは屋敷間 (husæ mællum ællær garþæ) で持ち運ぶならば、各人は自分の手仕事 (handæ woerkum) (運搬) について責任を持つべし。これらの火が必要以上に高くなり、家が焼失するならば6エーレの偶然賠償と10人の(偶然) 宣誓(となる)。(Bær man eld husæ mællum ællær garþæ, þær a hwar handæ woerkum sinum. warþæ. wærþær þæn eldær höghri æn hawæ þorff. brænnir upp hus ett. sæx öra waþæ bot. ok tiu mannæ eþ.) [W §24-1]
- 人が火を森 (skoghs) まで運び、開墾の意志を持ち (will brænnæ ryzl. ok ruþu), 火が必要以上に広がる (farr··wipæri) ならば、彼は隣人を呼び寄せるべし。(Bær man eld til skoghs. will brænnæ ryzl. ok ruþu. farr þæn eldær wipæri æn hawæ þorff. han skall at grannum kalla.) [W §24-2]
- 以上の規定によれば、火は料理、穀物乾燥、森林開発などのために使用されたと推察できる。特に

W §24-2は当時における焼畑耕作を明示している。ちなみに、焼畑耕作は通常の耕地栽培より約5～10倍の収穫があったといわれる（但しフィンランドの例）。Eino Jutikkala, 'Norra och Mellersta Finlands äldre Bebyggelsehistoria', Evert Baudou och Karl-Hampus Dahlstedt (utg.), *Nord-Scandinaviens Historia i Tvärvetenskaplig Belysning*, 1980, s. 84-5. Sigvard Montelius, 'The Burning of Forest Land for the Cultivation of Crops', *GA*, Vol. XXXV, nr. 1, 1953, pp. 41-54. J. Myrdal, *op. cit.*, s. 54-7. K. Wührer, 'Die agrargeschichtliche Forschungen- (op. cit.)', S. 78-9. Å. Holmbäck, *op. cit.*, s. 9-10 n. 1.

23) 保証人 (hemulzman) としての出頭義務の解除条件として「自分の家畜を追跡している (ær a fiæti fær sins)」(M § 45-1) 場合が挙げられているのも同趣旨として理解できよう。なお J §20-1 参照。

第Ⅳ章 前国家的社会慣行

第Ⅰ項 自力救済

一般的に言えば国家ないし国家的公権の成立する以前の社会にあっては、自己の身边に生起するさまざまな問題は自からの手によって解決する以外に方法はない。つまり自力救済を原則とする。(なお本稿においては刑法において呼称される 自救行為は民法において呼称される自力救済として用語を統一使用する。) したがってこれは地域性を超えた 普遍的にして古風な形態 (eine archaische Erscheinung von universelle Verbreitung¹⁾) と表現してさしつかえない。しかも自力救済は国家的公権の薄弱な段階にあって、一定の血縁関係を中心とする氏族団体 (släkt, Sippe) を単位としたフェーデ (Fehde) (血讐) として履行されるというのが一般的理解である²⁾。当該 UL の背景となる西暦13世紀頃のスウェーデン社会はいかなる状況にあったであろうか。

まず氏族団体について探ってみよう。

人が自分の古い血族地 (iorþ…gamblæ byrþ³⁾) を売却しようとする (latær…falæ) ならば、その者は隣人 (grannum) および教会教区 (kirkiu sokn) に先んじて血縁者 (byrþæ manni) に提示すべし。血縁者がその土地 (iorþ) を買う意志がないならば、彼は第1のフンダリー裁判集会において血縁者に提示すべし。血縁者が(買取りを)承諾する (wiþ kiænnæs) ならば、その土地は血縁関係において判決される。血縁者が引受ける (wiþ giwæs) (買取る) 意志がないならば、彼は第2のフンダリー裁判集会において血縁者に提示すべし。血縁者が引受け、そしてその土地を自分のものとして買う意志がないならば、彼は第3のフンダリー裁判集会において血縁者に提示すべし。血縁者が引受ける意志がないならば、最も深い財布 (siuþ…dyupæstæn) を持ち、価値と白い金銭 (pænningæ hwitæ) (銀貨) を与えようとする者が買取るべし。そこでそれは確実な父祖の且つ古い世襲財産 (fastæ fæþærni. ok aldæ opæl⁴⁾) として確実且つ完全に判決される。さて人がやって来て、裁判集会3日以内に自分の血族(地)としての価値を提示する。そこで売ろうとする者は答える。「私 (iæk⁵⁾) が必要とする程度の価値(額)を他の者が提示し、そのようにあなたが与える(支払う)意志があるならば、私は

あなたをしてその土地を血縁関係において購買せしめる（売却する）。」彼は言う。「そうではない。私は金銭でその価値（額）を与える（支払う）つもりである。」そこでその土地は血族関係として判決され、そしてその金銭は、土地を売る意志のある（その）彼が受取ろうとしないならば、受託者（takæ⁹⁾の手中（hændær⁷⁾に（渡されるべく）判決される。そこで彼は、そこから穀物（korn）と金銭（pænnigær）を生み出す（gangær⁸⁾各エルトーク（örtogh）（ランド）につき、1純銀マルク（enæ mark, skiærþt silwær）を与えるべく、しかもそれ以上ではなく、あるいはそこから1マルク銀（mark silffs）を焼き出し（brænnæ⁹⁾（溶かし）うる程度の金銭を（与えるべく）、また貧弱な（snöþir）（わずかな）金銭をそこから生み出すエルトーク（ランド）については3分の1減額され（て与えられるべく）、そしてその後それぞれの土地はその所属の価値にしたがう。さて、彼あるいは誰か他の血縁者が第4の裁判集会において引受けそしてその土地を自分のものとして買う意志がないならば、対応する価値を、どのようなエルトークランドであれ、前述のごとく与える意志のある者が買取るべし。

[J §1 pr]

人々が土地（iorþ）および血縁関係（byrþ）について争い、一方が「これは私の血族部分であり、あなたのではない。」と主張する。一方がより近縁（nærmær）にあり、他方がより遠縁（fiærmær）にあるならば、その者により近縁の者に土地は購買（されるべく）判決される。人々が土地と血縁関係について争い（且つ）双方が（互に）血縁者であるならば、相続が執行され（ærfwæ）、彼が裁判集会において提示する場合、相続（順位）が最も近いその者は購買に（ついて）最も近い。もし彼が裁判集会において提示せず、また12人がそのように証言する（witnæ）ならば、買う者がその土地を確保すべし。人々が土地と血縁関係について争い、双方が同等近親関係（iæmpnir）にあるならば、双方が血族地を買うべく、また双方はその価値にしたがって（資金を）探るべし。[J §2 pr]

さて人が自分の違法の故に敗訴となり（wærþær laghfældær¹⁰⁾、検察官（lænsman）が彼を裁判集会に告訴するならば、彼は彼の村で裁判集会を召集すべく、また彼の屋敷についての差押え人（mæzmæn¹¹⁾を指名すべく、それは12人である。検察官も裁判官も屋敷に入るべきではなく且ついかなる者も評価を与えてはならず、屋敷に入った者は誰でも3マルクを賠償しなければならない。彼らは動産（lösöræ）と歩行する家畜（gangænz fæ）を算出（mætæ）（差押—以下同じ）すべし。それが（十分に）存在しない（winz æi¹²⁾ならば、そこで穀物と干し草（korn ok hö）を算出すべし。それが（十分に）存在しないならば、そこで彼の家を算出すべし。それが（十分に）存在しないならば、そこで彼の所有物（地）（eghnir¹³⁾について算出すべし。それが（十分に）存在しないならば、そこで算出は農民の屋敷において消費する（bitær…i· bol bondæ¹⁴⁾。そこで三つの期限が設定され、各期限につき3週間（が置か

れる)。その農民あるいは彼の親族 (frændœr) が3 期限以内に買戻すならば、彼らのものとなる。農民も親族も買戻さないならば、それ (hun) (土地) が (その者に) 算出されたその者が土地 (iorþ) を確保することになる。[P §8 pr]

さて土地 (iorþ) が教会に質入れされ (wærþær wæþ sæt) (た場合)、農民 (bonde) あるいは彼の親族 (frændœr hans) が一定期日の間にその土地を請戻すことに可能ならば、その土地は彼らのものとなる。一定期日の間に請戻しえないならば、その入質 (wæpsætning) は農民法 (bondæ laghum¹⁶⁷) の下となる (にしたがって裁かれる)。[Kk §14-4]

以上の諸規定によれば、当該社会においてはそうした氏族の団体性¹⁶⁷は充分機能していたといえる。

次に自力救済慣行について探ってみよう。まず次の二つの規定を挙げる。

さて2人、3人あるいは多くの者が殺人を犯しうる。1人が自白するならば、自白した者はその責にある。もし彼が賠償のための金銭を持っていないならば、命 (liff) には命¹⁷⁷ で償わなければならない。また (人を) 喪失した (hawær latit) 者 (被害者親族) は、彼自身の望むところのその殺人幫助者 (haldbanæ¹⁸⁷) を指摘する権力 (wald) (権限) を享受する。その者と殺人を目撃した6人は、その事件において彼は実行犯 (sandær¹⁸⁷) であるか否かについて証言しなければならない。彼らが (彼を) 破る (fællæ) (有責とする) ならば、彼は10マルクを支払うべく、適法の原告は10マルクを受領すべし。集団においてより多くの者がいたとしてもその賠償額はそれ以上とはならない。6人がその証人となっている者全員は教会罰 (skript¹⁹⁷) に関わらなければならない。しかし殺人 (実行) 真犯人 (sandbani) また殺人幫助者以外は賠償金を支払わない。彼らはここに言われているように賠償金を支払わなければならない。[M §9-4]

もし人が他人を殺害し (dræpær) あるいは手 (hand) ないし他の関節 (limi) を切り落し (huggær. aff), 賠償するに可能でなく、あるいは完全賠償を保障する意志もないならば (will æi bötæ. ællr ok borghæn till fuldræ botæ), 彼が適法に証明されるにしたがって (sipæn lighfyllt ær), 生命 (liff) には生命を、関節には関節を償わなければならない。賠償あるいは完全賠償の保障が可能である者は、誰もその命に対する命を、あるいは関節に対する関節を償わない。[M §31-1]

上記の規定は自力救済の典型とも言うべきフエーデの特質を表している同害報復 (talio) (他に M §§30-1・4) を記している。しかも自力救済行為は当該社会にあって社会的慣行であったことは次の規定で明らかである。

さて人が道路を騎行し、傷跡と傷のついた屍体 (lik ærræt ok undæt) を発見するならば、彼は道を引返しそして最も近くにある村において報告しなければならない。もしその村において彼の前に (fore hanum) (に対して) 血讐 (事件) (oran²⁰⁷) が存在する (ær) (に遭遇す

る）（と予想される）ならば，次の村において報告しなければならない。またそこで血讐（事件）が存在する（遭遇する）（と予想される）ならば，第3の村において報告しなければならない。その村において最初の（村）と同様に起立し且つ宣言しなければならない。「私は拾得物（fynd）を発見した。屍体は殺害現場（wighwalli²¹¹）に傷跡と傷がついて横たわっている。そして誰もその人の殺害者を知らない。」目前に居る者が応答する。「その人の殺害者はあなた以外に誰がよりもっともらしいか。」彼は「否」と答える。「私はその人の殺害者ではない。」もし手斧柄の革紐（öxæ ölum²²¹）の下の矢柄（spiuþ fal²³¹）に血液（bloþ）が認められるならば，衣服に裂け目（spial）あるいは傷跡に槍（の痕跡）（oddær）が認められるならば，彼は多分その人の殺害者である。もし彼がその行為を否定するならば，12人が彼を守らなければならない，あるいは有責としなければならない。彼らが彼を守るならば無罪である。彼らが彼を有責とするならば，140マルクを賠償しなければならない。〔M §12-6〕

もし人（man）が他人に傷を負わせるならば，彼（han）（つまり man）は1年と1日開いた傷口（öpnun sarum²⁴¹）に責任を負う（warþæ）べきである。1年と1日以内に傷害賠償を受領する者は，殺人（dözdrapinu）についての自身の賠償金を喪失してしまう。すべての金銭賠償またすべての不具賠償（læstis böter²⁵¹），また平和期間内で（犯されたために）増されたすべて（の賠償金），これを原告ただ一人が受領する。〔M §25 pr〕

拾得（物）は窃盗の次に位置しなければならない。というのは鐘楼守が聖餐杯を発見するように盗人は良く発見するからである。拾得物がどのような種類であれ，外出中道路上で拾得物を発見した者は，彼の後に続くあるいは彼と出会う道行く人（weghfarændæ manum）（旅人）の前で外出中の道路上で報告しなければならない。もしそうした者がいないならば，最も近くにある村で報告しなければならない。その村に血讐（事件）（oran）がある（ær）（に遭遇する）（と予想される）ならば，第2あるいは第3の村で報告しなければならない。一つのフンダリー裁判集会あるいは自分の教区教会において報告しなければならない。報告が行われる道中拾得物を運搬しなければならない。そして彼は彼が発見した拾得物をフォークランド裁判集会（folklanz þingi）において報告しなければならない。〔M §52 pr〕

上記規定の中で，M §§12-6；52 pr. において「屍体」発見の報告が状況により第2，第3の村へ移されるのは，報告者がその屍体の原因当事者つまり殺害犯人と見做され，待ち構えている屍体の血縁者による復讐としての「血讐（oran）」事件，つまり“släktfejd²⁶¹”まさに「フェーデ」へと発展することを回避するための措置であった²⁷¹。これはフェーデの即発性を明示している。また M §25 pr. について類似規定 SdmL, M §4 を参考に註釈を加えるならば，“opit sar”の場合，その加害責任は被害者（親族）がその賠償を受領しない限り継続され，被害者（親族）にはフェーデ権が留保されるのである²⁸¹。

このように自力救済の典型としてのフェーデ慣行は依然として新鮮で活気に満ちたものであったことは否定すべくもない。しかしこの慣行は問題解決の唯一の方法であった訳ではない。そこで他の解決方法およびそれらとの関係について次に検討してみよう。

さて人が他人を殺害し、彼が裁判集会に出頭し、殺人について自白するならば、原告は彼が復讐を執る (hældær hæmpnæ) 意志なのか、あるいは賠償を取得する意志なのかいずれの権力 (wald) (権利) をも享受する。もし相続人が賠償を取得するつもりであるならば、自分の分として40マルク (fiurætighi markær²⁹⁾) を取得しなければならない。王は13マルク8エルトークを、またフンダリーは同様に (取得のこと)。その賠償は、その賠償がそのように存在するならば、そのように執行されなければならない。それは痕跡償金 (sporgjæld³⁰⁾) と呼ばれる。[M §9-2]

さて人が自分の (身内で) 殺害された者について賠償金を受領する意志である (will…takæ) ならば、殺人者は喜んで償うものである (will ok giærnæ giældæ)。完全40マルクの財産が用意されない (winz æi³¹⁾) ならば、賠償金を受領しようとする者すべてにしてみれば賠償金はその額だけそれぞれ不足となる。人が殺人を犯しそして逃亡し、そして相続人は賠償金を受領する意志であるならば、彼の居所は判決 (domum) と根拠 (skiaelum) を以て探究される。さて行為を犯した者は自分の違反に応じた賠償金を、殺害状態 (wighis walli³²⁾) に応じた賠償金を提示すべし。彼は三つのフンダリー裁判集会と二つのフォークランド裁判集会において提示しなければならない。もし原告 (malsegande) が賠償金を受領する意志であるならば、それに応じて (æptir) (つまり提示額を) 確実に履行し且つ償わなければならない (fæsti. ok giældi³³⁾)。もし彼 (han) (原告 ((malsegande))) がその後復讐を探す (に訴える) つもりであるならば (will han æptir hæmpdum letæ), 自分の違反に応じてフンダリーと検察官 (lænsmani) に罰金 (bot) を確実に与えなければならない。さてもし彼が確実に与えようとせず、あるいは正義を執行しようとしなければ、彼は法あるいは法的罰金に訴えられる。[M §10-1]

もし人 (man) が2分の1あるいは2分の1以上の完全な盗品と共に盗人を捕え、2人の証人と共に (を証人として) 彼を捕え、彼を束縛し (bindæ ok bastær³⁴⁾), そして裁判集会へ連行するならば、彼 (han) (つまり man) は手元にある奪還された物は彼 (自分) の合法的所有物 (hans skiaer ok hemul³⁵⁾) である旨を自身宣誓すべし。2人 (の証人) は、彼が真正の盗人であり、また彼が盗品と共に捕えられた (tokx³⁶⁾) 時に居合せた旨を宣誓すべし。そしてその後彼らは彼を絞首架 (galghæ) と (木の) 枝 (gren) に連行し (latæ³⁷⁾), そこで絞首刑に処する (hængiæ) ことができる。もし原告が彼 (の生命) と引換えに賠償金を受領する意志があるならば、その賠償金は3分割されなければならない、そして盗人は農民また彼に関

係を持っている (sum han wip kombær) それぞれの部分 (lott³⁸⁾) から自身を請け戻さなければならぬ。[M §38]

相続人が死者にして被殺害者 (döbæn. ok dræpnæn) に代って訴訟を起こし (原告), (それに) 責任を負う者が存在し, そして殺害を自白し, そして陳述する (被告)。彼 (自分) は逃亡する盗人 (runþiuff) を殺害した, と。また陳述する。彼 (自分) は彼を殺害する以外に自分の品物を盗人から獲得 (奪還) できなかった, と。そこで彼自身 (sinum) (死者にして被殺害者) に代って起訴した (者) は他方 (hini) (被告) (の陳述内容) を否定し, 彼は無罪にして殺害された, と主張する。そこで12人は彼を守りあるいは有責とすべし。もし彼らが, (その者に) 訴訟が起こされた彼を守るならば, (彼は) 無罪である。もし彼らが彼を有責とするならば, 痕跡賠償 (sporgiældæ) に陥るべし。[M §46]

上記諸規定のうち特に M §10-1 について検討を加えるならば, その原典部分「その後復讐を探す (に訴える) つもりであるならば (will han æptir hæmpdum letæ)」において, まず第1に被害者親族が賠償金の受領という手段を採るのか, あるいは復讐=フェーデというそれを採るのか二者択一のうち後者を採ったもの, と理解することができる³⁹⁾。但しこの解釈は「その後 (æptir)」を無視することになる。たとえば “vill målsäganden söka hämnd⁴⁰⁾,” “will er Rache üben⁴¹⁾” はこの解釈に添ったものである。しかしながら原典の “æptir” をそのまま生かす第2の解釈が可能である。つまり一旦被害者親族=原告 (målsäganden) は賠償金受領による方法を承認し, 加害者=被告はその支払いを履行したにもかかわらず, 原告は「その後 (æptir)」フェーデという手段に訴えた, という解釈である。たとえば “vill han efter hämnd leta⁴²⁾” はこの解釈に添うものと解せられる。ところで第1の解釈に拠るのか, 第2のそれに拠るのかは, フンダリーと検察官に納入される一定の罰金の意味が根本的に異なる。つまり前者に拠れば, フェーデ自体に対する一定の制限的枠の設定と解せられる。逆な言い換えをすれば, 一定額の支払いを条件にフェーデは許される, という趣旨と解せられる。後者に拠るならば, 二者択一である賠償受領を選択したにもかかわらず, 「その後 (æptir)」その選択つまり「約束」を違えてフェーデに訴え, そのことに因り一定額の罰金の支払を余儀なくされたもの, と解せられる。こうして当該原典部分から, フェーデ自体への制限的枠を想定するのか, あるいはそうした枠には触れず, 単に二者択一の「約束」の履行自体を説くものとして理解するのか, 二様の解釈が考えられる。二つの解釈のうち筆者は, 原典の “æptir” の存在に忠実にしたがいい且つこれまでの諸規定の検討にしたがうことにより, 後者の解釈が妥当と考える。この場合フェーデ自体に対する制限的枠, という解釈は採らず, したがってそうした社会的合意の存在は想定しないことになる。しかし二者択一の選択の自由は存在しつつも, 一旦なされた選択は守るべきであるという, 筆者の解釈に添う, 規定の背後に潜んでいると推察できる約束遵守の論告は, 無秩序な社会慣行

の中に一定の秩序を設けようとする、暗黙のうちに存在するなんらかの社会的合意であると解することは充分可能である。とはいえ翻ってみれば、賠償受領の約束を交しつつも、それに反してフェーデに訴えることのありえた⁴³⁾こと自体、社会感情に裏付けられた古代的慣行たるフェーデの根強い存続を充分窺わせるものである。

さて上記諸規定からとりあえず次の2点を指摘できる⁴⁴⁾。第1に、直接的な名誉回復手段としてのフェーデに訴えるのか (att avtvå skymfen genom att hämnas⁴⁵⁾),あるいはフェーデを放棄して賠償の受領で満足するのか (böterna…att inskränka och förhindra självhämnden⁴⁶⁾),これらは自由な選択⁴⁶⁾に委ねられている。第2に、いずれの方法を選択した場合でも、その意志ないしその結果は公開とする。さて第1の点に関してそれが選択によるとはいえ、殺人が金銭的賠償によって贖われうる、という点は自力救済＝フェーデ慣行の歴史的観点から見れば一定の発展段階を画している。しかしその方法は、第①に被害親族（相続人）の自由意志に委ねられ、第②に社会的感情からして不名誉な憶病者の採る手段であり⁴⁷⁾、第③に賠償額について双方の一致および履行がそもそも不確実⁴⁸⁾である。このような問題点はこの方法をして一般的且つ現実的解決手段と判断するに難く、したがってむしろフェーデの現実性を裏書きすることになる。第2の点に関してフェーデ行為が公開を旨としているのは、それが単に「普遍的に知られ且つ社会的に公認された慣行 [widely-known and duly recognized institution(s)⁴⁹⁾]」であったからだけではない。「フェーデは（被害者）親族の権利であると同時に義務であった (Det var släktens rätt och skyldighet att hämnas et dráp⁵⁰⁾)」ことからして、その履行は公開の必要があったのである。したがって次の規定にみるごとく密殺が最も忌むべき背反行為であるとの認識は当然の論理的帰結といえる。

さて人が森 (skoghe) で、あるいは船 (skipi) 上で、あるいは他の場所で横になっていて、そこで自身を殺害あるいは略奪する (sik myrbæ ællr renæ) (殺害あるいは略奪される)。

(ある者が) 殺害し且つ略奪し、そうした行為において捕えられるならば、彼は裁判集会へ連行され、そこで彼を守りあるいは有責とする12人が指名されるべし。もし彼が守られるならば、(彼は) 無罪であり、そして無罪の者を告発し且つ彼を捕縛し、あるいは杭に繋ぎ、あるいは足枷に嵌める (bastæpi ællr bant. stokkæpi. ællr ·j· fiætur sætti) 者は40マルクを賠償しなければならない。もしその者が略奪に有責とされあるいは密殺 (morþ) を目撃されるならば、密殺者は車輪 (stæghl) (車裂きの刑) の下に、そして略奪者は剣の下に(置かれる)べし。もし人が他の傷害を犯し、しかもその後彼が(被害者から) 略奪するならば、それはそれぞれすべてに証人が存在すべく且つそれぞれはその違反に応じて賠償されなければならない。それについて6人が守りあるいは有責とすべし。[M §31 pr]

密殺⁵¹⁾のこのような重罪性は名誉を重視し、実力主義 (den fysiska personliga kraftmätning-

gen som avgörande i tvisten⁵²⁾)に基づくフエーデに関わる社会感情と表裏をなすものであり、本質的に「調和しない (unverträglich^{53))」手段であった。次の規定はこうした社会感情を背景に惹起された事件といえよう。}

人 (man) が (他人のもとから) 殺人者 (drapæræ), 盗人 (þiuff) あるいは (手足の) 切断を犯した者 (þæn aff hug hawær giort) を奪い去るならば (rænir…aff), そこに居合わせ且つ目撃した6人と共に、奪った者に対して、奪われたことは略奪行為である旨を証明しなければならない。そして他方の者 (hin) (つまり man) は彼の犯した違反 (に対して) 40マルクを賠償し、あるいはその者 (mannin) (つまり drapæræ, þiuff 等) を正当な原告に引渡さなければならない。もしそのための証人がいないならば、3倍の宣誓 (補助人) によって自衛しなければならない。もしその宣誓に失敗するならば、前述のごとく賠償しなければならず、しかし生命 (liff) も関節 (limi) も失われることはない。[M §32 pr]

当該規定において、抑留されていた殺人犯、盗人、手足の切断を犯した者の奪回が敢行されたのは、復讐＝フエーデのための抑留から彼らを救出せんがための行為ではなかったであろうか。しかし彼らは「正当な原告 (rættum malseghandæ)」に引渡されなければならないのである。「正当な原告」は彼らに対するフエーデの義務があり、またその履行は「原告」の社会的存立の条件でもあったのである。次の規定は被害者親族＝相続人のこうした権利、義務を保障するものと解せられる。

人 (man) が他人を殺害し、他の者 (annær) が (その) 殺人犯を自分の家で捕え、相続人の意志 (ærfwingiæ wiliæ) に反して、知りながら (mæþ witi^{54)) (意図的に) 自分の家で一晩 (日) 留置するならば、完全賠償を負わねばならず、あるいは正当な相続人 (rættum ærfwingium) は殺人犯を手中に獲得 (fae…j hand) すべし。[M §19-1]}

このようにフエーデが権利、義務であり、その履行はそこに生きる人々にとって社会的存立の条件であったという道徳律に立てば、次の規定にみるごとく、「他の争い」とは区別されとくに取り立てて指摘される「復讐」、しかも一旦成立した和解等も破られうる復讐、その現実性はすでに M §10-1 において検討したように否定できない⁵⁵⁾。

これは彼が選出された場合、(彼と共に) スウェーデン中で最高位の人々すべて (aldræ höxtu hærrænnæ^{56)) (と共になされるべき) 王の誓いである。これは最初である。ある者 (annær) が行為を犯し、一体誰がその者に復讐した (hæmpnis) のか、(あるいは) ある者が行為を犯し、彼はその者に復讐したのか、あるいは他の争い (annær skilnæþær) が彼らの間に起ったのかどうか (hwat hældær), これらはフンダリーで指名された者 (hundaris næmpd^{57)) が証明す (witæ) べし。}}

第1項、これは第2である。一体誰が平和 (grup) および調停された和解 (sæt) に対し

て、また同様に一体誰が執行された宣誓（lagh⁵⁸⁹）および告白（gangin⁵⁹⁰）あるいは合法的手続（til mæli⁶⁰⁰）に対して復讐したのか、それは和解であったのか、あるいはそうではなかったのか、これらはフンダリー被指名人が証明する。[Kg §4 pr.1]

- 1) Otto Brunner, *Land und Herrschaft*, 1965/1984, S. 19.
- 2) (For) the bloodfeud as a recognized institution can only survive in a society in which the sense of kin-responsibility is highly developed and in which the force of public authority is proportionately weak. (R.R. Davies, 'The Survival of the Bloodfeud in Medieval Wales', *History*, Vol. 54, 1969, p. 350) J. Rosén は明確に、血族による自力効済＝フェーデは重要な社会的合意である (som en annan viktig konsekvens av ättsamhället framstår släkthämnden.-J. Rosén, *op. cit.*, s. 116), という。但し念のため附言すれば、これはあくまでも一般論であり、国家的公権、氏族的紐帯、自力救済慣行のそれぞれは、その置かれた社会感情を背景として相対的に対応するものであり、それぞれ厳格な対応（反比例）関係を想定するのは Jenny Wormald の忠告 (J. Wormald, 'Bloodfeud, Kindred and Government in Early Modern Scotland', *Past and Present*, No. 87, 1980, p. 56) を俟つまでもなく、戒めなければならない。本稿はまさにこれら3者を含めた諸要素の相関関係を史料に則して検討するのが主題である。P. B. Du Chaillu, *op. cit.*, Vol. I, pp. 584-6. J. De Vries, *op. cit.*, Bd. I, S. 197-9. P. A. Munch, *op. cit.*, S. 185-9. cf "Blutrach" (J. Hoops, *op. cit.*, Bd. III, 1978, S. 81-101)
- 3) byrb は血族関係およびそれを根拠とする相続、売買等に関するさまざまな優先権を示す。SSGL, Vol. III, s. 305-6. ORD, s. 106-7. Frederic Seeböhm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law, 1911/1972*, pp. 271-6. Å. Holmbäck, *op. cit.*, s. 6-8.
- 4) obæl は親族 (ætt) との緊密な関係を示すものであり、これは特にノルウェーの史料に詳細に言及されている。SLL, Vol. I, s. 144. J. Frost, *Die Innerkolonisation in den Skandinavischen Ländern, 1914*, S. 40-41. Do., *Agrarverfassung und Landwirtschaft in Norwegen, 1914*, S. 42-4. Peter A. Munch, 'The Norwegian Farm', *Rural Society*, Vol. 12, 1947, pp. 360-63. 拙稿「11～12世紀のノルウェー社会」『歴史学研究』第480号, 1980年, 16, 17頁, 註93.
- 5) iæk→jag.
- 6) takæ→taki. 語義は, löftesman, hvilken antingen emottog en sak som sattes i kvarstad, eller ansvarade för en ed som en annan skulle gå: sequester, apud quem res quaedam deponeretur; vel fideiussor, qui spondebat de iuramento ab alio dando. (SSGL, Vol. III, s. 416) ORD, s. 637. 一方で血族地としての売却を望み, 他方で非血族地としての購入を希望する場合, 前者が優先される。但し売り手が土地の代金受領を拒否する場合, 買手は第三者にそれを委託しなければならず, それが "taki" と解される。仮に「受託者」と訳す。NorOb, Bd. I, S. 664-7, 694, 743. 註IV-2, 17; VI, 17.
- 7) "hændær" を "hand" (名詞) の複数形と解し, 試みに原典を標準的文章に直し, "pænningær dömis ·j· takæ hændær" とし, ここに試訳した。これは "dömes...penningarna i taka händer" [SLL (Ohlm), s. 49] と同一理解である。ちなみに "penningarna lämnas i löftesmans händer" [SLL, Vol. I, s. 130], "die Pfennige werden gegeben in treue Hand" (SchR, S. 165) これらはいずれも "dömis" の使い方は上記と異なるものの, "hændær" については同じ理解である。なお "hændær" を "hoenda" (動詞), その語義を "hända, accidere" (SSGL, Vol. III, s. 349) と解し, 試みに原典を標準的文章に直し, "pænningær hændær ·j· takæ" と考えることも可能であろう。
- 8) これは地代を意味する。なお次に言及されているように, 地質によっては3分の1減額されるエルトークランドもある。SLL, Vol. I, s. 144 n. 2, 145 n. 5.

- 9) 重量呼称の貨幣単位と呼称通貨単位とは異なる。この場合、1重量マルク銀は通貨2マルクに相当する (*SLL, Vol. I, s. 79 n. 15*) と考えられる。但し法典により両者の関係は異なる。
- 10) *laghfældoer*→*laghfœlder*. 語義は *lagligen sakfälld* (*ORD, s. 372*)
- 11) *mæzmæn*→*mœtsmœn*. この場合単に財産評価人 (*mätismän, värderingsmän: aestimatores-SSGL, Vol. III, s. 380*) にとどまらず、差押え人 (*utmätningmännen-ibid, s. 381*) でもある。
- 12) *winz*→*vinnas*. これは “*vinna*” (一般的語義を *segra, vincere* とする動詞) の受動形 *vinnas* で、この場合意味は *finnas, existere* (*SSGL, Vol. III, s. 425.*)。註V, 12。
- 13) *eghnir*. これは “*egha*” の複数と解せられる。一般に所有物(地)を意味する。特にこれは “*utjorder*” (外縁地) (*SLL, Vol. I, s. 201*), “*kringägör*” (周辺地) [*SLL (Ohlm), s. 71*], あるいは “*Außenländer*” (外縁地) (*SchR, S. 236*) と解せられている。土地の態様は措くとして、その「所有」権の実態は後に検討する。
- 14) 村落内の彼の持分、つまり屋敷と土地が徴収、差押えの対象となること、場合によれば財産喪失となることを意味する。 *SLL, Vol. I, s. 210 n. 59*。
- 15) 具体的には J §9 pr.1 (本稿第三章1項)
- 16) スウェーデンにおける氏族的紐帯の存続期限の確定は困難である。前述のごとく仮にフェーデと氏族的紐帯に深い相関関係の存在を想定しうるならば、前者の揚棄は後者の相対的後退を暗示するものと推論することができる。しかしその場合といえども後者を全面的に否定することはできないであろう。そこで Magnus Erikssons Landslag (c. 1350), Edzöris balker § XIII 「Nu få man ej hämnas på en man. (人は他人に復讐することは許されない。)」を根拠とするならばここに復讐=フェーデはその正式な廃棄が宣言されている [なおテキストは Åke Holmbäck och Elias Wessén, *Magnus Erikssons Landslag i Nusvensk Tolkning, 1962, s. 191*, 他に s. 205-6 n. 34 参照。当該部分の写本は, *Corpus Codicum Suecicorum Medii Aevi, Vol. I. Henrik Cornell (ed.) Lex Communis Regni Sueciae Vetustior »Magnus Eriksson Landslag«, 1943, blad. 174.]。なるほど史料でみる限り最下限として1608年の殺人事件にその紐帯を窺うことができる (Bertha Surtees Phillpotts, *Kindred and Clan in the Middle Ages and After, 1913, p. 78*) とはいえ、一般的には15世紀頃までと言えそうである。また北欧を含めたヨーロッパ史において、耕地や村落の形成、形態等に家族(氏族)共同体およびその分裂(相続)に説明を求める伝統的見解は、もし厳密で画一的な機能賦与を試みるならば問題はあるとはいえ、あながちその氏族的要素を全面否定することはできないであろう。特に古ゲルマンの遺制が比較的遅くまで残存した北欧の地においては考慮の余地がある。拙稿「土地所有形態」註83。同「自力救済」註85。Jakob Benediktsson, ‘Some Problems in the History of the Settlement of Iceland’, Thorsten Andersson and Karl Inge Sandred (eds.), *The Vikings, 1978, pp. 162-3*. Robert A. Dodgshon, *Land and Society in Early Scotland, 1981, pp. 104, 118*. P. B. Du Chaillu, *op. cit., Vol. I, pp. 479-482*. Sheila Ferguson, *Growing up in Viking Times, 1981, pp. 23-4*. G. Johannesson, *op. cit., s. 58*. Wolfgang Kirbis, ‘Siedlungs- und Flurformen germanischer Länder, besonders Großbritanniens, im Lichte der deutschen Siedlungsforschung’, *Göttinger Geographische Abhandlungen, Heft 10, 1952, S. 41-2, 67, 68, 80-81*. Svetozar Ilesič, ‘Die Flurformen Sloweniens im Lichte der europäischen Flurforschung’, *Müncher Geographische Hefte, Heft 16, 1959, S. 22-5, 71-3, 118*. Th. Lindkvist och k. Ågren, *op. cit., s. 8, 27*. Allan A. Lund, ‘Zur Schilderung der Germanischen Gesellschaft bei Caesar und Tacitus’, *Classica et Mediaevalia, Vol. XXXVI, 1985, S. 197*. P. A. Munch, ‘The Norwegian—(*op. cit.*)’, p. 360. B. S. Phillpotts, *op. cit., pp. 246, 254*. P. H. Sawyer, *op. cit., s. 60-63*. Elsa Sjöholm, *Gesetze als Quellen mittelalterlicher Geschichte des Nordens, 1976, S. 84-5, 174*. U. Sporrang, ‘Studies of Rural Society—(*op. cit.*)’, pp. 204, 209. J. Wormald,*

- op. cit.*, pp. 66-8. K. Wührer, 'Die agrargeschichtliche Forschung—(*op. cit.*)', S. 203. 註 49. なお、わが国で果された学説整理は、野崎直治著『ドイツ中世農村史の研究』1985, 244—267頁。
- 17) これは明らかに同害報復である。SLL, Vol. I, s. 120 n. 42.
- 18) haldbanæ→hald(s)bani, 語義は dråparens medhjälpare, som vid dråpet håller den som dräpes (ORD, s. 254). つまり殺人幫助者。類似語に "rap (s) bani" がある。語義は den som genom råd l. andra ord l. gärningar gifver anledning till dråp. (ORD, s. 509) つまり助言等を与えて殺人の手引きをする者。これに対して実際に手を下す者 (verklig dråpare, verus interfector) は "san (d)-bani" と呼ばれる (ORD, s. 534. SSGL, Vol. III, s. 397)。SLL, Vol. I, s. 120-1 n. 43.
- 19) skript はこの場合, kyrkestraff, poena ecclesiastica (ORD, s. 566-7, SSGL, Vol. III, s. 403).
- 20) oran の語義は, fejd, blodshämnd; krigstillståndet mällan blodshämnnaren och den, på hvilken han eger hämnas. (ORD, s. 485), つまり血讐, フェーデ。
- 21) wighwalli→vighvalder. 語義は ställe där en strid hålles l. ett dråp sker (ORD, s. 700), つまり闘争あるいは殺害の現場。
- 22) öxæ ölum→öxa ol. 手斧の柄に結びつけられた革紐。ORD, s. 784. SSGL, Vol. III, s. 448.
- 23) spiuz fali→spiuts faler. 語義は spjutsskaft, hastile で矢柄 (ORD, s. 587. SSGL, Vol. III, s. 408)。
- 24) öpnum sarum→opit sar. これは "fullsæri" あるいは ÖgL の "skena" に対応。UL, M §29 によれば前者の賠償額は人命金に等しい40マルクである。後者は UL にはみられないが ÖgL, Uaba mal ok sara mal §19 の定義によれば, 角 (horn), 柄 (hiccelt), 棒 (stang, störr) など非鋭利な武器による傷害である。Kk §17 pr. Kg §11. M §§21, 23 pr. 2. SdmL, M §3. VmL, M §24 pr. などに散見。SLL, Vol. I, s. 97 n. 20, 98 n. 53, 126 n. 115・129. ORD, s. 554. なお, "sar" について, GL, §19 pr. v. Schwerin, 'Literature', ZSRG, Bd. 51, 1931, S. 713-4.
- 25) これは文字どおり「不具賠償 (lytesbot)」である。少し詳しく言えば「他人の身体を不具としあるいは醜くしたことに対する賠償 (mulcta ob alienum corpus mutilatum vel vulnerando deformatum)」(SSGL, Vol. III, s. 373) である。
- 26) SLL, Vol. I, s. 124 n. 80.
- 27) K. Wührer, 'Die schwedische Landschaftsrechte—(*op. cit.*)', S. 43.
- 28) 負傷者が生存中賠償金を受領すれば規定にみるように問題は解決されたことになる。しかし受領しないとしても, 負傷者本人が死亡すれば死亡(殺人)賠償金の授受が行われ, フェーデは不可となる (SdmL, M §4)。SLL, Vol. I, s. 126 n. 130.
- 29) この部分は他の写本でも "xl. markr", "fiuratighi marker" (UP. B 199, s. 120, 121) とそれぞれ記され40マルクとなっている。しかしこれは13マルク8エルトークの筭である。つまり原告, 王, フンダリーそれぞれの取得総額が40マルクと解せられる。Å. Holmbäck och E. Wessén は原典を離れ, この解釈にしたがって, "tretton marker och åtta örtugar" (SLL, Vol. I, s. 92) と訳出している。SLL, Vol. I, s. 120 n. 35・36. SLL (Ohlm), s. 79.
- 30) sporgiæld→sporgœld. 犯人が自白し判明した単純な殺人に対する賠償金。これの対称となるのが, 犯人不明の密殺 (dulghadrap) に対応する密殺償金 (morbgæld) である。M §§12-5, 46. SSGL, Vol. III, s. 408. SLL, Vol. I, s. 120 n. 37. SLL (Ohlm), s. 79. J. Grimm, *op. cit.*, Bd. II, 1899, S. 181, 231.
- 31) 註12。
- 32) wighis walli→vighis valder. SSGL, Vol. III, s. 425.
- 33) fæsti. ok giældi の主語は文脈上加害者である。SLL, Vol. I, s. 121 n. 49.
- 34) bastar→basta. 語義は binda (ORD, s. 63) で同義語並列により強調。

- 35) 語義は, *hans lagliga egendom: res a fure receptae pleno iure ad pertinem.* (*SSGL, Vol. III, s. 342*)
- 36) tokx→togs. “ta” の過去, 受動形。
- 37) 連行して盗人を絞首架あるいは木の枝に吊すこと (*furem i patibulo v. ramo arboris suspendere*) (*SSGL, Vol. III, s. 335*)。
- 38) それぞれの部分とはつまりフンダリーと王である。*SLL, Vol. I, s. 128 n. 149.*
- 39) *SLL, Vol. I, s. 121 n. 50.*
- 40) *ibid.*, s. 93.
- 41) *SchR, S. 135.*
- 42) *SLL (Ohlm), s. 38.*
- 43) Kg §4-1 (後述)
- 44) M §19 pr では家畜が殺人を犯した場合, 人間に因る場合と類似した扱いとなっている。
- 45) Torsten Wennström, *Studier över Böter och Myntvärden i Västgötalagarna, 1931, s. 2.*
- 46) 特に「自由な選択」について M §9-2 にみる直截的表現は確実に把握しておくべき重要な規定 (*Detta stadgande är av stor principiell vikt.—SLL, Vol. I, s. 119 n. 34*) である。
- 47) F. R. H. Du Boulay, *Germany in the Later Middle Ages, 1983, p. 71.* H. H. Boyesen, *op. cit.*, p. 10. J. Wormald, *op. cit.*, pp. 56-7 n. 12. 拙稿「自力救済」註74。
- 48) ‘That it should have been assumed that resort to blood-feud (*dial*) would follow an incomplete *galanas* agreement…reveals a social setting in which vendetta could still be regarded as a legitimate.’ (T. Jones Pierce, ‘The Law of Wales—The Kindred and the Blood-Feud,’ *Birmingham University Historical Journal, Vol. 3, 1951—2, p. 128.*) 拙稿「自力救済」27頁。註15, 73。
- 49) この部分の該当文章を引用すれば, ‘(On the contrary,) both the bloodfeud between kinfolk and compensation tariffs for homicide were widely-known and duly recognized institutions in Northern Europe in the thirteenth century and indeed much later.’ (R. R. Davies, *op. cit.*, p. 340.)
- 50) P. H. Sawyer, *op. cit.*, s. 61.
- 51) M §19-3. *SLL, Vol. I, s. 67 n. 4 (ÖgL, D §2-1).* *SLL (Ohlm), s. 79.* v. Schwerin, ‘Literature’, *ZSRG, Bd. 36, 1915, S. 511.* W. E. Wilda, *op. cit.*, S. 705-14. 拙稿「自力救済」註82。
- 52) I. Andersson, *op. cit.*, s. 52. なお, 当該社会にみられる実力主義 (本稿において以下検討される) と一体をなす公開主義はこれを「イネ王法典」において象徴的に窺うことができる。つまり, 第43条 誰かが森において木 (単数) を焼き倒し, そしてそれをなしたところの者について明らかになるときは, 彼は完全な罰金を支払うべきである。〔彼は〕60シリング払うべきである, なぜならば火は窃盗犯だからである。第43-1条 もし誰かが森において相当に多くの木々を伐倒するならば, そして〔それが〕後に知られるようになるならば, 〔彼は〕3本の木を各々30シリングでもって支払うべきである, それら [=木々] があったと同じだけ多くそれらがあったとしても [—それらがどれほど多かったにしても], 彼はそれらをヨリ多くに支払う必要はない, なぜならば斧は通報者であり, 決して窃盗犯ではないからである。〔邦訳は戸上—「イネ王法典邦訳」『日向学院論集』第8号, 1965年, 59—60頁。但し第43条「焼き倒し」は, 戸上訳では「焼き払い」とある。筆者は “burns down a tree” (Dorothy Whitelock ((ed.)), *English Historical Document, Vol. I, 1968, p. 369.* 但し他に “trabem combusserit,” “einen Baum…verbrennt” もある ((Hersg., F. Lieberman, *Die Gesetze der Angelsachsen, Bd. I, 1903-1916/1960 S. 109*))) に拠った〕。当該規定の争点は木の伐採が人知れず秘密裏に行われたのか, あるいは村人が充分知りうる手段で, いわば公開で行われたのかにあり, その行為が「窃盗」に

比定されうるか否かにあると解せられる。

- 53) 引用箇所該当文は “Unverträglich mit der germanischen Rache war aber auch die Heimlichkeit derselben”. (W.E. Wilda, *op. cit.*, S. 159.) 殺害現場に遭遇した場合、その報告が求められる (M §§ 12-6, 52 pr—本項既述) のはこうした社会感情に基づくものである。
- 54) witi は罰金 (böter, mulcta) という意味の “viti” (SSGL, Vol. III, s. 427) ではなく、知識 (vetskap, scientia, notitia) という意味の “vit” (*ibid.*, s. 426) である。
- 55) 他に Kg §§5-2, 8 参照。註V, 45。
- 56) hœrra は王、騎士などが含まれる。SSGL, Vol. III, s. 349-50. ORD, s. 309.
- 57) hundaris nœmpd はフンダリー内定住の人々の中から指名を受けた者。ORD, s. 288.
- 58) lagh とはこの場合, ed, iuramentum (SSGL, Vol. III, s. 361). “lag” とする翻訳 [SLL (Ohlm), s. 25] では意味が漠然とする。
- 59) 原典 “giör lagh. ok gangin” 部分について次のように解されている。① “avlagd ed” (SLL, Vol. I, s. 44). ② “ein Eid geleistet und gegangen ist” (SchR, S. 98). これは復讐 (フェーデ) を蒙った者が身の証を立てる、と説明される (*ibid.*, Anm. 1) ③ “stadfäst lag och vidgången [SLL (Ohlm), s. 25.]。筆者はこの部分の背景となるフェーデの状況を次のように考える。すなわち、加害者はその行為について自白し、再度そうした行為を犯さない旨を宣誓しあるいは釈明したと考えられる。しかるにそうした和解ないし調停の試みが不成功に終り、その加害者に対するフェーデが発生し、そのフェーデ執行者は誰であったかが問題となっているのではないか。したがって “gangin” については③に準じた。
- 60) til mæli→til mœli. 語義は tilltala, adloquium (SSGL, Vol. III, s. 418. ORD, s. 645). これを “tillmæle” [SLL (Ohlm), s. 25] とするのは理解に苦しむ。“åtal” (SLL, Vol. I, s. 44), “Ansprache” (SchR, S. 98) に則した。

第2項 時間的、空間的平和

自力救済慣行とりわけフェーデが当該社会にあってこのように普遍的慣行であったことは必ずしも日常的に無秩序な殺戮が生起していたことを意味しない¹⁾。しかしその可能性はたえず存在していたと言わなければならない。したがってこうした状況であればこそ限定的であるとはいえ、そのような不安から逃れる空間、時(期)間を設定する必要が社会的に要請される。これが以下検討されるさまざまな「平和」である。

まず「家の平和」に関する規定をみてみよう。

これは第3²⁾である。人が他人の家へ騎行し (riþær), そして1人あるいは多数いたとしても、(彼らが) 彼に家宅侵害 (hem sokn) を犯し、そして彼の屋敷 (garpi) 内において、彼あるいは他の者に意図的に (wiliændis) 損害を与える。彼らはまず屋敷内にやって来て、傷を負わせ (sarghæ), 出血する程殴打し (sla til bloz), あるいは殺害し (drepæ), あるいは罪のない者を紐で縛り拘束する (bastæ ok bindæ) (ならば), 彼らはすべて王の宣誓 (kununx eþsöræ) を破ったことであり、各人が自身首謀者 (huwzman) である。彼らはすべて平和喪失 (biltughæ) に処され、そして彼らの財産 (bo) は分割される。さて彼らが屋敷内に騎行

するということが起こり得ても、彼の家を破壊することを除いてはいかなる損害も与えないならば、（彼らは）18人の宣誓（補助）を以て否定すべく（*dylin*）、あるいは6マルクを賠償すべし。それは、威嚇（*hött*）が少額賠償を以て（賠償される）ことに因る。さて、格闘（*fangit*）を行う（*biuþær*）者、つまり家宅侵害を犯す者が倒れ、垣（*garþ*）と門柱（*grindæ stulpæ*）の間で彼が殴打され、傷を負わされ、あるいは殺害されるならば、（彼は）賠償されずに横たわるべし。[Kg §5 pr]

家の平和破壊は平和喪失を以て罰せられる。平和喪失とは、ULに則して言えば概略次のとおりである。フェーデが一般的に認められている当該社会にあって、傷害、殺人等の加害者は被害者ないしその所属親族からの反撃がたえず予想される。しかも反撃の対象は必ずしも加害者自身であるとは限らない。むしろ加害者の所属親族の中で最も有力な者³⁾がその反撃の対象となる。したがって加害者親族がその危険から逃れる唯一の方法は加害者自身を、その身の安全を保護すべき所属氏族団体から追放することであり、被追放加害者自身に対する被害者ないしその氏族団体からの自由な処置（分）に委ねることを以て満足すべき手段である。このような平和喪失がフェーデ史の中で一定の歴史的段階⁴⁾を画すことは言うまでもない。なおULには他に教会および裁判集会での平和破壊についても規定されている [Kg §7 pr]。

次に「家の平和」「教会の平和」「裁判集会」等における殺人について一連の規定をみてみよう。

さて人が自宅内で殺害される（*hemdræpin*⁵⁾）ならば、彼は140（*hundræpum ok fiurum tiughum*⁶⁾）マルクにより償われる。もし人が、家と家庭（*hus ok hem*）を構える誰かが、村人すべての持つ（*aghu*）（設置する）四つの村域境界（*tomptæ ra*）以内で、あるいは村域境界から60尋（*sæxtighi fampnx*⁷⁾）以内で殺害されるならば、彼は140マルクにより償われる。家と家庭を構える者はそれぞれ自己の家から60尋以内において平和（*friþ*）を享受する。もし人がここに述べられているように、その区域内で殺害されるならば、140マルクによって償われる。もしそれより以遠であれば、痕跡償金（*sporgiældum*）の下に横たわる。農民（*bonde*）、主婦、またその子供および住居を共にする者（*þe þær aghu bo samæn*）すべてはこの平和を享受する。（但し）客（*giæst hion*⁸⁾）、下男（*leggu hion*）および奴隷（*hemæ hion*）は除外する。彼らは2倍賠償の下に横たわる。[M §12-1]

さて人が教会あるいは教会の敷地あるいは教会の敷地から60尋以内で殺害されるならば、140マルクによって償われる。[M §12-2]

さて人々が裁判集会にやって来て、正当で且つ古くからの裁判集会の場所で親しい（*sattir*）（友人として）会合し、そして険悪な（*osættir*）（敵となって）離散する。そこで人が殴打され（*slæghin*）、殺害される（*wæghin*）ならば、その者は140マルクの下に横たわる。もしそ

のことが裁判集会開催地以外で（起こる）ならば、（その者は）痕跡償金（sporgiældum）の下に横たわるべし。〔M §12-3〕

鍛冶屋⁹⁾が田舎に住んでおり、彼が屋敷と鍛冶場（smipiu）の間で殺害される。しかも鍛冶場は彼が火鋏（hakæ）と金鎚（hambri）を屋敷から鍛冶場へ投げられる程近くにあり、そこで殺害されるならば、140 マルク（の償金）の下に横たわる。もしそれがより遠くにあるならば、痕跡償金（sporgiældum）の下に横たわる。〔M §12-5〕

裁判官（laghmarþær）が合法的宣告の下に立っており、そこで彼が殺害され、殴打されるならば、140マルクによって償われる。〔M §12-10〕

上記の諸規定によれば、各種の平和を破壊し、殺人を犯す者は140 マルク課される。この賠償額がいかに高額にのぼるものであったかは、一般的殺人以上に重罪であった密殺の場合が40マルクであった賠償額と比較すれば多言を要しない。ところで、前記 Kg §5 pr. でみた家の平和破壊は平和喪失に処され、ここでは140 マルクの賠償に処されている。後者は金銭的に解決され、より罪が軽量のように思われる。しかし現実的には140 マルクは支払い困難であり、賠償金支払い不能者はすでにみたように（M §31-1）同害報復（talio）の対象となる。つまり殺害されうる。あるいは後述するように債務奴隷に陥る可能性がある。平和喪失は場合により被害者ないしその氏族団体からの追撃を躲し、逃亡生活を送る機会をまったく否定されたわけではない¹⁰⁾。

家、教会、裁判集会等における平和の厳守は他の規定においても確認できる。たとえば、家、教会、裁判集会内部で犯された傷害は40 マルクを以て賠償される（M §29）。聖職者はつねに神と教会の平和の下に安全が保障される（Kk §21 pr）。逃亡盗人は「教会の平和の外側で（utæ kirkiu friþ）」、つまり教会の敷地の外で捕えられなければならない¹¹⁾、その「盗人は家の平和を享受しえない（æi a þiufwær hemfriþ hawæ）」（M §39 pr）。教会ないしその敷地内での窃盗は平和喪失に陥る（Kk §18-1； M §50）（他に教会の敷地内および教会への往復途上での殺人、傷害に関しては Kk §22-1（後述））。盗贓取還のための家宅捜索に関する次の規定は、手続の複雑な点を斟酌すれば「家の平和」の威厳を物語っている¹²⁾。

さて人が盗まれた自分の品物を追跡して家宅捜索（ranzakæ）を望むならば、彼は信頼に足る（tryggum）また定住している（bolfastum）（者）6人を伴い、（また）自身を第7人目とし、検察官（lænsman）あるいは裁判官（domæri）を第8人目として、その屋敷に赴くべし。彼らは家宅捜索を要求す（bepæs¹³⁾）べし。もし双方がその点で一致するならば、賭物なしに（o wæþiæþu¹⁴⁾）家宅捜索を行うことができる。もし彼の閉鎖された家屋内で発見されるならば、自からの手で導き出さなければ（leþi aff）（取戻さなければ）ならない。もし彼の閉鎖されていない家屋で発見されるならば、他の嫌疑事件（wænslæ malum¹⁵⁾）の場合と同様彼の前に適法（の宣誓）が有効でなければならない（standi lagh¹⁶⁾）。〔M §47 pr〕

さて彼が賭物無くしては (o wæpiæpu) 家宅搜索を許さないならば、双方は 3 マルクを賭け (wæpi) 且つ調停者 (tak¹⁷⁾) を設定しなければならない (taki)。そこで彼は閉鎖すべく、そしてもう一方の者は自分の (紛失) 物 (sitt) を列挙しまたその価額を宣言すべし。そこで 3 人が中へ入るべし。彼らは帯を外し (lösgiurþir) 且つ肩を (露にして) (iwin axlæþær¹⁸⁾) 中に入るべし。そしてまず彼らが農民の (室内へ) 盗品をこっそり運び込まない (æi…a byrþ bærin¹⁹⁾) ように調査されるべきである。もし閉鎖されていない家の中で発見されるならば、彼の前に証言が存在しなければならない (standi wizorþ fore honum²⁰⁾)。もし彼の閉鎖された家の中で発見され、(しかも) 彼らが探している品物が入り込みうるように壁に付いた (穿った) 窓は上部あるいは下部が開いているならば、証言は彼の前に存在しなければならない。もし彼の閉鎖された家の中で発見され、且つここに述べられているように (窓が) 開いていないならば、農民は証言 (の権利) を持たず、賠償を支払い且つ盗人と呼ばれる。またそこで (人は) 彼を束縛しそして裁判集会へ連行しなければならない。また彼 (han) (被害者) は取還贓物 (atær fang²¹⁾) を窃盗と同様に 6 人を以て証明しなければならず (a…fyllæ²²⁾)、またその後窃盗の法を採用しなければならない。もし閉鎖的あるいは非閉鎖的家屋内で発見されないならば、その農民 (bonde) は自分 (に) 賭けられた品物 (wæp fæ sitt) を取得すべきであり且つ無罪である。[M §47-1]

さてもし彼が賭けることも家を開けることも (望ま) ないならば、そこに赴いた者は戸口を破り開ける (slain þer dyrr upp) (ことができる)。彼の閉鎖された家の中でそれが発見されるならば、賠償金無くしては (utæn) (支払わない限り)、誰も証言を受ける (hawi…wizord²³⁾) ことはできず、そして盗人と呼ばれなければならない。もし彼の閉鎖家屋内でもあるいは非閉鎖家屋内でも発見されないならば、彼の家を破り開けたことについて 3 マルクを彼らは賠償しなければならない。もし彼が闘争と抵抗を以て立ちほだかり (standær han gen mæþ wigh ok wærn), 傷害と殺害に到るならば、以前から (そこに) 居る者 (sum fore ær²⁴⁾) は 1 倍の賠償であり、そこに赴いた者 (sum til kombær²⁴⁾) は 2 倍の賠償とならなければならない。[M §47-2]

次の規定は特別な平和維持領域を示している。

王の屋敷 (kununx garþær), また司教の屋敷 (biskups garþær), また騎士の屋敷 (riddære garþær²⁵⁾), また馬とともに奉仕するこれらの人々の屋敷 (þeræ mannæ garþær mœþ örs piænæ²⁵⁾), これらは接待に供される (rætttræs) 必要はない。[Kp §9-5]

平和は上記諸規定に窺うことができるように、空間的な領域において適用されたのみならず、次の規定にみるように時間的にも設定されていた。

さて負債徴収 (soknum²⁶⁾) における平和 (friþi) について語られ、そこではすべての者は平

和を享受する。収穫の平和 (anfrípær²⁷⁾) はオラーフ祭 (olaffs mæssu) とミカエル祭 (mikiæls mæssu) との間にある。クリスマスの平和 (julæ frípær) はクリスマスの晩から始まり13日後の第8日 (attundæ dagh æptir þrættandæ dagh²⁸⁾) に終了する。ディサティングの平和 (disæpinx frípær²⁹⁾) はディサティングの日に始まり、二つの市日 (kiöppingæ) の間に亘る。春の平和 (war frípær) は告発の日曜日 (kiæræ sunnudagh³⁰⁾) に始まり、キリスト昇天祭 (hælg hæ þorsdagh) まで続く。すべての者は平和を享受し、平和(期間)内に他人を告発する者は3マルクを賠償しなければならない。[P §14 pr]

王が海外遠征 (leþung) を提示する場合、海外遠征が食糧 (mat) と人員 (mannum) の双方を以て行われるフンダリーあるいは船区に居住する者はすべて平和を享受する。また人員ではなく、食糧が徴収される他の船区およびフンダリー、そこでは平和期間内(であるか)のように裁判集会(が開催され)、また地方法 (lanzlaghum) にしたがって訴訟が起される。

[P 14-1]

そしてその後王の賦課 (utt giærþum³¹⁾) はすべての平和期間内において訴追される。これが平和について語られることである。神は平和と共にこちらへ訪れ、ここに滞り、そしてここより去ろうとする者すべてにその平和を与える。平和は、われわれの王、国土、裁判官 (laghmapær³²⁾) また法の宣告に耳を傾けるすべての人々(のうち)にある。平和は自身法および失墜した法の末端にある (Frípær se lyct at laghum. ok laghæ fallum.³³⁾)。神はわれわれすべてと共にある。アーメン [P 14-2]

各種の平和期間が設定され、特別に尊重され、保護されている様子を上記規定に窺うことができた。この点は当該期間内における身体(目、鼻、耳、手、足等)傷害に因る賠償が高額化している (M §24) ことから確認できる。しかも平和の継続されるべき期間は長短さまざまであった。次の規定はその場合それが一昼夜であったことを示している。

ここに挙げられている事件については王室 (krunæ) と教会 (kirkiæ) の双方が裁判官を裁定すべし。もし人が聖ローレンティウスの日 (sanctæ lawrinzæ dagh³⁴⁾) に平和 (fríp) を破り、(あるいは)人が聖エリックの日 (sanctæ Erix dagh³⁵⁾)、また聖母マリア誕生の日 (waræ fru dagh þæn öfræ³⁶⁾)、あるいは聖木曜日 (skiærþors dagh) にウプサラ (upsalæ) へ行き、滞在しそしてそこから出発する(時に)、人が殺人を犯しあるいは負傷させるならば、平和破壊 (fríp brutit) として王室へ20マルク、教会へ20マルク支払うべし。もし誰かが聖母マリア昇天の日 (fyrru mariu mæssu³⁷⁾) にシグトゥナ (sictunum) で、あるいは司教が教会を聖別した所で、平和を破るならば、同様に支払うべし。ここに挙げられた平和は夕方夕べの祈り (aptæsanx) の時期に始まり、翌日の日没に終了する。[Kk §22 pr]

このように時間的にも、空間的にも長短、広狭さまざま「平和」が設定され³⁸⁾、それらが厳

守されるべく詳細に規定されていることは、「平和」の要請とは裏腹に当該社会における「平和」破壊の蓋然性とりわけフェーデ慣行の普遍性をむしろ裏書きしている。なお、平和と表裏の関係にあり、その対局をなす状態、つまり平和喪失についてすでに上記諸規定の中に触れられているものの、ここで少しく補うこととする。

われわれがここに数え上げている事柄、それは王とスウェーデンの中で最高位の人々すべての誓いである。これに反し、破った者は誰であれ、それがいかに多額（*swa mangir*）であれ、彼が地上に（*owæn a iorþinni*）持つものすべて（*allu*）およびそのような（自身の）滞在（権）（*lanzvist*）を喪失してしまい（*hawœr fore giört*）、また王国全土（*allt rikit*³⁹⁾）において平和喪失（*biltughir*）に置かれ、そして彼がその者に違反を犯したその者が彼のために乞う（*bipær*）以前には平和（*frip*）へともどりえない。（途中略）彼がその者に違反を犯したその者、あるいはその相続人（*arfwi*）が彼のために乞うならば、王は彼に平和を与え、そして彼は王に依り40マルクを以て平和へと解放される（*lösi sik·j· friþ*）。〔Kg §9 pr〕

もし人が平和喪失（*biltughær*）として宣告され且つ誓わされた者を一夜家に迎え入れる（*husær ok hemær*⁴⁰⁾）ならば、誰であれ3マルクを賠償すべし。もし彼が一夜以上家に迎え入れるならば、40マルク賠償すべく、あるいは12人の3倍の宣誓補助を以て自身を守るべし。彼がその日まで去り行く（*rymæ*）べく宣告されたその日以前に平和喪失者を家に迎え入れる者⁴⁰⁾は、罪はない（*saklös*）。〔Kg §9-3〕

さて平和喪失者（*biltughær man*）が平和喪失の間に人を殺害し、あるいは他の犯罪を犯すならば、彼は平和にもどった後に地方法（*lanslaghum*）にしたがって賠償しなければならない。もし彼が殺害されるならば、これは賠償はない。〔M §16-3〕

上記諸規定にみるように、所属村落共同体および平和・保護共同体としての氏族団体から追放された平和喪失者は、それがいかなる状況における犯罪に因るものであったとしても、もはやそれまで喜びを共にし、苦しみを分かちあってきたであろう家族を離れ、場合によれば被害者あるいはその氏族団体からの追撃を逃がれつつ、原則として一人「狼の頭を持つ（*gerit caput lupinum*）人間狼（*Werwolf*⁴¹⁾）」として孤独の地を彷徨し、その生活はおろか生死も省みられなかった。すべての財産のみならず人格をも否定された平和喪失者にとって、その期間中に相続権が排除され（*Æ §21*）、また仮に証人（*fastar*）を以てしても土地（*iorþ*）取引の当事者となりえない（*J §8-3*）のも当然である。

1) タキトゥス著『ゲルマーニア』第21章に次の記述がある。「父または血縁者の宿怨は、その友情と同じく、これを引き継ぐことが、義務とされている。しかしこれが和解のないまま、長く続くということはない。というも、人を殺してすら、一定の数の畜牛や羊によって償われるのであり、この補償を、殺された側の一家眷族が受納するからである。このような習わしは社会のために有益である。じっさい自由な政体と仇情の思想が並存したら、大変に危険である。」（邦訳は、国原吉之助訳『タキトゥス』、

<世界古典文学21>1976年、364-5頁）上記引用箇所の中で特に「じっさい自由な政体と仇討の思想が並存したら、大変に危険である」の部分において筆者は次のような感想を抱く。たしかに「血縁者の宿怨」の継続する社会にあって、「一定の数の畜牛や羊」による和解が「有益」であること、また「宿怨」の継続が「大変に危険」であることに異論はない。しかし「宿怨 (inimicitia)」(原典テキスト: Tacitus, *Germania* ((tr. by M. Hutton) Loed Classical Library No. 35, 1970, p. 162) を晴らすこと、つまりフェーデの実行は、同時に相手側の新たな「宿怨」を惹起し、反フェーデの可能性を考慮せざるをえないのである(註3)。したがって「宿怨」の解消つまりフェーデは日常茶飯事であったと考えることはできない。なお上記引用文の中で「(一定の数の) 畜牛や羊」は、他に「牛や羊」(同著田中秀央, 泉井久之助訳『ゲルマーニア』1966年, 80頁), “cattle and sheep” (Tacitus, *Germania* ((tr. by M. Hutton) *op. cit.*, p. 163), “cattle or sheep” (Do., *On Britain and Germany* ((tr. by H. Mattingly) <Penguin Classics> 1969, p. 118) などとそれぞれ翻訳されている。しかし原典テキストによれば当該箇所は “certo armentorum ac pecorum numero” (Tacitus, *Germania* ((Tr. by M. Hutton) *op. cit.*, p. 162) とあり、「牛」「羊」と限定する根拠はない。したがって当該箇所について言えば、これを “mit einer bestimmten Anzahl von Groß- und Kleinvieh” (Tacitus, *Germania* ((über. von Arno Mauersberger), 1971, S. 69) と翻訳するのが原典に忠実ではないかと思われる。この種の問題は他に上記邦訳書の中に少くなく散見される。これは家畜の種類とその社会的有用性(価値観)およびそれに対応する農業、牧畜社会を究明せんとする場合けっして軽視できない。しかし本稿はこの問題を論ずる所ではない。註 III-1, 7。

- 2) これは「王の誓い (kununx eþsöri)」(Kg §4—既述第四章1項)の第3番目である。
- 3) “Die Blutrache sucht nicht immer den Täter zu treffen, manchmal auch den besten Mann der Tätersippe.” (Heinrich Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte*, 15. Aufl. 1978, S. 31)
- 4) 平和喪失は共同体的合意の成立を必要とするものであり、したがってフェーデを平和喪失と概念のおよび時代的に同一と考える (v. Schwerin, ‘Literature’, *ZSRG*, Bd. 36, 1915, S. 555-6, 509, 510) のは賛成できない。平和喪失について Tacitus は *Germania* においてなんら報告していない。しかるに当該 UL 法典は詳細に記しているものであり、双方の社会慣行には歴史的段階を否定できない。K. Wührer, ‘Die schwedischen Landschaftsrechte—(op. cit.),’ S. 42.
- 5) hemdræpin→hemdræpin. 文字どおりの語義は屋内での殺害。この場合は特に, dräpan hemma i sitt hus: domi suae occisus (SSGL, Vol. III, s. 342) とあるように本人の家における殺害。類似規定は他に SdmL, M §27; DL, M §3-1 にみられるが、特に HL, M §6-2 は詳細に規定している。SLL, Vol. I, s. 123 n. 70.
- 6) これは標題によれば100マルクの賠償 [hundräpa gäld (hundräpa marka gäld)] で、しかもグロースフンデルト (storhundrade) の120マルクの筈である。しかるにここに140マルクとあるのは、M §8 pr ですでに(第三章1項)みたように密殺償金 (morþgæld) を意味する。M §16-2; Æ §6-2. SLL, Vol. I, s. 123 n. 69・73.
- 7) 家から槍, 斧の放擲により守りうる範囲, という古い規定を採用したものと考えられる。約 107 m. SLL, Vol. I, s. 123 n. 72. SLL (Ohlm), s. 79.
- 8) giæst hion→gæst hion. この hion は gæster (客人) の複数形として加えられたものであり、後続の用語のような隷属民を示すものではない。SSGL, Vol. III, s. 337. 註III-1, 19; V, 6.
- 9) 当時の鍛冶製品はたとえば大工道具や犁の刃などに窺うことができるであろう。前者について, Greta Arwidsson and Gösta Berg, *The Mästermyr Find*, 1983 の付録 pl. 1~30にみる百数十点の遺物参照。
- 10) 卑近な Robin Hood 物語にまつわる Sherwood Forest を想起するまでもなく、森はこうした平和喪失者 (biltog, rechtlos, out-law) を匿う絶好の領域であった。Raphael Zon, ‘Forests and Human

Progress', *The Geographical Review*, Vol. 10, 1920, pp. 146-7. J. H. Holt, *Robin Hood*, 1982, pp. 83-108.

- 11) これは二つの解釈が可能である。①教会の平和の保障。②教会は避難者保護権 (Asylrecht) を持たない。後者の点について、Kk §22-1 [本稿第V章], 拙稿「自力救済」36頁, 註54, 61。
- 12) 複雑な家宅捜索の手續に「家の平和」の厳粛を読み取ることはできるとはいえ, 所詮それを阻止できない点はその限界でもある。註11。なお地主に地代徴収権があるとはいえ, 地代の担保として家屋を没収することはできない (J §10)。これは生活権の保障と同時に「家の平和」とも関連しているのだから。但しその「家の平和」も差押え物品獲得のためには破られうる (P §8-4)。
- 13) beþæs→bedþas. この場合 dep. 動詞で, 語義は begära, petere (SSGL, Vol. III, s. 296)
- 14) o wæþiæþu→ovœþiæþer (adj).
- 15) wænslæ malum→vœnsla mal. 語義は mål, hvaruti mistankar men ej bevis finnas emot den tilltalade: caussa, in qua actio suspicionibus non vero probatione nititur. (SSGL, Vol. III, s. 436), つまり疑われてはいるものの, 証拠のない事件。
- 16) 註20; IV-1, 58。
- 17) tak は賭物が勝者に確保されるべく見守り一時的に差押える調停人, 仲介人 (löftesman hos hvilken, då vad hölls, pant nedsattes, för att sedermera af den vinnande emottagas) (SSGL, Vol. III, s. 439) を意味する vœþia taki の省略形と解せられ, taka (動詞) ではない。“kati” について他に SSGL, Vol. III, s. 416. *NorOb*, Bd. I, S. 229. 註IV-1, 6。
- 18) iwin axlæþær→ivín axlæþer (adj). 文字どおりの語意は “axl (肩)” の “ivir (周辺, 上方)” である。語解によれば, med kapuchonen medfälld öfver axlarne (SSGL, Vol. III, s. 353. *ORD*, s. 326), つまり頭巾 (kapuchonen) を脱いで肩の周辺を露にする。しかし脱がれるものが頭巾か, 衣服 (kläderna) (SLL, Vol. I, s. 111) か, 外套 (kappa, Mantel) [SLL (*Ohlm*), s. 79; *SchR*, S. 159] かは一様に解されていない。SLL, Vol. I, s. 129 n. 162.
- 19) byrþ とは bärand, portatio (SSGL, Vol. III, s. 305) (運搬) であるが, 特に “a byrþ” とは盗品を秘密裏に他人の家へ搬入すること (insmygande af tiufgods i en annans hus: rei furtivae in alienam domum clandestina tranlatio) (SSGL, Vol. III, s. 283) であり, 他人に濡衣を着せるため (att söka beslå denne med stöld) [SLL (*Ohlm*), s. 79] である。
- 20) この部分は “må han hava rätt att värja sig” と意識され (SLL, Vol. I, s. 111), 趣旨は農民が自衛権を持っていたと解せられる。註16; 23; IV-3, 1。
- 21) atær fang→aterfang. これは盗人によって一旦盗み奪われたものの, 所有者によって再び取り戻された品物 (en bortstulen och af egaren från tjufven återtagen sak: res furtiva, a domino ex manibus furis recepta) (SSGL, Vol. III, s. 291)。
- 22) fyllæ→fylla. 語義は (full) bevisa, (plene) probare (SSGL, Vol. III, s. 327) であり, 完全に証明することである。
- 23) hawi…wizord とは「証言を持つ」であり, その趣旨は “rätt att värja sig (自己防衛の権利)” (SLL, Vol. I, s. 112), “Beweisrecht (証明権)” (*SchR*, S. 160)。註20。
- 24) sum fore ær とは, “som hemma är (その家屋内に居住する者)” [SLL (*Ohlm*), s. 46], つまり家宅捜索を受ける者。sum till kombær とは, “som dit kommer (そこへやって来る者)” (*ibid*), つまり家宅捜索を要求する者。
- 25) 当該箇所は強い騎士階級を形成せんとする Magnus Ladulås の熱い要望を反映し, 彼らからの, 旅人接遇義務の免除を表明するものと解すことはできる (SLL, Vol. I, s. 158 n. 25)。しかしこの規定は全体としてみれば, 接遇に関する煩雑からの解放, つまり彼らの「屋敷」の平和を保障するもの, と解すことも可能であろう。

- 26) soknum→sokn. 本来 “soken, paroecia (教区)” (SSGL, Vol. III, s. 406) を意味する。しかしここでは “utsökning at böter: exactio mulctae” (*ibid*), つまり罰金, 負債などの徴収を意味する。SLL, Vol. I, s. 211 n. 87. SLL (Ohlm), s. 82.
- 27) anfriþær→anfriþer. 収穫の平和であり, この期間は起訴は許されない。ORD, s. 27.
- 28) つまり1月13日で別称 “tiughunde dagher iula (20日目のクリスマス)”, “Tjugonde dag knut (20日目のクヌート)”。SLL, Vol. I, s. 211 n. 90. SLL (Ohlm), s. 82. Elof Helloquist, *Svensk Etymologisk Ordbok, 1980, Vol. I, s. 482; Vol. II, s. 1194.*
- 29) disæþinx→disæþing. これは元来 Upsala において2月に開催された異教の大犠牲祭であり, この時多数の人々が集合し (þing allra svia), 市が催された。キリスト教導入後は聖燭節 (2月2日) に大集会 (kyndil þing) が開催され, 同時に市が開かれた。8日間継続された。詳細は ORD, s. 119. SSGL, Vol. III, s. 309. SLL (Ohlm), s. 82. E. Helloquist, *op. cit.*, vol. I, s. 145. J. Hoops, *op. cit.*, Bd. V, 1984, S. 496-7. J. de Vries, *op. cit.*, Bd. I, S. 455-6; Bd. II, S. 297-8. KLNLM, Vol. III, s. 112-5. Nils Sundquist, *Uppsala stads Historia, Vol. I, 1953, s. 122.*
- 30) kiæræ sunnudagh→kœra sunnudagher. kœra とは動詞で “kæra, anställa átal l. rättegång (告発する)” (ORD, s. 362) である。したがってこの語句はそのまま “kæresöndag (告発の日曜日)” [SLL (Ohlm), s. 73], “Klagesonntag (同義)” (SchR, S. 242) と一方で翻訳され, 他方では具体的期日 “femte söndagen i fastan (四旬節の第5日曜日)” (SLL, Vol. I, s. 205) に翻訳されている。本稿では前者に則した。M §41-1. SLL, Vol. I, s. 108. SchR, S. 155 Anm 1.
- 31) utt giærþum→utgærþi.
- 32) 主な任務は法令の紹介と判決。J. Rosén, *op. cit.*, s. 125. *NorOb, Bd. I, S. 5-6.*
- 33) lyct は lykt で, 語義は slut, finis (終末) (SSGL, Vol. III, s. 370-1)。筆者は当該文章を理解しえない。参考までに次の翻訳例を掲げる。pax sit finis legum (quae in ultimo capite agunt de pace). (SSGL, Vol. III, s. 370) Frid vare slutet på lagen för visst! (SLL, Vol. I, s. 206) Frid lyte lagen och laga fallom. [SLL (Oh(m)), s. 73] Friede sei am Schluß des Rechts und der Rechtsfälle. (SchR, S. 242)
- 34) 8月10日
- 35) 5月18日
- 36) waræ fru dagh þæn öffræ→vara fru dagher þæn öfri, 9月8日 SSGL, Vol. III, s. 375, 423.
- 37) 8月15日。 *ibid*.
- 38) W.E. Wilda, *op. cit.*, S. 224-313.
- 39) これは統一王権の成立を暗示する。しかし約九つの地方法 (lanslagh) の併存自体統一王権を想定するに時期尚早である。J. Rosén, *op. cit.*, s. 119, 126. 註IV, 2, 6.
- 40) この二箇所¹⁾に解釈の不一致がある。

◎原典：(a) (規定冒頭部分) hwa sum þæn man husær ok hemær sum biltughær ær laghþær. (b) (規定末尾部分) hwa sum biltughæn man hysir ællr hemær. なお, husa, hema の語義はどちらも hysa, härbärgera, domo recipere (ORD, s. 268, 290. SSGL, Vol. III, s. 341, 347). ◎SLL, Vol. I: (a) envar som ger hus och hem åt den som är dömd biltog. (b) envar som ger biltog man hus eller hem. (s. 46) (a) (b) とともに, 平和喪失被宣告者の家に人が訪れる。◎SLL (Ohlm): (a) envar som den man husar (och skyler en natt,) den biltog lagd och svuren är. (b) den som biltog man husar och hem ger. (s. 26) (a) 平和喪失被宣告者を家に迎え入れる。(b) 平和喪失者を迎え入れそして(彼の)家に訪れる。◎SchR: (a) wer den Mann haust und hoft, der friedlos gelegt und geschworen ist. (b) wer einen Friedlosen haust oder hoft, (S. 101) (a) (b) とともに, 平和喪失被宣告者を家に迎え入れる。なお, W.E. Wilda も同様に

解する (*op. cit.*, S. 284)。筆者は *SchR* が原典に忠実と判断する。

41) H. Mitteis, *op. cit.*, S. 32.

第3項 社会的「人格」

以上の諸規定によれば、自力救済慣行の典型としてのフェーデと各種設定された「平和」はともに一般的な社会慣行であったのみならず、互に表裏の一体性を実現していた。このことは UL の背景となる社会的状況が前国家的状態にあり、国家的公権が必ずしも十分に備わっていなかったことを示している。こうした社会的状況にあっては、既述のごとく生物としての個体＝個人はその所属する氏族団体から自由ではありえないものの、一般的には一定範囲の氏族関係を単位としてその権利や安全は原則として実力によりみずから守る以外に方法はなかった。つまり上記諸規定にみたフェーデ慣行は、基軸的階層を形成せる「定着」農民が経済的に一定の条件を備えた独立、自営の農民であったのみならず、社会的にもみずからの実力に基づく独立、自営をむしろ所与の要件とする農民であったことを示している。ひきつづき規定に拠りつつ彼らの社会的自立性についてこれを深化してみよう。

さて彼 (han) が農民 (bondæ) に責任を負わせ、そして彼 (han) (つまり bondæ) は自分 (sik) (つまり han) を束縛した、と (han が) 訴えるならば、農民の側に (fore) 12人の3倍の宣誓補助 (人) が証言に立たなければならない (standi¹⁾)。もし (彼が) 宣誓に失敗するならば、40マルクを賠償しなければならない。ある者が束縛された状態で裁判集会に出頭し、そこである者が束縛したとして訴訟を起され、しかるに彼が否認するならば、12人 (の宣誓補助人) が証言する。もし彼らが彼を守るならば、(彼は) 守られる。もし彼らが彼を有罪とするならば、彼は無実の者 (saklösæn) を束縛し且つ暴行を加えたについて40マルクを賠償しなければならない。[M §41 pr]

さて人が火 (eld) を持ち歩き、村と農民の双方を焼く意図を持ち (will brænnæ), 1軒あるいはより多くの家あるいは屋敷のすべてあるいは村落を焼き、吹いた口 (blasændæ munni) と燃える炎 (brinnændæ brandi) と一緒捕えられるならば、(人は) 彼を束縛しそして裁判集会へ連行しなければならない。その後12人はその事件で何が真実であるかについて宣誓する。彼らとその事件について彼を守るならば、無罪の者を束縛した (bant. ok bastapi) 者は40マルクを賠償しなければならない。彼らが彼を有責とするならば、彼の所有するすべてを賠償としなければならない。第1部は王、第2部は原告、第3部はフンダリーが (それぞれ) 取得する。そしてまず農民 (bondænum) に自身の損害 (fore lat sitt) (について) 補償を与えなければならない。そして自身その損害がどの程度であったかについて証言しなければならない。農民は、より多くを取得できないならば、まず第一に自身の取分を十分に確保すべく、

そして農民の前で (foru) 燃やした (brænt hawœr) 者は薪の上で燃える (·j· bali brinnæ²⁾) べし。もしいかなる損害も犯されないならば、いかなる賠償に拠っても脅迫され (æer hött) ない。[W §25-1]

上掲の規定によれば、ある容疑を理由として罪なき者を束縛した場合、40マルクを以って罰せられている。同趣旨の規定として密殺を容疑とするケースも同様に40マルクの処罰である (M §31 pr—前記同章1項)。また不正な告訴が3マルクの罰となる (P §9 pr) のも同趣旨に解される。

如上の諸規定は次の内容を語っている。つまり当該社会の農民はその故なき束縛、すなわち逮捕からは自由であったこと、換言すれば仮に理由を欠く束縛、逮捕を蒙るならば、犯人は40マルクの処罰を課されるのである。40マルクは前述のように当該社会において最も忌むべき背反行為と認識される密殺を犯した場合と同額である。しかもこうした処遇について彼らの経済的地位の如何はなんら問われていない。こうした事情は彼らが社会的にいわばその「人格」を認められ、尊重されていることを物語っている。農民が接客の強要を免れる (Kp §10 pr, -1) のもこのような視角から理解することができる³⁾。彼らに対するこの解釈は、彼らが経済的のみならず社会的にも独立、自営の農民であったと推察された如上の内容に適合的である。

- 1) 批難された農民の立場で積極的に換言すれば、“då har bonden rätt at värja sig, med tretolftsed” (SLL, Vol. I, s. 108), つまりその農民は一定数の宣誓補助による自衛権を享受する。註IV-2, 20。
- 2) 他に火刑規定は M §I9 pr (魔法使いの女性)。
- 3) 但し、「婦人が他人に魔法を施した (bær konæ forgiærningær manni)」とする容疑で捕えられた場合、仮に彼女の潔白が判明しても、彼女を束縛した者は無罪 (M §19 pr)。不誠実な被告は束縛可 (P §7-6)。

第4項 ゲヴェーレ (Gewere)

これまでの窺見によれば、基軸中心的農民はいわばその社会的「人格」が尊重され、彼らの享受する社会的且つ経済的自律性、独立性は、フェーデ慣行に拠り直截的に表現するならば、これを実力主義と換言できる。この実力主義について、当該法典において、はたして西洋中世社会に特徴的な、ローマ法に対置されるゲルマン法における物権法上の基礎概念たるゲヴェーレ (Gewere) を論点として論じうるであろうか。一般に、西洋中世社会における現実的 (leiblich) 所持 (Gewahrsam) という原則的属性を備えたゲヴェーレの客体は動産において現われ、不動産を客体とする場合はすでにその基本的属性から幾分乖離⁴⁾ していた。これは当然その背景となる国家的公権の成長、進展状況に対応するものであった。さて、UL においてはいかなるゲヴェーレを検出しうるであろうか。以下規定に則して検討してみよう。

購買によるにせよ、交換によるにせよ3年間 (innæn þry. ar) 非難されることなく (o klutræþæ ok. o klandæþæ) 人が保持し、且つ12人がそのように証言するすべての土地 (allæ þe

iorþ) は、彼が外国に滞在し、あるいは拘束され (fangin), あるいは未成年者 (owormaghi) である場合を除いて、誰もかくのごとく長期に亘って非難されずに止った土地について訴訟を起こす権限を持たない。[J §9-4]

借地契約証人はどれ程の（契約が）締結されたかについて証言しなければならず、そして誰も1年を越えさらに1（年）借地証明 (taku skiæl) を実証する (bindæ⁹¹) 権限を持たない。[J §13-5]

J §9-4によれば、土地 (iorþ) はなんら問題を生ずることなき3年間の保持を条件に、購買ないし交換を契機とする土地の確保は実効を生ずる。換言すればそれが購買ないし交換されたとはいえず、3年以内の保持ではその土地獲得の効果は不安定だと解せられる。J §13-5の趣旨⁹¹)は、借地契約の証言が有効である1年以内に借地農は現実的利用の実績を作ることが求められるのであり、換言すれば借地の放置は許されない、ということである。他にJ §15-5によれば、他村落に土地を放置するならば、その所有者は自身柵を設置するか、あるいは借地として貸出すのかそのいずれかの選択が要求される。しかし当該規定はその要求を無視した場合について言及していない。この点について ÖgL, B §16によれば、土地所在地の住民はその所有者に代って柵を設置し、その土地を自由に利用することができる (siþan mughu þer stafrum höta ok gærþa: ok saklösu hans ængia ok lindur mæþ mula bet beta), つまり土地の所有関係に拘わることなく、現実的に手を加え管理する者がその利用権を享受するのである。次の規定は明らかに暫定的に6年間の事実的利用を開墾者に与えている。

もし人が囲い (wærnær⁹²) の外を畑地 (akærs) として開墾を施すならば、彼は6年間播種しそして収穫し (aff takæ⁹³), そして彼は6年間休閑地として保持する (ことができ) (ok säx ar ma han ·j· træþi hawæ⁹⁴), そしてその後、もし (その開墾地) の (till) (代用地片の) 提示 (awisning⁹⁵) がないならば、分割が行われる。もしその提示があるならば、それを確固たる父祖の (土地) (fastæ fæþœrni) 且つ古い世襲地 (aldæ opal) として確保すべく、彼は既墾地 (ruddu) の所まで開墾しまたすでに崩された (利用された—以下同じ) 土地 (brutnu) (既分割利用地) の所まで崩す。彼が既墾地の所まで開墾しそしてすでに崩された土地の所まで崩す時、双方 (baþir) は良い (göþo) (肥沃地) 同様不良 (illu) (不毛地) を分割する。もし人が囲いの外を (牧) 草地 (ængiæ) として開墾を施すならば、6年間 (牧) 草を刈り取る (sla) ことができ、そしてもしその (代用地片の) 提示がないならば分割が行われる。もしその提示があるならば、(彼は) 既墾地の所まで開墾すべく、そして (双方は) 良好地同様不良地を分割する。[W §21-1]

この規定は6年間の事実的利用を開墾者に認めている⁹¹)のみならず、代用地片の「提示」がある場合、それは「確固たる父祖の (土地) 且つ古い世襲地として確保」を認めている。(なお一旦

父祖世襲地に転化した場合、その管理、運営に一定の氏族団体としての規制が適用されることは前述のとおりである。またそうした転化が行われ得ない場合、一定期間後分割の対象となるという共同体規制の作用は本稿第三章1項との関連で注意を払う必要がある。) 以上の諸規定は土地に対する一種のゲヴェーレを物語っているものと解せられる⁹⁾。

売買等移動は自由とされる土地(jord)が前述のごとくさまざまな共同体規制の下にあるのみならず、ゲヴェーレの客体となっている点をここに確認できる。しかもここにみるゲヴェーレの特徴、つまりこれを再述するならば、売買等移動の自由を原則とする筈¹⁰⁾の土地(jord)は一方において物権的権限すなわちローマ法のdominiumの対象であったと解せられるにもかかわらず、他方において依然として事実上の確保を必要条件とするゲヴェーレの対象となっていること、これは自身に矛盾を孕むものである。この矛盾は全体としてみられる濃厚な共同体規制、『血族地』に対して発揮されるがごとき氏族の団体性、また次項で検討する村落共同体内部での一定の進展、截言すれば共同体成員間の一定の階層分解の兆候、王権に窺い知ることのできる国家的公権の一定程度の成立と同時にその未成熟性など、これら諸要素が相互に対応し、また錯綜し合うそうした状況を認識することにより理解しうるものである。ところで、土地の売買、賃貸等の際に執られたさまざまな手続は前述のようにすぐれて個人的な活動に対する共同体規制ないし介入と解すことは可能である。しかしそうした手続が仮に規制や介入であるとしてもむしろそのことは共同体成員への周知徹底を目的とするものであったという解釈¹¹⁾に立つならば、これはむしろ個人のゲヴェーレを保障するための共同体的手段であったと解することも可能である。しかしこれは言葉を替えれば、共同体的手段に抛らずしては個人のゲヴェーレといえども守りえなかったことを意味する。このような認識は当時の国家的公権の成熟度を検討する際の一つの論点たりうる。

これまでの検討を要約すれば、ULの背景となる社会は前国家的諸慣習を残存させ、その基軸中心的農民は一方においてその実力主義に基づき、社会的にも経済的にも独立、自立の主体たりえた。しかし他方においては彼らは共同体規制により自身を対内的に律し、それは対外的には防衛=自治権となって表われた。つまり一定程度の権力的成立段階に達した王権からの一方的支配に服することなく、むしろ敢言すれば王権と協同し、対等な立場にあった。これを社会構成史的に表現するならば、下部構造自体の内部においても、また上部構造および下部構造相互の関係においても、それぞれに一定の調和が実現されていたといえる。しかしもとよりこの「調和」は事態を静態的に観察した場合であり、事態を動態的に観察するならば、下部構造内部において、また上部および下部構造相互の関係において一定の対立的矛盾が醸成されつつあった。この対立的醸泡を惹起せる象徴的兆候を一語で言えば、下部構造においては次項で検討する共同体成員間における階層分解であり、上部構造においては徐々に成長の段階にある王権であり、それは国家的

公権の成立を目ざすものであった。静態的に観察される旧事態と動態的に観察される新事態は、それぞれの事態内部においてはもとより、事態相互において密接な相関関係に基づくものであることは言うまでもない。この新旧二つの事態の糾纏、これこそ当該UL社会の実態であった。これら相互に絡み合う関係はいかなるものであったか、この点を項を改めて検討する。

- 1) つまりローマ法における *possessio* に対する *dominium* への方向へ、二歩踏み出した状態を意味する。これは当然同時に存在する複数の事実支配の併存、重疊的ゲヴェーレへの発展を招来する。なお、フーバー（Huber）は重疊的ゲヴェーレはそれ自身ゲヴェーレの独自性として解している。フーバー理論の特色は、彼がゲヴェーレの構成要素として事実支配の他に挙げる「事実支配に照応し、且つ客観的な法に従って存在する物権の主張」にあると思われる。すなわちフーバーによって、ゲヴェーレは「物権の形式」とまで極言されているように、ゲヴェーレに備わる物権の強調に窺える。しかしこれにはさまざまな法理論上の問題が含まれている。彼の体系的検討と批判については、石井紫郎「ゲヴェーレの学説史に関する一試論」滋賀秀三、平松義郎編『石井良助先生還暦祝賀—法制史論集』1976年、315-381頁、および当該論文の書評、埴浩『法制史研究』No. 27, 1977年、334-8頁。
- 2) *bindæ*→*binda*. 語義は *binda*, *afsluta*, *öfverbevisa*, *bevisa* (SSGL, Vol. III, s. 296-7) とあり、この場合後2者。
- 3) SLL, Vol. I, s. 147 n. 53.
- 4) *wærnær*→*voern*.
- 5) *aff takæ*→*af taka*. 本来の語義は *borttaga*, *auferre* (持ち去る) (SSGL, Vol. III, s. 285)。しかしこの場合は *taga höet eller säden: foenum vel frumentum ex prato vel agro capere* (*ibid.*), つまり穀物などを畑から取る、すなわち「収穫する」。
- 6) この原典部分のうち “*ok säx ar ma han*” は他の写本 (UP. B 199, s. 261; SSGL, Vol. III, s. 246 n. 74) に基づき挿入した。また写本により “*·j· træþi hawæ*”, あるいは “*i trädhi hawa*” は欠落している (UP. B 199, s. 260)。これ (欠落写本) によれば6年間播種、収穫した後、分割が行われることになる。SchR に “*den hat er zu säen und abzuernten und zu pflügen sechs Jahre*” (S. 218) とあるのは、この写本にほぼ則していると考えられる。ところで “*træþi*”→“*trœþi*” とは *træde*; *cessatio agri* (SSGL, Vol. III, s. 421) で特にこの場合 *egntligen hafva jorden plöjd men ej besädd: agrum aratum non vero consitum, i. e. cessantem habere* (*ibid.*) であり、犁耕されてはいるものの播種されずに休閑に付されている土地である。したがってただちに播種、収穫の期待できる耕地と解せられる。この語の有無は開墾地利用に関して少くない相違が生じるのみならず、仮に世襲地化できる可能性がある場合、開墾者に利害の相違をもたらすであろう。なお6年間に及ぶ “*trœþi*” の保持はゲヴェーレの証明を意味するものと解釈することは可能ではないか。
- 7) *awisning*→*avisning*. これはこの場合 *om ej den som gjort odlingen, kan gifva anvisning på något annat ställe, som duger att upodla* (SSGL, Vol. III, s. 293), つまり新しく開墾した土地以外にそれに代りうる適当な既墾地を提示しえない場合のことである。
- 8) 但し他の共同体成員の意向を無視できない。S. Erixon, *op. cit.*, pp. 129-30. 註III-1, 32.
- 9) J §6-1~3 に “*hoefþ*” の語を見る。この語は「難解な概念である」が、「時効」による取得にかかわるものと解され、「占用」の邦語が与えられている (塚田秀雄「太陽分割制における制度外農地」『人文地理学の視圏』1986年、248頁)。しかし筆者はこれをゲヴェーレによるものと解す。V. Amira によれば, *Hœfþ* entspricht buchstäblich der althochdeutschen *habida* sowie dem lateinischen *habitus* und bedeutet „Innehabung“. Die *hoefþ* ist also…auch keine Ersitzung (*usucapio*), sondern das Seitenstück zur „rechten Gewere“ des deutschen Rechts. (Do., *NorOb*, Bd. I, S. 499)。

W. Chydenius によれば, The *rechte Gewere* (*lahäfd* 筆者註) …essentially differs from the Roman *usucapio*. (Do., *op. cit.*, p. 382)。なおここに解されるゲヴェーレ, 中世スウェーデンにおいては否定的に考えられる隷属的な封建的土地保有制 (農奴制), 当該法典の発展した「1734 Års Lag」にみられる安定した借地権, これら3者は相互に無関係なものとは思われない。しかしこの点は問題の指摘にとどめ, 後日の検討に委ねたい。

- 10) この点は仮に一つの学説に立つならば, ゲヴェーレの起源を考えるうえで示唆に富む。岩野英夫「ゲルハルト・ケーブラー『ゲヴェーレの起源』に関する一考察」『同志社法学』No. 154, 1978, 23-5頁。なお G. ケーブラー (Köbler) のゲヴェーレ論については, 岩野英夫訳「ゲルハルト・ケーブラー『ゲヴェーレの起源』」『同志社法学』No. 151, 1978, 73-98頁。G. ケーブラー批判として, 世良晃志郎「『良き古き法』と中世的法観念」『法理学の諸問題』, 1976年, 206-228頁。
- 11) W. Chydenius, *op. cit.*, pp. 381-2, 385-6.

第V章 社会的背景

前項で提出された問題を検討するにさきだち, まず次の一連の規定を挙げる。

さて何も (*æncti*¹⁾) (種を) 播かない手工業者 (*giærningis man*²⁾) が教区に居住する。彼は復活祭 (*paschum*) に, もし1人でいるならば, 2分の1エーレ (*halwæn öre*) を司祭に与えるべく, もし2人で一緒に生活しているならば, 完全エーレ (*öre fullæn*) を (与えるべく), もし彼らがより多くの人数で一緒に生活していてもそれ以上とはならない。さて, 家を借り, どのような穀物 (*sæp*) あるいは家畜 (*fæ*) も持たない間借人 (*hussætis man*³⁾) が教区に居住しているならば, 彼は復活祭に司祭に被雇用人 (男) (*læggho drængær*) と同様に与えるべく, つまり2分の1エーレであり, 被雇用女 (*leggho konæe*) は1エーレである。[Kk §7-7]

さていかなる司祭も, 農民と婦人の結婚についてそれぞれの蠟燭 (*lius*) につき1エルトーク以上の金銭を取得すべきでなく, また (彼らは) 彼らが望むだけ多く (供物を) 捧げる (ことができる)。もし農民が自身蠟燭を持っているならば, 彼らがどのような蠟燭を持っているとしても, 司祭は遅滞なく彼らに祝福を与えるべく, また (彼らは) 彼らが望むだけ多く (供物を) 捧げる (ことができる)。貧しき人々 (*fatöct folk*⁴⁾) が祝福されるならば, 彼らは教会の蠟燭によって祝福され, また彼らが望むだけ多く (供物を) 捧げる (ことができる)。われわれは小屋住み (*hussætu folk*⁵⁾), 日雇 (*malæ karlæ*), 下男 (*legghu hion*), 召使い (*hemæ hion*⁶⁾) および乞食 (*strafkarlæ*) を貧しき人々と呼ぶ。[Kk §9 pr]

人が村落および屋敷地に1エーレ (ランド) 以下 (の土地) を持っているならば, 借地農は森へ一隊の役畜 (*enum öki*⁷⁾) とともに向うべし。もし人が2分の1エーレ (ランド) 以下 (の土地) を持っているならば, 森における櫓の権利 (*kiælkæ dræt*⁸⁾) を享受する。もし人が村落に何も持たないならば, 森においていかなる (権利) も持たない。[J §14 pr]

さて人が村落に1エーレ (ランド) あるいはそれ以上 (の土地) を持っているならば, 地主

と借地農の双方は彼らの望む限りの多くの役畜隊とともに森に向う（ことができる）。他の隣人（grannum）が、彼らは森で極端な木材の伐採（offhog⁹⁾）を行った、と考えるならば、森を分割しようとする者に権限と証明権が与えられる。[J §14-1]

既掲諸規定において、当該社会の人々の間に一定の社会的、経済的階層の相違が存在していたことを窺見した。上掲諸規定においてもそのさまざまな社会、経済的階層を確認できる。他の規定においても被雇用人（Kk §7-2）、乞食（Kk §8-2）をみる。これら各階層に所属する人々は、その異なる呼称にもかかわらずその生活の途上において、常に相互に立場は入れ替りうるべき存在であったであろう。しかし彼らは身分としては自由人であった。ところが当該社会においては自由身分を喪失する場合があります。次の規定によってその契機とその処遇についてみてみよう。

もし人（man）が他人に切りつけて（huggær）頭部（huwp¹⁰⁾）あるいは身体（huld）に完全傷害（fullsæri¹¹⁾）を負わせ、確かな証人によって適法に有罪証明され（wærþær…wnnin¹²⁾）、（しかも）賠償を支払いあるいは完全賠償の保証をするに不可能ならば、（加害者は）自からの法違反を理由として農民の下に赴かなければならない（gangi in til bondæns¹³⁾）。1マルクにつき1年（ar fore mark hwaræ）である。さて次に手略奪（handraghit ran）について語られる。[M §32-1]

なんら敢えてなすべき（wip hetæ¹⁴⁾）（理由を）持たない者が、農民（bondæ）に罪を犯すならば、農民は第1、第2、第3の裁判集會に訴えなければならぬ。彼が裁判集會へ出頭しそして自身に法を提示するならば、証明権は彼（hanum）（自身）の前にある。もし彼が第4の裁判集會へ出頭しないならば、有責とされた者は自身有責となり、自身の犯罪に応じてそれぞれの賠償（となる）。もし彼が定住人（bolfastær）でないならば、犯行がなされた所で起訴しなければならぬ（lagþingi）。彼がそのように有責となった後には、彼はまず第1に彼がそれに因って責を負っている各1マルクにつき1年（ar fore mark hwaræ）農民の所へ行（就）かなければならぬ（gangi han til bondæns¹⁵⁾）。そしてその後は王の所へ（ti kununx）（行かなければならず）、そしてフンダリーについては責はない。農民の所にいる間に逃亡する（bort löpæ）ようなことがあるならば、彼がそのようなことを犯すたびごとに3マルクの責となりそしてそれ故（þy）農民の所に1年以上長く（留まることに）ならなければならない（wæri…længær ett ar mœþ bondænum）。もし法を犯した者が逃亡し、農民が彼を再び捕えることを望み、そしてその男に傷害（a komæ¹⁶⁾）が及ぶに至ったとしても、殺害（に至った場合）を除いて、それは無罪である。撲殺（döz drap）は20マルクにて横たわるべく、（その額は）3分割される（べし）。そして彼（han）（債権者たる bond）は、彼（han）（つまり）自分の加害者（sin skapæ man¹⁷⁾）を、（その）たびごとに（hwar）無罪にて（at saklösu）捕えなければならぬ¹⁸⁾。もし農民が彼を捕えることを望まないならば、検察官

(lænsman) が捕えなければならない。彼が農民の所に止る間に逃亡しても農民は王の役人に対しては罪はない (wæri bonden saklös. fore kununx manni)。どのようなことが人に犯されあるいは彼が犯すとしても、自由人の賠償 (fræls manz botum) となる。[P §7-3] これらの規定によれば、ある犯罪に因る賠償金額1マルクにつき1年農民つまり被害者の下に就くべく加害者に宣言されている。しかも被害者つまり債権者は、仮に加害者つまり債務者が逃亡した場合、撲殺以外あらゆる手段により、しかも回数に限りなく追跡、再逮捕する権利を享受している。ここには債権者による債務者に対する極端な人格無視を読み取ることができる。これは疑いもなく身分としての奴隷への転落つまり債務奴隷と規定しうるであろう。しかも逃亡のたびごとに債務額にして3マルク、債務年数にして3年が付加されるのであり、犯罪の種類に依るとはいえ、債務総額を思いやるならば、いかに厳しい債務奴隷としての生活（人生）が債務者を待ち受けていたか想像に余りある。なお、このほか留意に値するのは、債権者による逃亡債務者追跡、再逮捕の意志無き場合、王の役人が債権者に代ってその任務を負っている点である。

ところで上記に演繹された債務奴隷を論ずるにあたって、あらかじめ次の規定を処理しておくなければならない。

いかなるキリスト教徒もキリスト教徒を売却する権利を持たない。なぜなら、キリストが売却されるならばキリストはすべてのキリスト教徒を喪失しなければならないからである。さて人は自由人を売却することが起りうる (kan man frælsæn sæliæ)。もし彼（の自由身分）が完全に（証明）されるならば (werþær han giöddær ok gobær giör¹⁹⁾), 自由人を売却した者は40マルクを賠償しなければならない。さてキリスト教徒がキリスト教徒を売却し、そしてそれが彼の奴隷 (þræll) であるならば、この売却によって売られた者は自由人となり、そして購入した者はその（購買）価額を取り戻さなければならず、そしてそれについていかなる賠償も（伴）はない。そしてそれ以後、決して非自由人 (o fræls) とはならない。[Kp §3 pr]

いかなる者も自身を献身奴隷 (giæff þræls²⁰⁾) とする権利を持たず、またいかなる者も他人を献身奴隷として受容することはできない。[Kp §3-3]

まず当該第3章の標題に「キリスト教徒を売る場合 (æn man sæl kristnæn man)」とあるように、この規定はキリスト教徒を対象とし、非キリスト教徒には適用されないと解することができる。これはキリスト教の影響²¹⁾を色濃く反映する規定と判断できる。まず Kp §3 pr はその否定的表現にもかかわらず、自由人と奴隷の売買が現実でありえたことを示している。次に第3項の献身奴隷とは債務奴隷のことであり、それは否定されている。したがって第3項は明らかに前記 M §2-1, P §7-3 と矛盾する。この矛盾はどのように考えられるであろうか²²⁾。まず Kp §3-3 の法典への挿入の経緯をみると、これはビルイェール・ヤルル Birger jarl によって設けられた規定である²³⁾。ところでビルイェール・ヤルルの生存年代は1200(c.)~1266(†)である。しかるに

当該 UL は本稿冒頭既述のごとく、1296年ビルイェール・マグヌス王 Birger Magnusson（生没1280—1312，在位1290—1318）の裁可によるものである。したがってビルイェール・ヤルルの Kp §3-3 の趣旨が生かされるべく採用されたとするならば、同王による最終採可の段階で同規定に抵触する M §32-1, D §7-3 は不採用ないし削除された筈である。しかし事実は M §32-1, D §7-3 は UL に留められている。

そこでまず確認すべきことは、当該 2 規定が採録された事実にはそれに対応する理由が存在していなければならない。考えられる素朴にして単純な理由は、ビルイェール・ヤルルの意向に反するとはいえ、当該 2 規定は必要にして不可欠な役割を現実的に担っていたということである。つまり債務奴隷は現実的に発生、存在しそれに関する規定は無視できない実情が存在していたのである。仮にこの素朴な判断理由を前提とするならば、このことは前述のごとき社会的且つ経済的に自由で独立、自営の農民を基軸とする当該農民社会にとって由々して事態の到来を暗示し、それは特別見落すことのできない重要な論点を孕むことになる。つまり古来から継受された伝統的、慣習的生活形態に依拠し、自からを独立にして自営の成員として村落共同体を構成し、さまざまな機能を有する共同体規制を遵守し、いわば自治権を享受していたこれら基軸中心的農民層の間にいまや階級および階層分解が進行し、その現実を無視することはできなかつたと判断せざるをえないからである。

さて相互に矛盾すると思われる上記諸規定について統一的な理解を試みるならば、まず第 1 に為政者の立場に立てば、Kp §§3-pr. 3 は教会および王権（室）にとって当為規定として機能していたと考えられる。つまりすべての人々はキリスト教徒として把握、統一され、その教義にしたがって生活することが期待され、王権（室）は教会と提携することによって統治するということである。その共同作業の 1 つを次の規定に窺うことができるであろう。

王室と教会の双方は（次の場合において）裁判官を推挙すべし。（つまり）宣誓（*epsoret*²⁴⁾）が教会内あるいは教会の敷地において破られる；人々が友人（*sattir*）としてあるいは敵（*o sattir*）として遭遇する；あるいは教会の道の道中（つまり）教会への往路あるいは教会からの帰路彼らが不一致であった（*skildi*）（敵対していた）；また人が、それがいかなる不正行為者（*illgiærningis manni*）であっても、意志に反して教会あるいは教会の敷地から追放される（*wærþær nöbughær aff kirkiu draghin. ællr aff kirkiu garþi*²⁵⁾），但し彼がその中に留まっていたその同じ教会に対して彼が（*epsöre*，宣誓を）破った場合は除く。（このような）平和破壊（*friþbrutit*）に対しては、もしその行為が明白且つ明らかになるならば、王室は 20 マルクを、また教会は 20 マルクを取得する。もし行為が明らかでないならば、王室と教会は裁判官の半数を、また訴追せんとする者は裁判官の半数を推挙する。その事件に訴えられた者が敗訴するならば、平和破壊の（罰金）は前述のように分割され、そしてさらに禁制（破門）事

項 (banz malit) については6マルク、また教会あるいは教会の敷地を浄化す (skiaera²⁶⁹) べき司教はその費用を取得する。さて人の神聖性 (manhælghin) が教会の敷地で傷つけられる (ær skiaerp²⁷⁰) ならば、それは地方法 (lanz laghum) にしたがって賠償されるべく、またそれが教会内あるいは教会の敷地で犯されるならば、禁制 (破門) 事項について6マルクである。[Kk §22-1]

これは教会の平和破壊というすぐれて教権に関わる事柄であるにかかわらず、王権 (室) は関与しているのである。ここに教会と王室の提携の1例をみることができる。しかしキリスト教の浸透および後述するように王権の成長が必ずしも順調でなかった点²⁸⁰を考慮するならば、その統治能力の限界、したがって発布された規定のその当為規定としての性格は免れ難いであろう。

第2に翻って被統治者階層所属の人々の立場に立つならば、M §32-1, P §7-3 は彼ら内部において兆候のみならず現実に進行しつつある無視できない階層分解に即応するものと解せられる。この第1の論点と第2の論点は一見相互矛盾に思われる。しかし仮に第1の論点は第2の論点を現実的前提として、その現実を否定すべく採録されたと考えることが許されるならば、第1の論点はそれ自体むしろ第2の現実的論点を吐露するものであり、第1の論点の当為規定としての性格、換言すれば実効力の限界をみずから独白するものであった。このように理解するならば問題の二つの論点は決して相互矛盾ではない。当為は現実の裏面であり、まさに貨幣の表裏の関係を形成するものである。

如上にみた状況を少しく敷衍してみれば新たな次の論点が抽出されるであろう。つまり、被統治者諸階層の人々は伝統的生活形態を維持し、新しい支配原理の受容には否定的であった。それは対外的には自治となって表現される。しかし彼らの内部にはさまざまな社会、経済的格差、階級、階層分解²⁹⁰、したがってそれより生ずる矛盾がすでに生起し、現存していた。この状況に臨み、彼ら是对内的には一定の共同体規制によって自己、つまり共同体成員相互を律しつつ³⁰⁰、それ以上の成員間の分解化傾向を阻止し、矛盾の拡大を抑制すべく自己の保身を計った。しかし彼らの内部に発生した分解化傾向はもはや自己内部では十分処理し、統御しえない段階に至っていた。ここに彼らが王権と結び合う根拠があった。つまり一部王権に依存せざるをえないのである。観点を替えて言えば、王権はそうした内部矛盾を抱えた共同体内部の、あるいは相互の矛盾の間隙を縫い、それを統御し、利用すべく登場したのである。この為政者としての積極的意図はすでに掲げた諸規定から窺見でき、たとえば逃亡債務奴隷逮捕に債権者が消極的な場合、王の役人がその任務に当たった (P §7-3)。また王の役人は集会に諮って橋の建設を命じた (W §23-1)。他にたとえば強盗に対しては「殴打せずに捕えて王の前へ連行しなければならない (böndær mughu han fangæ utæn slagh oc bardaghæ. oc swa fore konong föræ)。」(Kp §9-3) 証人に立つ義務を解除する第2番目の条件として「国家的任務にある (han ær .j. riksins

þiænistu)」場合が挙げられる（M §45-1）。王の役人による法破壊者の告訴（Þ §8pr）。これらは明らかに王権の指導的支配原理を鮮明に押し出さんとする意図に基づくものであった。次の規定は王権的官僚制機構に関わる人々の社会的優越を宣言するものであった。

さて尊厳賠償（þokkæ bot³¹¹）について語られる。王の使用人（man³²²）が殺害されるならば、そこでそれについて40マルクの尊厳賠償である。伯爵の（yærils³³²）あるいは司教の（briskups）使用人（man）が殺害されるならば、それについて20マルクの尊厳賠償である。王の顧問（kununx raþmanx）のあるいは他の騎士（riddærae）の使用人（þiænistuman）が殺害されるならば、それについて6マルクの尊厳賠償である。これらの尊厳賠償は殺害における以外は生じない。それは殺害された者の主人（hærræ）が取得しなければならない。100マルクの償金（事件）においては尊厳賠償は生じない。〔M §20〕

次の規定は以上縷々検討した王の為政者としての社会的地位の優越性を最終的に確認するものである。

さて首と財産（hals ok goz）が喪失する（gangær…fore³⁴¹）事柄について語られる。全能の王（allwaldughum kononge）あるいはそこに自身が生れた自国に対して敵対する盾（awghæn³⁵¹skiold）を運ぶ（föraer）（向ける）者は、もし彼が捕えられるならば、首を喪失してしま（hawær fore giort）わなければならない。また、彼の土地と財産（iorþ ok goz）は、彼が捕えられるにせよ、捕えられないにせよ、王の下に陥る。さて彼が捕えられず、しかしそうした事柄として非難されるならば、王の顧問（kununx raþ）の6人が12人を指名すべく、彼らは彼を守りあるいは有責としなければならない。もし彼らが彼を守るならば、（彼は）無罪である。もし彼らが彼を有責とするならば、（彼は）生命と財産の双方で償わなければならない。〔M §15 pr〕

当該規によれば齒向う者はすべて死刑、全財産の没収である。ここには王の絶対的権威、権力が宣言されている。（但し、これら規定から推察されるこの王の権威は現実的にいかなる実効性を備えたものであったか、この点はけっして省くことのできないもう一つの検討課題であり、本稿の主題に関わる問題である。）

上に抽出されたいわば下部構造内部に生じた分解化傾向に即応して発現し、発揮されるに至りたいわば上部構造を構成する王権の一定程度の成長は、これを国家的公権の一部、一定程度の成立と換言できる。この点を別な観点から検討してみよう。まず次の規定をその糸口とする。

さてある人（man）（一方）が言うことに、自身は盗人からある品物を取得した、そして盗人は逃走した、と。所有する他方の者（hin sum a）（所有者）が追跡して来るならば、請け戻し金無くして（utæn）（支払わずに）自分の品物を確保しなければならない。またまず最初に2人（の宣誓補助人）に拠って自己の品物について宣誓しなければならず、かくして自己の

品物を取り戻さなければならない。手の中に持っている他方の者(hin…sum handæ mællum hawœr) (文頭の man) は公示された証言に拠って(mæþ lysningæ witnum³⁶⁾) 自身窃盗(の罪)を免れている(orþiuffwæ³⁷⁾) としなければならない。[M §51-1]

さて人(man)が他人の(manþ) 馴致された牡馬(hæst…tamæn), あるいは馴致された牝馬(skiut), あるいは馴致された牡牛(oxæ), あるいは牝牛(ko), 羊(far), あるいは山羊(geit), あるいは役畜である(動)物を発見するならば, 彼(man) (家畜所有者たる manþ) は自分の(動)物(sins)について2人(の宣誓補助人)と自身を3人目として宣誓しなければならない。かくして請け戻し金無くして(utæn) (支払わずに) 自己の(動)物(sitt)を取り戻さなければならない。そして(それを) 発見した者(hin…sum hitti) (文頭の man) 自身盗人でない(orþiuffwæ) 旨を公示された証言に拠って執行しなければならない(giöri…mæþ lysninge witnum³⁸⁾)。 (他の) 農民(bonden) が所有する, しかし自分が発見したなんらかの家畜を利用する者は, それがあらかじめ公示されていないとしても, それが鞍であれ, あるいは馬具であれ3マルクを賠償しなければならない。[M §53-1]

死亡したものであれ, 生きた物であれ, 人が発見した物を, また発見した物が何であれ, あらかじめ公示する(される)ならば, 彼がそれを発見した時にそうであったと同程度良好のまま所有者に渡さなければならない, あるいは彼は(拾得物を失う場合) 自分(の行為)によって彼(自分)はそれを喪失したのではない旨, その喪失(の種類)のそれぞれに応じて宣誓に拠って否認しなければならない。もしその宣誓に失敗するならば, 彼がその後要求するに応じて充分補償しなければならない。[M §54-1]

ほぼ同趣旨の内容を記している M §52-1 を含め, これらの規定によれば盗品あるいは紛失物はその所有者に返還されるべく論され, 命じられている。ところで西洋中世においては動産は「盗人も占有訴権によって保護される」がごとく, 事実的支配を基本的要件たるゲヴェーレとして把握されていた。しかるに当該規定によれば, むしろ動産はあたかも事実的支配から離れた抽象化された所有権, つまり「物権」を以て保護されているかのごとく解せられている³⁹⁾。仮にこの解釈に大過なく, しかもこの「所有権」が現実的なものであるとするならば, 当然その「所有権」を保障するためのなんらかの強制力がすでに社会的に備わっていなければならない。つまり一定程度の国家的公権を前提とせざるをえない。そしてこの一定程度の国家的公権は, 前記検討された一定程度の成長, 発展を遂げた王権がその任務を負っていたといえるのではなからうか。

さて, ここに想起される王権の役割はこれまでにみた個人的主体性, 指導性(イニシャチブ)の作用する売買, 賃貸, 開墾等土地の移動, 創設の動向⁴⁰⁾に対応し, 且つ符号するものである。この点を立体点に言うならば, 耕地の移動や創設は今や昔日のままではもはやありえない村落共同体の機能の転変に相呼応しつつ, 一面においてこうした「王権」の「権力」を「保障」として

むしろ前進的に促進されたと言い換えられる。この点をより積極的に言えば、共同体成員を保護する機能として働いた共同体規制は一面において今やむしろ彼らを「疎外」せる「桎梏」として作用し、したがってそれからの脱却の意図もまったく否定できない段階に差し掛かっていたのではないか。しかもこの「促進」、「脱却の意図」は従来の伝統的農民社会に階層、階級分解を「促進」するものであることは言うまでもない。つまりこの点を極端に簡言すれば、最も重要な生産手段たる土地の一方における集積と他方における喪失であり、換言すれば「持つもの」と「持たざるもの」への分裂である⁴¹⁾。しかしこの理論的推論にもかかわらず、現実の歴史的経過をつぶさに検討するならば、この「促進」はただちに北歐史学界に一部みられる「議論の余地なき私的所有権 (unangefochtenes Privateigentumsrecht⁴²⁾)」の成立を想定することにはならない。この点は特に留意すべき論点である。すなわち、まず第1にここに一部主張される「私的所有権」は後に触れるように国家的公権の成立が依然として不十分な状況を歴史的背景とした現象であることを認識すべきであり、したがって第2にこれを本稿で提起する他の諸々の論点といかに整合的に理解すべきかが問われなければならない⁴³⁾。

ところで今や蠕動を開始したいわば下部構造における階級、階層の分解化傾向と上部構造における王権の成長の兆候は同一社会の事象である限り、それぞれが相互に一定の調和を実現していたことは間違いない。このような状況にあって王権が意図したこと、また一定程度なしたことは、既掲諸規定において確認されたように、村落共同体の伝統的諸慣行を尊重しつつ次第に自己の指導原理に組み替えることであった⁴⁴⁾。つまり王権の側から言えば一方で一定程度の自己主張を推進させながらも、他方一定程度の譲歩を余儀なくされたのであった⁴⁵⁾。村落共同体の側からも同様のことが言えるのである。つまり、彼ら成員は共同体規制等により村落自治を守りながらも彼ら内部に兆候のみならず現実的に生来した弱点を克服すべく王権に基づく一定程度の支配原理の承認と譲歩を余儀なくされたのであった。こうして王権と村落共同体は相互に一定の譲歩と自己主張を織り混ぜつつ、しかもその譲歩と自己主張が相互に表裏一体の関係⁴⁶⁾をなしつつ歴史の推移を担ったのである。(なおこの点はフィンランドにおける *sarkajako* においても窺い知ることができるであろう⁴⁷⁾)。前項で提起されたいくつかの論点、つまり相互に両極をなす王権と村落共同体、およびこれら双方に重複 (オーバーラップ) せる前国家的諸慣行あるいは体制の、これら相互の相関関係について言えば、これらは古来から有するその個有な性相、属性を故として相互に矛盾、対立しつつも、それら相互の内部に発生しつつある新しい兆候、新しい現実的状况とも複雑に絡み合いつつ、表象的現象とは反対にむしろその深部においては相互補完、表裏一体の関係にあったといえる。一語で言えば上部構造と下部構造はまさに貨幣の裏表であった。

1) æncti→œnkti. 語義は ængin.

2) giærningis man→goernings man. 語義は handtverksfolk, opifex (SSGL, Vol. III, s. 337).

3) hussætis man→hussœtis man. 語義は husman, inhysesman, som ej har del i bys egor (ORD,

- s. 292). *SSL (Ohlm)*, s. 77. 註5。
- 4) 彼らは十分の一税を免除された。十分の一税対象の下限層は農民 (bonde), 手工業者 (gœrningsman), 間借人 (hussœtis man), 被雇用人 (男女) (leghudrœnger, leghu kona). *SLL, Vol. I*, s. 38 n. 46. *SSGL, vol. III*, s. 374.
- 5) hussætu folk→hussœtis folk. 語義は inhysesfolk, tugurii incolae (*SSGL, Vol. III*, s. 347-8). 類似語 “hussœtis man (註3)” とは異なる。
- 6) hema hion の語義は trälär, servi (*SSGL, Vol. III*, s. 342. *ORD*, s. 269)。ここでは「奴隷」とせず「召使い」と表記した。註III-1, 19; IV-2, 8。
- 7) öki→öker. 通常牛あるいは馬, 1ないし2頭より成る。*ORD*, s. 780.
- 8) kiælkæ dræt→kœlka drœt. 語義は, rättighet att till sitt behof använda så mycket af en skog, som man kan draga derifrån på kälke; ius capiendi ex silva quantum, trahae impositum, homo secum ferre potesta (*SSGL, Vol. III*, s. 360) とあり, 森で木材の必要量を收拾し, 櫓で自力搬出しうる権利である。とりあえず表記のごとく邦訳する。なお, 車でなく櫓で運搬した (kälke som drages, men ej på vagen) (*ORD*, s. 361) 点に意味があるとするならば, この権利は冬期だけの木材利用に限定されていたと解せられる。
- 9) 語義は för mycken huggning (af träd), nimia caedes (arborum) (*SSGL, Vol. III*, s. 385)。
- 10) huwþ→huvuþ. 語義は huvuþ (significat—筆者註) non vero ventrem, vel partem corporis cavam (*SSGL, Vol. III*, s. 345) とあり, 理解に苦しむがとりあえず “huvud [*SLL, Vol. I*, s. 105; *SLL (Ohlm)*, s. 44], “Kopf” (*SchR*, S. 151) にしたがう。
- 11) fullsæri→ful(1)sœri. 語義は文字どおり fullsår, plenum vulnus (*SSGL, Vol. III*, s. 326) であるが, その具体的内容は場合により必ずしも同一ではない (*ORD*, s. 198-9)。ちなみにこの語は Kk §17 pr. 2 にみられ, その解説 [*SLL, Vol. I*, s. 41 n. 85; M §6-1 の註 s. 118 n. 21 (DL, M §26)] にしたがえば, その賠償額は7マルクである。しかるに M §23 (偶然に因る場合) では9エルトーク, M §29 pr (平和破壊に因る場合) では40マルクである。
- 12) wnnin→vinna. この場合の語義は öfverbevisa, convincere (*SSGL, Vol. III*, s. 425) で「証明する」の意。註IV-1, 12。
- 13) この部分は次のように翻訳されている。①då skall han (加害者たる “man” —筆者註) gå i tjänst hos bonden. (*SLL, Vol. I*, s. 105) ②gånge (han—筆者註) då i bondens tjänst. [*SLL (Ohlm)*, s. 44] ③gehe er ein zum Bauern. (*SchR*, S. 151). その註として “d. h. in Schuldknechtschaft” (*ibid.*, Anm. 1)。原典に忠実, という点では③。要するに被害者たる「農民」の下での「奉仕」, 具体的には債務奴隷を意味する。
- 14) wiþ hetæ→viþ hæta. 語義は äfventyra, periclitari (*SSGL, Vol. III*, s. 429)。
- 15) 趣旨は前規定 (註13) 同様債務奴隷に陥ることである。
- 16) a komæ→a koma. 語義は åkomma: laesio corpori illata, vulnus (*SSGL, Vol. III*, s. 286) で身体に与えられた傷害。
- 17) skapæ man→skapæ maþer. 語義は en man som tillfogat en annan någon skada: homo, qui alii damnum intulit (*SSGL, Vol. III*, s. 401), つまり他人になんらかの傷(被)害を加える者。具体的には, 債務者は「法を犯した者」と表現されているところから, この場合は逃亡する債務者と考えられる。
- 18) 言い換えれば, 債務者は逃亡のたびごとにその回数にかまわず捕えられなければならない, しかもその逮捕はなんら罪にはならないのである。逮捕は無罪という点はすでに宣言されているのであるから, これは二重の宣言であり, 強調したものと思われる。この点は債権者の債務者に対する社会的認識を知ろうえて留意に値する。
- 19) 正しい綴りに直せば, vœþær han gödder ok goþer gör (*SSGL, Vol. III*, s. 338 “göþa” の項)。

それぞれの語解は、◎wærþær→vœþer. vœþa は werden (独語) に対応。◎giöddær→gödder. これは göþa (動詞) の過去分詞形。語義は göra god; bonum facere (ORD, s. 250-1; SSGL, Vol. III, s. 338)。◎goþær→goþer (形容詞)。語義は god: bonus (SSGL, Vol. III, s. 334)。◎giör→gör. これは動詞 göra の過去分詞形。語義は göra, facere (SSGL, Vol. III, s. 338)。したがってこの従属節は語義重複による強調文となっており、その意味は om hans fribet blir bevisad: si libertas eius probata fuerit (SSGL, Vol. III, s. 338) で、邦訳のとおりである。

- 20) giæff træls→gœf þrœl. これは「宣誓を行う(gå ed: iuramentum dare)」という意味の動詞“giva”(SSGL, Vol. III, s. 334)と奴隷を示す“þrœl”の合成語である。したがってこの合成語の語義は träl, som själf gifvit sig i träldom (ORD, s. 243)であり、債務などのため自身を宣誓により奴隷身分に落とした者である。当然この者は自身が生涯(till hans död—SSGL, Vol. II, s. 284)無産の他人の所有物となることに同意したことを意味する。とりあえず献身奴隷と訳邦する。ULでは債務奴隷に関する規定は前記 M §32-1, Þ §7-3 にみられその概略を知ることができるとはいえ、この合成語は他に言及されていない。しかし ÖgL, D §17-2; Æ §§11, 12-1 には言及されている。献身奴隷の社会的評価は一般の奴隷(þrœl)と比較してその賠償額によると2分の1である。献身奴隷は ÖgL, Æ §11 によればビルイェール・ヤルル(Birger jarl)によって廃止されたという。しかし彼の生没が後述のごとく1200~1266年、ÖgLの編纂が1285年以降だとすれば、彼の死後しばらく存続していたことになる。SLL, Vol. I, s. 72 n. 74, 138 n. 30, 157 n. 11. SSGL, Vol. II, s. 284. ORD, s. 243. SLL (Ohlm), s. 80, 554. Alfred Schltze, 'Die Rechtslage des alternden Bauers nach den altnordischen Rechten', ZSRG, Bd. 51, 1931, S. 277-9, 291.
- 21) K. Wührer, 'Die schwedischen Landschaftsrechte—(op. cit.)', S. 30.
- 22) 詳細な解説を付す SLL, SLL (Ohlm) はこの齟齬について言及していない。
- 23) 註20。
- 24) eþsoret→eþsöre. この宣誓は特に王によって執られた平和維持の宣誓。ORD, s. 141.
- 25) 註IV-2, 11。
- 26) skiæra→skœra.
- 27) skiærþ→skœrþa.
- 28) 註VI, 2, 8。
- 29) 次の文章はこうした状況を的確に表現している。“Diese ursprünglich homogene (村民間における耕地, 牧草地の一筆者註) Besitzverteilung wurde gesprengt, als sich beim Anwachsen der Bevölkerung wirtschaftliche und soziale Unterschiede unter den Bauern bemerkbar machten. Auch das liegt schon weit zurück, wenn auch diese ersten Veränderungen der Besitzverhältnisse in alten Zeiten recht langsam vor sich gegangen sein mögen.” (J. Frost, op. cit., S. 24) J. Benediktsson, op. cit., pp. 164-5. Bjarni Einarsson, 'On the Status of Free Men in Society and Saga', *Mediaeval Scandinavia*, Vol. 7, 1974, pp. 46-8. Bergljot Solberg, 'Social Status in the Merovingian and Viking Periods in Norway from Archaeological and Historical Sources', *Norwegian Archaeological Review*, Vol. 18, No. 1-2, 1985, pp. 61-76. 拙稿「11~12世紀のノルウェー社会」『歴史学研究』第480号, 1980年16頁。同「12~13世紀の『都市』ニダロス」『史学雑誌』第90編9号, 1981年, 註82。同「土地所有形態」, 24頁, 註57 (なお, “vtskipt”の利用権に関する第2の解釈について, Ottar Rønneseth, 'Siedlungs- und Wirtschaftsformen im südwestlichen Norwegen in ihrem Übergang von der vorhistorischen zur historischen Zeit', *Die Erde*, 95. Jahrgang, 1964, S. 189.) 拙稿「ウップランド法典」, 24-7頁。
- 30) ULの社会における村落共同体規制ないし共同体の運営は、すでに別稿「土地所有形態」, 22~23頁, 註48~50, 同「ウップランド法典」, 30頁においてその概略をみた「太陽分割制(solskipte)」をその1

例として検討とすることができるであろう。但しその場合あらかじめ考慮すべきは、第1にその性格について、詳細は別として次の点に異論 (e. g., J. A. Sheppard, 'Field Systems of Yorkshire', Alan R. H. Baker and Robin A. Butlin (eds), *Studies of Field Systems in the British Isles*, 1973, pp. 182-3) はあるものの、当該制度は耕地利用に関する「共同体的性格 (the communal nature of farming)」(Byron J. Nordstrom (ed), *Dictionary of Scandinavian History*, 1986, p. 167) を持ち且つ「公平と (そのための) 方法を目的とする一つの制度 (a system aiming at equality and method)」(Sölve Göransson, 'Solskifte: The Definition of a Confused Concept', R. H. Buchanan, R. A. Butlin and D. Mc Court (eds), *Fields, Farms and Settlement in Europe*, 1976, p. 34) であり、「質・量ともに同等の土地配分 (the allotment of equal amounts of land ((with attention given to quality as well as quantity)))」(B. J. Nordstrom (ed.), *op. cit.*, p. 167) を目指すものと理解した場合である。したがってここでは当該制度に国家ないし土地領主を形成要因とする学説はとりあえず措く。第2にその適用範囲について、この制度においてつねに挙証とされる文言「屋敷地は耕地の母」を基本原則と解し、その徹底的施行 (R. S. Aakjær, *op. cit.*, p. 124) ないし一般的適用 (Det utan tvivel vanligaste skiftet har varit solskiftet.—Sven Lundkvist, 'Ängsmarkens Ägofördelning i Uppland före Storskiftet', Rune Fransson, Åke Hermansson och etc, *Örtugadelning och Ägoinnehav före Storskiftet*, 1956, s. 45, 他に 33-45, 63-4) を説く見解、その反対に当該制度の偏らないし特にウップランド地方における大部分の不適用 [större delen av Upplands byar inte var solskiftade under medeltiden.—J. Myrdal, *op. cit.*, s. 170 (n. 27). 他に Hilbert Andersson, 'Gullåkra—Ein durch Solskifte Geteiltet Schonendorf', *GA*, XLVII B, 1965, S. 74. S-O. Lindquist, 'Äldre och Yngre Bebyggelse-taxering—(op. cit.)', s. 113-4. B. Pallin, *op. cit.*, p. 52. Staffan Helmfrid, 'Historical Geography in Scandinavia', A. R. H. Baker (ed.), *Progress in Historical Geography*, 1972, p. 77. Inger Sjødahl, 'Örtugadelningar och Byamålstvister 2. Tuna By. En Exemplifiering', R. Fransson, Å. Hermansson och etc, *op. cit.*, s. 32, 63.] を説く見解、それぞれが併存している点である。

このように北歐史学界内部においてその性格と (不) 適用範囲について異論の存在する当該「制度」は、UL の社会を考えるうえで多角的な視点からの究明を求められ、それ自体独立論稿を必要とする重要なテーマである。とりあえず以下手許の文献を挙げるに止める。Robert A. Dodgshon, 'Scandinavian 'Solskifte' and the Sunwise Division of Land in Eastern Scotland', *Scottish Studies*, Vol. 19, 1975, pp. 1-14. Do., 'Changes in Scottish Township Organization during the Medieval and Early Modern Periods', *GA*, LIX B, 1977, pp. 56-7, 60-61. Do., *The Origin of British Field Systems: An Interpretation*, 1980, pp. 16-7, 32-4, 121-2, (59-82). S. Göransson, 'Viking Age Traces in Swedish Systems for Territorial Organization and Land Division', Th. Andersson and K. I. Sandred (eds), *op. cit.*, pp. 142-153. Do., 'Morphogenetic Aspects—(op. cit.)', pp. 68-78. D. Hannerberg, *op. cit.*, S. 30-31. Viggo Hansen, 'Rural Land Use in NE Jutland', *Geografisk Tidsskrift*, Vol. 80, 1980, pp. 95-6. Helmut Jäger, 'Neuere Arbeiten zur Genese schwedischer Kulturlandschaften', *Göttingische Gelehrte Anzeigen*, Bd. 217, 1965, S. 306-311. J. Myrdal, *op. cit.*, s. 53-4. Brian Roberts, 'Timeless villages from Medieval England', *Geographical Magazine*, Vol. 42, 1970, pp. 606 ff. H. Thorpe, 'The Influence of Inclosure on the Form and Pattern of Rural Settlement in Denmark', *The Institute of British Geographers. Transaction and Papers*, No. 17, 1951, p. 120. K. Wührer, 'Die agrargeschichtliche Forschung—(op. cit.)', S. 207-8, 210. Gösta Nordholm, 'Geografiska Studier över de Nordeuropeiska Byarnas Grundformer', *Svenska Geografisk Årsbok*, Vol. 7,

1931, s. 188-224. David Hannerberg, 'Jordbrukets Yttre Rationalisering från det Medeltida Solskiftet till 1947 Års Jordbruksreform', *ibid.*, Vol. 26, 1950, s. 155-176. Do., 'Skånska Bolskiftet', *ibid.*, Vol. 34, 1958, s. 7-49. Ethel Wester, 'Några Skånska Byar enligt Lantmäterikartorna', *ibid.*, Vol. 36, 1960, s. 162-180. Hilbert Andersson, 'Skånska Åkerskiftet', *Ymer*, Vol. 86, 1966, s. 92-5.

なお、共同体規制あるいは運営をめぐるは民族的色彩を全否定できないとはいえ、イギリスの特にスコットランド地方の伝統的な耕地の割り替え、利用の形式である runrig も太陽分割制と関係があり、参考になる（但し、R. A. Dodgshon は共同体的性格賦与に消極的である。）当面の論点に関して下記の手許の文献を挙げるにとどめる。R. A. Dodgshon, 'The Removal of Runrig in Roxburghshire and Berwickshire 1680-1766', *Scottish Studies*, Vol. 16, 1972, pp. 121-137. Do., 'Towards an understanding and definition of runrig: the evidence for Roxburghshire and Berwickshire', *Institute of British Geographers. Transactions*, No. 64, 1975, pp. 15-33. Do., Land and Society—(*op. cit.*), pp. 140-157. Do., 'Runrig and the Communal Origins of Property in Land', *Juridical Review*, Vol. 20, 1975, pp. 189-208. C. d'Olivier Farran, 'Run-Rig and the English Open Field System', *Juridical Review*, Vol. 65, 1953, pp. 134-49. W. Kirbis, *op. cit.*, S. 60-61. F. Seebohm, *The English Village Community*, 1905, pp. 228-9. 註III-1, 34。

- 31) þokkæ bot→þo(u)kka(e) bot. これは他に ÖgL, D §14-6~9, V §§12; 15-1・3 などにみられる。語義は mulcta ob contemtum, quo laesus est rex, dux, &c. ministeriali occiso vel vulnerato. (SSGL, Vol. II, s. 391) その使用人が殺害され、あるいは傷害を蒙むることにより王、伯爵は威厳が傷つけられ、それに対する償金。他に未婚婦人への凌辱などにも適用された。詳細な分類は ORD, s. 753. cf., SdmL, M §35; VmL, M §17; HL, M §7-1. SLL, Vol. I, s. 71 n. 60, 97-8 n. 39, 126 n. 113. SLL (Ohlm), s. 554. *NorOb*, Bd. I, S. 718-9, 723 (Anm. 6).
- 32) この場合 tjensteman, minister (SSGL, Vol. II, 328) と考えられ、下記 þiænistuman (→þiænistuman) と同義に解せられる。
- 33) yær1→yœrl (iarl). 語義は jarl, konungens högste ämbetsman, som äfven var befälhafvare öfver rikets sjömagt, och upbar de dit hörande utskylder (SSGL, Vol. II, s. 304). 王の最高役人、同時に海軍指揮者。本稿では仮に伯爵と邦訳する。ちなみに ÖgL, D §14-1 によれば、伯爵の下男（奴隸）が殺害されると、彼は9マルクを取得する (Nu uarþær dræpin iarls bryti i roþzs bo. han ær gildær at niu markum. þöm a iarl taka)。
- 34) gangær…fore→fore ganga. 語義は förlora genom att gå (bort) (SSGL, Vol. III, s. 322) と解せられ、「喪失する」と訳した。
- 35) awghæn→avugher.
- 36) これは bevisa att man inte är sjuv [SLL (Ohlm), s. 79], つまり逃亡盗人からある品物入手した者自身が身の潔白を公けに証言することである。註38。
- 37) orþiuffwæ→o(u)rþiuva.
- 38) 註36。
- 39) このとりあえず単純化された解釈は、当該法典の発展した「1734 Års Lag」における動産についての解釈と比較検討するならば、当該「解釈」の特質を知るであろう。W. Chydenius, *op. cit.*, pp. 382-3.
- 40) 一方において共同体原理が現実に作用しているにもかかわらず、他方で一見相矛盾すると見做される私的イニシアティブの活発化を示す1例を“urfielder (特別地)”に窺うことができるであろう。Eli F. Heckscher, *Svenskt Arbete och Liv från Medeltiden till Nutiden*, 1941/1985, s. 33-4. J. Myrdal, *op. cit.*, s. 54. S. Ilešič, *op. cit.*, S. 103 ff. David Hannerberg, 'Schonische „Bolskiftet"', *Lund Studies in Geography Ser. B. Human Geography* No. 20, 1959, S.

13. 拙稿「ウップランド法典」, 27頁。土地をめぐる氏族的紐帯からの脱却を図る過程の事例として, Fr. Seebohm, *Tribal Custom—(op. cit.)*, pp. 276-292.
- 41) 「定住と私的所有権は従来の単一の集団の中に階級分解を惹起する(抄訳)(Vi ser altså at fast bosetning og privat eiendomsrett har bevirket dannelsen av et klassesdelt samfunn med trelle, bønder og høvdinger, hver utgått av samme gruppe i foregående generasjon.)」(Povl Simonsen, 'Økologi, Økonomi og Samfunn i Nord-Skandinavisk Forhistorie', Evert Baudou och Karl-Hampus Dahlstedt (utg.), *Nord-Skandinaviens Historia i Tvåvetenskaplig Belysning*, 1980, s. 62) 但しこの「私的所有権」は文字どおり解すことはできない。註42。
- 42) K. Wührer, 'Die agrargeschichtliche Forschung—(op. cit.)', S. 204. 他に農民による開発地に無制限の所有権を主張する見解(Das von einem Bauern in Anbau genommene Land war sein feste, uneingeschränktes Eigentum—*ibid*), また«*oðal*»と呼ばれる«*inmark*»は«*私的所有*»と訳されるべきという見解(Im Gulatingsgesetz wird die «*inmark*» «*oðal*» genannt, was in diesem Zusammenhang wohl mit «*Privateigentum*» übersetzt werden muß.—Ottar Rønneseth, '«*GARD*» und Einfriedigung Entwicklungsphasen der Agrarlandschaft Jørens', *GA, Series B, Special Issue, No. 2, 1975*, S. 42), これらは賛成できない。他に同種の見解として, Eino Jutikkala, 'Besittningen av Åkerjord i Finland före Tegskiftets Införande', *Rig, Vol. 29, 1946*, s. 1-15. なお註III-1, 15. こうした観点からみたノルウェーにおける国家(staat), 伝統的土地所有形態(odel), 村落(mangbölt tun)などに窺える新旧事態の複合的相関関係について, J. Frost, *Das norwegische Bauernrecht Odels-und Aasätesrecht, 1938*, S. 30-37. P. A. Munch, 'The Norwegian—(op. cit.)' p. 361. O. Rønneseth, 'Siedlungs—und Wirtschaftsformen—(op. cit.)', S. 204-5. Karl Wührer, 'Literature', *ZSRG, Bd. 59, 1939*, S. 454-5.
- 43) ここに主張される「私的所有(権)」は、一面ではたしかに一定の国家的公権の成長を暗示するものである。しかし他面その国家的公権の実態を斟酌するならば、「私的所有(権)」は、あえて厳しく規定するならば、表象的現象であり、したがって実態はゲヴェーレと解せざるをえない。このように理解することにより本稿の提起するもろもろの論点は整合的に把握することができる。
- 44) たとえば, "ättgåld(血族金)"(註II, 47), gengård(貢賦)(*ORD*, s. 226. *KLNM, Vol. V*, s. 255-262. *SLL, Vol. V*, s. 362 n. 56. *NorOb, Bd. I*, S. 114.)は本来定着農民の自由意志に基づく王への「贈物」あるいは「返礼」である。それはまさに「国々には自発的に(ultro), それぞれ家畜あるいは農産を(amentorum vel frugum) 首長に齎すべき習慣(mos)がある。これはまず敬重の徴として(pro honore) 受納せられると同時に、彼らの必要に対する保障となる。」(C. Tacitus, *op. cit.*, §15. 原典テキスト, *op. cit.*, p. 154. 邦文は田中, 泉井訳前掲書, 63頁)に窺い知ることのできるような性格を具有する品物であった。しかしそれはやがて王権の成長に伴い租税に転化する。P. O. von Törne, *op. cit.*, S. 268-271. B. Fritz, 'Helgö und die Vorgeschichte—(op. cit.)', S. 49.
- 45) 13世紀以前の王室文書の多くは偽造文書であり, また刑罰は金銭に依り処されるのではなく, 依然として復讐が横行した(Jan Öberg, *Königliche Kanzlei und Diplomatie in Schweden bis um 1250, 1974*, S. 16-20)。これは依然として王権が教会および農村社会を完全に掌握し, 支配しうる権力足りえなかったこと, 換言すれば現実への譲歩の一端を示している。
- 46) gård(屋敷)に基づく hampna(hamm)(軍区)を単位とする兵役徴収はやがて国家的整備の必要に由り国家権力の側から新しい課税単位である marca terre=marklandに移行する。しかしこの移行には同時に農民側からの公平な課税要求(bondemenigheternas strävan att åstadkomma en så rättvis överensstämmelse som möjligt mellan jordinnehav och skattebörd.—G. Hafström, *op. cit.*, s. 222), 換言すれば課税の対象たる農民自身からの要求, も対応して存在していた(motsvarande

önskan även fanns hos de skattepliktiga bönderna som häri såg en möjlighet att få en rättvis överensstämmelse mellan besuttenhet och utskylder.—S-O. Lindquist, 'Äldre och Yngre—(*op. cit.*)', s. 112) のである。なお、課税単位としての markland は1270年以降史料にあらわれる。また旧制 hampna から solskifte と結合する新制としての markland への移行、併存をめぐっては問題点が多い (S-O. Lindquist, *ibid.*, s. 111((113))–114)。S. Göransson, 'Viking Age Traces (*op. cit.*)', p. 143. E. Lönnroth, *op. cit.*, s. 86–92. J. Rosén, *op. cit.*, s. 127. K. Wührer, 'Die agrargeschichtliche—(*op. cit.*)', S. 210–211. 註III–2, 12。

なお、イギリスの北部やウェールズ地方あるいはスウェーデン南部地方にみられる infield=outfield は仮に領主権の拡大によって形成されたとしても (R. A. Dodgshon, 'Infield-Outfield and the Territorial Expansion of the English Township', *Journal of Historical Geography*, Vol. 1, No. 4, 1975, pp. 343–4. Do., 'Observation on the Open Fields: A Reply', *Journal of Historical Geography*, Vol. 5, No. 4, 1979, p. 425), 領主は保有地、共有地に慣習的諸権利を享受していた農民の意向をまったく無視することはできなかつた。この点で当該農制の管理、運営をめぐる local baron's court と sheriff court それぞれの役割が参考となる。すなわち、前者が自治的運営の機能を有していた (smooth working of the community's affairs—R. A. Dodgshon, 'Farming in Roxburghshire and Berwickshire on the Eve of Improvement', *Scottish Historical Review*, Vol. 54, 1975, p. 152) のに対して、後者は紛争や侵害された共同体の合意についての調停機能 (arbitrating in local disputes or…community agreement which had been infringed.—*ibid.*, p. 153) を有していたのであり、両者は一体であったといえる。当該農制のヨーロッパ的分布についてはとりあえず、Karl-Erik Frandsen, 'Danish Field Systems in the Sventeenth Century', *Scandinavian Journal of History*, Vol. 8, 1983, p. 313, fig. 10 (但し17世紀デンマークの二あるいは三圃制等柵を必要とする農制 vangebrug にみられる共同体の運営形態 vangelag はすでに高度な組織形態であった。*ibid.*, pp. 300, 308, 312, 317)

- 47) sarkajako とはいわば耕地の地条分割制である。つまり課税単位 (öretal) に対応する耕地の地条分割であり、しかもそれは上 (王室) からの要求に基づくものであった (divison into shots and selions… was the result of through organization, directed from higher quarters; the sarkajako was carried out by the Crown.—Eino Jutikkala, 'How the Open Fields came to be divided into Numerous Selions', *Proceeding of the Finish Academy of Science and Letters*, 1952, p. 134 ((121~3, 141–2))). しかし具体的な分割には農民自治を無視することはできなかつたのである (An allotment…was to be effected, but the execution thereof was left to the peasants and their self-government.—*ibid.*, pp. 134–5)。

第VI章 む す び

まことに UL は前稿 VgL 法書の検討と比較して、その王権において幾分の伸張¹⁾を窺い見ることが出来るものの、依然としてその点において未成熟であり、それはより直截的に表現すならば「単なる虚飾 (mere pageant²⁾)」にすぎなかつたと言える。UL は国家、社会史的観点から遡及的に敢言するならば、「紀元前後期 (die Zeit um Christi Geburt³⁾)」にまで遡りうるのであり「極めて古代的な (sehr alterthümlich ((en)⁴⁾)」伝達者)Träger⁵⁾といえる。仮に前進的観点に立つとしても少くとも「古い氏族制社会と多くの自立的な地方自治権 (det gamla ättsam-

fundet och de olika landens självstämmanderätt⁹⁾」との対抗関係は無視できない。したがって UL の描く社会の当面の課題は端的に言えば、王権が前国家的段階を抜け出て真の統治機関としてその国家権力を完成させ、伝統的文化、社会つまり前国家的諸慣行を克服し歴史を推進させるのか、それとも社会的にも経済的にも自立、自営、独立の農民⁷⁾を基軸中心的構成員とする村落共同体が自治的体制を維持し、依然として伝統的文化、社会⁸⁾に踏み留まり歴史の推進に制動を与えるのか、これらの相関関係の推移如何といえる。

しかもこの相関関係に働くベクトル (Vektor) は今やまったく正反対に作用するがごとき性格でないことは説明するまでもない。歴史の流れは推進の方向⁹⁾にある。但し問題は制動として働く遡及的ベクトルがその推進ベクトルといかなる相互作用、影響、力関係の下にあったかにある。仮に当該 UL の背景をなす社会について如上の描写に大過がないとするならば、本稿の究極的論点、課題をなす土地「所有」形態は当然こうした二つのベクトルの合力に則したものであった筈である。すなわち、なるほど爾来言及してきた土地所有に関する従来の共同体制説、領主制説はそれぞれ当該 UL の社会において現象的に見られる所有形態の具有するそれぞれの片面について語ってはいる。しかし、それぞれの学説はここに提示された所有形態を統一的に説明するに足る理論とは見做し難い。したがってこの2大学説の二者択一や学説の循環論が無意味であることは明らかである。二つのベクトルの合力つまり事柄の真実はこれら2大学説の止揚 (Aufheben) されたところにある。この点について「個人主義 (individualism; Individualismus)」 (G. Hatt¹⁰⁾) は注目し値する。「個人主義」はこれを仮に実力主義と換言するに容認を得られるならば、UL の社会的背景と呼応、符合する。しかし「個人主義」は当該所有形態について適用を試みるならば、これは当該所有形態の片面のみを分析する結果に終るであろう。なぜならば「個人主義」=実力主義はたしかに一面において土地の所有を確保し、保障する不可欠な要素たりえたことは紛れもない事実である。しかし他面において当該土地所有形態は共同体的性格としてのいわば「集団主義 (共同体主義) (Collectivism)」 (U. Sporrang) と遊離していたのではけっしてない。はたまたそれは「集団主義 (共同体主義)」に埋没していたのでもない。「個人主義」=実力主義と「集団主義 (共同体主義)」は不即不離の関係にあり、まさに一体として融合¹¹⁾され、むしろ相互補完の関係にあったのである。UL の社会の土地「所有」をめぐる如上検討されたもろもろの論点を斟酌し、これに矛盾なく総体的に概念規定を試みるならば、これを土地所有に関する「二律背反的所有形態」とするのが適当と筆者は考える。本稿におけるこれまでの検討方法に黙過できない誤謬は特に認められないとするならば、前稿以来与えられてきたこの概念規定は本稿において再確認されたことになる。しかも本稿では前稿で充分果しえなかった上部構造を構成する王権の歴史的性格を検討、考慮し、これを国家的公権との脈絡において把握し、そうした観点からも問題の土地「所有」形態について上記の規定は整合的であり、したがって妥当であると

の結論を得るに至った。

さて上記相関関係の推移の問題を考える問題、人類史において仮にそれが特殊な事例であったとしても、それを可能ならしめた社会的諸条件の成熟を広く考慮することにより、現象的にみる急激な変革つまり「革命 (revolution)」説を否定し、「進展 (evolution)」説にとりあえず立つならば¹²⁾、この推移の問題はスウェーデン中世社会の置かれた固有な歴史的状況¹³⁾をふまえ、本稿で触れることのできなかった論点を究明、斟酌しつつ、より広い視野、多角的観点から丹念に解明されるべきであろう。これは引き続き追求されるべき課題である。最後に、当該 UL の背景においてその社会的諸現象は仮に上記のごとくとりあえず理論的、統一的に把握できるとはいえ、現実的、具体的にはさまざまな混沌 (chaos) の霧に包まれていたのであり、その渦中において史料に隠れた多くの人々がそれぞれに与えられた公的あるいは私的問題を抱えつつ、真摯に生きてたであろう様子を彷彿させてくれる次の規定を挙げ、当時のさまざまな生活模様を思を寄せつつ、ひとまず本稿をしめくくる。

2人が土地について争い、(その土地を)一方は父祖 (fæþœrnis) から、他方は獲得 (fangæ) によりそれぞれ取得した (と主張する) ならば、それぞれが他の者から取得した (その) 購買人 (fangæ mæn¹⁴⁾) が多数存在しうる。その土地が要求されるならば、それぞれは他の者へ導びき (遡り)、それぞれはその価額を知らされ、そして保証を欠く (ohemulu faldœr¹⁵⁾) 者は3マルク賠償すべし。購買人が (フォーク) ランド (land) および法域 (lagsaghu) 内にいるならば彼は正裁判集会 (lagþingum) のうち (いずれか) に出頭しなければならない。もし彼が王国内にはいるものの、(フォーク) ランドおよび法域の外にいるならば、彼は9週間以内に出頭すべし。さて彼が主人への勤務 (hærræ þænist) に従事して王国外におり、あるいは巡礼の旅 (pilægrims færþ) に出ており、あるいは自分の商売の品々と共に航行している (mœþ kiæpskatti sinum sighldær) ならば、争いは中断される (·j· quærstaþu standæ¹⁶⁾) べく、またその土地からの収益は所有者が帰還するまで受託者 (takæ¹⁷⁾) の手に置かれ、そして彼は帰還した後9週間以内に保証に立たなければならない。(土地を) 処分した証人 (hemulz man) が欠けているならば、土地を用益した (farit¹⁸⁾) 者は損害を賠償し、保証なくして彼に譲渡した者から (購買) 価額 (wærþ) を要求しなければならない。

[J §20 pr]

さて購買人が国内に存在する。(証人に立つべきところ) 次の場合は彼の法的弁解 (理由) (forfall) である。(すなわち) 彼は病気あるいは負傷で床に伏している、あるいは彼は主人の勤務に従事している、あるいは自分の家畜の足跡を追っている、あるいは彼は戸口 (家) に死亡した家族員 (warþnæþ) をかかえている、あるいは必要以上に火 (eldær) が高く上っている、あるいは (敵) 軍隊 (hærr) が国内にいる、あるいは彼自身船漕 (utt rop) (海外遠

征)に応召している。ここに述べられているこれらの法的弁解の前には紛争は証人が帰還するまで中断されるべし。また彼は三つの正裁判集会のうち(いずれか)に証人に立つべく、またそこで正裁判集会には弁解証人(forfallz witni)が2人出席すべく、且つ(彼らは)彼がこうした弁解(理由)のために出頭できなかつた旨を宣誓すべし。このような弁解(理由)は他のすべての係争の前に有効である。[J §20-1]

- 1) もっとも王権伸長の根拠としてULの法域は、とりわけメーラル湖を窓口としてもっとも早い西欧文化伝来の恩恵に浴した歴史、地理的好条件を考慮する必要がある。但しそのメーラル湖周辺の各地域における歴史的役割は異なりまたその変遷もある。Björn Ambrosiani, 'Birka—a Planted Town serving an Increasing Agricultural Population', *Proceedings of the English Viking Congress, Mediaeval Scandinavia Supplements, Vol. 2, 1981*, pp. 19-23. Do., 'Specialization and Urbanization in the Mälaren Valley—A Question of Maturity', Sven-Olof Lindquist (ed), *Society and Trade in the Baltic during the Viking Age, 1985*, pp. 103-112. Anders Andrén, *Den Urbana Scenen Städer och Samhälle i det Medeltida Danmark, 1985*, s. 16-8. Detlev Ellmers, 'Die Bedeutung der Friesen für die Handelsverbindungen des Ostseeraumes bis zur Wikingerzeit', S-O. Lindquist (ed), *Society and Trade—(op. cit.)*, S. 38-9, 43-4. Karl Haff, 'Übereinstimmungen im Stadtrecht von Schleswig (Haithabu) und in dem Bjärköarätt', *ZSRG, Bd. 59, 1939*, S. 277-82. Richard Hennig, 'Zur Verkehrsgeschichte Ost- und Nordeuropas im 8. bis 12. Jahrhundert', *Historische Zeitschrift, Bd. 115, 1916*, S. 18-9. Elis Wadstein, 'Birka och Bjärköarätt', *Namn och Bygd, 2: 3, 4/3, 1914*, s. 96-7. Joachim Herrmann, 'Hofverband und Handwerksproduktion als Grundlage des frühgeschichtlichen Handels im Ostseegebiet', S-O. Lindquist (ed), *Society and Trade—(op. cit.)*, S. 61. P.O. Nordell and Harald Rydbergs, 'From the Plains of Middle Sweden to the High Mountains' *GA, Vol. XLI, 1959*, p. 182. Peter Sawyer, 'Birka, the Baltic and beyond', S-O. Lindquist (ed), *Society and Trade—(op. cit.)*, pp. 165-70. Lars-Erik Åse and Eva Bergström, 'The Ancient Shorelines of the Uppsala Esker around Uppsala and the Shore Displacement', *GA, Vol. LXIVA, 1982*, pp. 229-44. Holger Arbman, *Birka Sveriges Äldsta Handelsstad, 1939*, s. 110-129. Do., *Birka, I Die Gräber, Text (1943), Tafeln (1940)*。拙稿「12~13世紀の『都市』—(前掲)」、註6。
- 2) この部分該当文を記せば、The royalty remained as a mere pageant till 1772, when Gustavus III restored the public law of the seventeenth century. (W. Chydenius, *op. cit.*, p. 378 n. 1) cf., T. Leivestad, 'Custom as a Type of Law in Norway', *The Law Quarterly Review, No. CCXIII, 1938*, pp. 104-5.
- 3) 該当文章を記せば、Im allgemeinen werden also die Angaben des Tacitus über die altgermanischen Zustände von den schwedischen Landschaftsrechten bestätigt; Durch den Vergleich der taciteischen Angaben mit den Bestimmungen der Landschaftsrechte ist nun gewiß geworden, daß der Inhalt dieser Rechte bis in die Zeiten um Christi Geburt zurückreicht. (K. Wührer, 'Die schwedischen Landschaftsrechte—(op. cit.)', S. 52, 他に 35-6.) cf., Do., 'Die dänischen Landschaftsrechte als Quelle für die ältesten dänischen Rechtsverhältnisse', *Mediaeval Scandinavia, Vol. I, 1968*, S. 56.
- 4) W.E. Wilda, *op. cit.*, S. 44.
- 5) Karl Haff, 'Der germanische Rechtsprecher als Träger der Kontinuität', *ZSRG, Bd. 66*,

- 1948, S. 364-8. K. Wührer, 'Die schwedischen Landschaftsrechte—(*op. cit.*)', S. 1-4.
- 6) J. Rosén, *op. cit.*, s. 131. 拙稿「土地所有形態」, 37頁, 註87。註IV-2, 39。
- 7) デンマーク, ノルウェー, スウェーデン3国のうち, 特にデンマークはドイツにみられる経済史的展開により近接していると思われ, したがってこれら北欧3国を一律に論ずることは戒めなければならない。しかしこれらの地域では概していえば中世の一時期, 一部聖・俗界領主による土地集積の対象に陥ったとはいえ, 中小土地所有農民 (freie Eigentümer ihrer Höfe; eine Unmenge kleiner Besitztümer—J. Frost, 'Die innere Kolonisation—(*op. cit.*)', S. 3, 24) が圧倒的多数をなす (självägande bönder var i Sverige osendvanligt stor.—Th. Lindkvist och K. Ågren, *op. cit.*, s. 2), いわば「農民国家 (Bauernstaaten)」(J. Frost, *ibid.*, S. 3) であった。cf., Svend Gissel, Eino Jutikkala and etc, *Desertion and Land Colonization in the Nordic Countries c. 1300-1600, 1981*, pp. 69-70, 209-19. 但し, この場合「所有農民」の「所有」は, これまで検討した土地に対するゲヴェーレと関連させて考えるべきであり, したがって本稿では「自立」, 「自営」, あるいは「独立」の農民と表現してある。
- 8) この場合たとえば異教信仰, 自力救済とりわけ血讐慣行, 実力主義に基づく前近代的な土地所有形態としてのゲヴェーレなどに象徴される非開明的要素への固執である。したがってそこに共同体的原理が継続していてもそれ自体は必ずしも歴史の停滞性を表示するものでないことは言うまでもない。
- 農牧業生産活動に関する共同体的原理そのものは一般に中世以降近・現代において存続する場合も少くない (たとえば開放耕地制度 ((Open-Field System)) など)。G. Bodvall, *op. cit.*, p. 220 n. 27. U. Sporrang, 'Studies of Rural Society—(*op. cit.*)', p. 209. Hans Mortensen, 'Zur Entstehung der Gewinnfluhr' *Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie, Jahrgang 3, 1955*, S. 30. Karl Haff, 'Die Urfarreien in Ostschwaben und Tirol als Markgenossenschaften und Siedlungsverbände', *ZSRG, Bd. 65, 1947*, S. 284-97. Hugh D. Clout (ed.), *Themes in the Historical Geography of France, 1977*, pp. 140, 161, 328, 335-8. Alan R.H. Baker and J. B. Harley (eds), *Man Made the Land, 1973*, pp. 59, 63, 64. M.W. Beresford and J.K.S. St. Joseph, *Medieval England An Aerial Survey, 1979*, pp. 40-44. C.O. Farran, *op. cit.*, pp. 145-6. C.S. & C.S. Orwin, *The Open Fields, 1954*, pp. 69-169. C. Delano Smith and etc, 'The Open-Field Village of Laxton', *The East Midland Geographer, Vol. 7, part 6, No. 54, 1980*, pp. 217-247. Eric S. Wood, *Collins Field Guide to Archaeology, 1972*, p. 112.
- 北欧地域におけるキリスト教の流布は10~11世紀に行われたと言われ, とりわけスウェーデンはもっとも遅く1008年とされる。しかし結局のところ「総合的な社会変革に依存する (beroende av mer övergripande samhällsförändringar)」(Th. Lindkvist och K. Ågren, *op. cit.*, s. 61) 限り, これは王を中心とする社会的上層部についてはともかくとして, 民衆レベルについてみれば「いかなる者も偶像に犠牲を与え, 木立ちや石を尊信してはならない (ængin skal affgubum blotæ. ok ængin a lundi ællr stenæ troæ.)」(Kk §1 pr) はむしろ現実を語っているものであり, 依然として異教信仰は継続していた。H.R. Ellis Davidson, *Pagan Scandinavia, 1967*, pp. 138-148. P.B. Du Chaillu, *op. cit.*, Vol. I, pp. 364-74, 464-77. S. Ferguson, *op. cit.*, pp. 64-5. G. Jones, *op. cit.*, pp. 73-4, 315-34. Edgar N. Johnson, 'Adalbert of Hamburg-Bremen: A Politician of the Eleventh Century', *Speculum, Vol. 9, 1934*, pp. 172, 175. J. de Vries, *op. cit.*, Bd. I, S. 167-71, 420-22. K. Wührer, 'Die agrargeschichtliche Forschung—(*op. cit.*)', S. 205-6. H. Arbman, *Birka (op. cit.)* S. 31-8. 拙稿「土地所有形態」, 註94。cf., Anders Sjöberg, 'Orthodoxe Mission in Schweden im II. Jahrhundert?', *Society and Trade—(*op. cit.*)*, S. 69, 76-7.
- 9) 概して言えば, 北欧の13世紀を軸とする時期はキリスト教化の進行過程の時期に重なり, 王権はその「正当」なる権力が全土に及ぶべく「要求を開始した」時期であり (Under 1200-talet började

konungen göra anspråk på att de kungliga stadgarna automatiskt skulle äga laga kraft i hela riket.—K. Drar, *op. cit.*, s. 51), 換言すれば「国家建設への努力が払われる一つの過程 (part of larger processes including...the state-building efforts)」(B. J. Nordstrom (ed.), *op. cit.*, p. 110) であった。UL は、それが「一つの重要な中央集権の道具 (ein wichtiges Werkzeug der Zentralgewalt)」(E. Sjöholm, *op. cit.*, S. 174) たりうる限り、その記念碑といえなくはない。このことは近き後継の時期到来において、強力な中央集権的王権 (Kungmakten med dess krav på en all större central makt—K. Drar, *op. cit.*, s. 29) の成立要求が社会的に醸成されることを否定しない。但し、問題はその過程であり、またその実態である。本稿はまさにその実態の究明にその中心的課題を当てるものである。Birgit och P. Sawyer, *op. cit.*, s. 32-3. Nanna Damsholt, 'Kingship in the Arengas of Danish Royal Diplomas 1140-1223', *Mediaeval Scandinavia*, Vol. 3, 1970, p. 100. Rune Ekre, 'Medeltida borgar i Västergötland', Göran Behre och Erik Wegraeus (reds.), *Västergötlands Äldere Historia*, 1985, s. 195. Paavo Kastari, 'The Historical Background of Finnish Constitutional Ideas', *Scandinavian Studies in Law*, Vol. 7, 1963, p. 63. E. Lönnroth, *op. cit.*, s. 45-6, 54-5, 62-72. 註 6 ; II, 24。

- 10) Gudmund Hatt, 'The Ownership of Cultivated Land', *Det Kongelige Danske Videnskabernes Selskab, Historisk-Filologiske Meddelelser*, XXVI/6, 1939, p. 15. Do., 'Das Eigentumsrecht an bebautem Grund und Boden', *Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie, Jahrgang 3*, 1955, S. 125.
- 11) この点で G. Hatt の見解 (註10に掲載の論文参照) にまったく異存なく、賛成である。但し彼の概念たとえば, individualistic form of ownership; individualistische Formen des Eigentumsrechtes あるいは personal ownership of land; das persönliche Eigentumsrecht 'an Grund und Boden. (G. Hatt, 'The Ownership—(*op. cit.*)', pp. 16, 22. Do., 'Das Eigentumsrecht—(*op. cit.*)', S. 125, 129) は究極のところ本稿で理解するところのゲヴェーレ概念で把握するのが最適と考える。
- 12) No revolution had occurred, only an evolution. (Kjell Haarstad, 'A Historiographical Survey of *Det Store Hamskiftet* in Norwegian Agriculture', *Scandinavian Journal of History*, Vol. 8, 1983, p. 162) これはノルウェーの「古代社会」から近代社会への推移をめぐる Stein Tveite の説を K. Haarstad が評した言葉である。本稿はこの問題自体には触れない。
- 13) 同じヨーロッパ世界にありながら本来的な封建制を体験しなかったとされる点は賛否依然として「議論はあり (är omstridd)」(Th. Lindkvist och k. Ågren, *op. cit.*, s. 1), 農民の社会的状況等さまざまな論点からの検討を今後に残している。K. Drar, *op. cit.*, s. 40. E. F. Heckscher, *op. cit.*, s. 41-4. Karl Wührer, 'Germanische Staatsbildung und Raumerfassung im Norden', *Forschungen und Fortschritte*, 18. Jahrgang, Nr. 29/30, 1942, S. 281-3. Thomas Lindkvist, 'Medeltida Bönder och Skatter En Inledande Problemställning', *Historisk Tidskrift*, Vol. 4, 1982, s. 423-36. Olle Ferm, 'Feodalism i Sverige? Högrälsets Gårdsrätter under Medeltiden och 1500-talet, *ibid.*, Vol. 2, 1983, s. 130-39. 拙稿「土地所有形態」, 14, 37頁。
- 14) fangæ mæn→fangaman. 文字どおり獲得した (fange) 者, つまり買い入れた者。彼は同時に証人 (auctor, is a quo res emtione &c. est accepta—SSGL, Vol. III, s. 316) の役割を果す。なお、彼は同時に売却=処分者にもなりうるものであり、このいみで "Veräußer" (*SchR*, S. 180) と意識できる。本稿は原義に則した。
- 15) 取得経過のそれぞれの証人を提出できないこと。
- 16) quærstaþu→qværstapa. 原義は静態を意味する (SSGL, Vol. III, s. 391)。
- 17) 註IV-1, 6。
- 18) farit→fara. 特殊な用語法で語義は bruka, uti (SSGL, Vol. III, s. 316)。

《附 記》

本稿を作成するに当って、次の方々にとりわけ大変お世話いただいた。記して謝意を表明したい。

- (1) 国内では入手困難な文献を国外より収集するに際して、藤井明彦先生（早稲田大学助教授）、城西大学図書館文献複写担当の方々。
- (2) 現在に継承される開放耕地制度（Open-Field System）（本稿註VI, 8）のうち、イギリスの Laxton（Nottinghamshire）における当該制度の現地視察に際して、University of Cambridge 所属の Dr. Jonathan Shepard; University of Nottingham 所属の Dr. C. Delano Smith, Dr. J. V. Beckett, Mr. E. W. Entwistle, Miss Janis Gppock; Laxton 在住の Mr. Reg. Rose.

原典史料（参考）

〔テキスト：SSGL, Vol. III : Samling af Sweriges Gamla Lagar ((Corpus juris Sueo-Gotorum antiqui)), Vol. III : utg. C. J. Schlyter, Uplands=Lagen, 1834〕

<教会の章（Kirkiu balkœr）>

§1-3

Hwilikin præstær sum kirkiu byggir aff nyu utæn sins biskups orloff oc sokninnæ gobwiliæ. böte .IX. markœr. aff þem niu markum. taki biskupin þre markœr. ok þre markœr kirkiæn þön samæ. oc þre markœr soknæmæn hans.

§7-7

Nu sitær giærningis man .i. sokn. þæn ænti sar. han a præsti at paschum giöræ halwæn öre. æn han ænsamæn ær. æru þe tu samæn. giwi öre fullæn. æi ok þy mææ. at þe flæræ samæn æru. Nu sitær hussætis man. .i. sokn þæn hus læght hawœr ok ængæ sæþ ællr fæ hawœr þæn a præsti at paschum sum lægho drængær. þæt ær halwœr öri. ok leggho konæ örtogh.

§9-pr.

Nu a ængin præstær takæ fore bondans wighning ok husfrunnæ meræ æn örtogh pænningæ fore lius hwart. ok offrin swa mykit þe wiliæ. hawœr bonden siælwœr lius. þa a præstær þem wighiæ utæn alt hindær. æ hwilikin lyus þe hawæ. ok offrin swa mykit þe wiliæ. þa æn fatöc folk skal wighiæs. þa aghu þön mœþ kirkiu liusum wighiæs. utæn alt hindær. ok offrin swa mykit þön wiliæ. Fatöc folk kallum wir hussætu folk. ok malæ karlæ. legghu hion. ok hemæ hion. ok hemæ hion. ok stafkarlæ.

§14-4

Nu wærþær kirkiu iorþ wæþ sæt. gitær bonde iorþ sinæ atær löst. ællr frændœr hans. innæn stæmpnu dagh. wæri iorþ þæræ gitær æi innæn stæmpnudagh atær löst. wæri þe wæþsætning .i. bondæ laghum.

§15-2

Nu will man ok konæ samæn wighiæs. þe aghu soknæ præsti sinum til sighiæ præstær a þæt um þre sunnudaghæ lysæ .i. kirkiu dorum. at þe hion fæst æru. mœþ lanzlaghum. ok þer wiliæ mæþ kirkiu ræt samæn wighiæs. kombær nokor innæn þæn stæmpnudagh. þœr forfall wet .i. þy mali mæþ frænzæmi. guziwelagh. ællr ok hun ællr han andrum fæst war. ællr ok æn nokor wet annur handæ þing. þœr hionælagh ma hindræ. þa ma æi præstær þem samæn wighiæ. fyr æn þæt mal ær ut rönt. komæ ængin forfall innæn þæn stæmpnudagh nu ær saght. þa ma præstær þöm samæn wighiæ ok hawi ængin wald uppa þæt mal siþæn talæ. þæn þæt

hörþi at præstær laghlikæ lysti. Qwæl han þæt hionælagh siþæn þæt ær laghlikæ lyst. ællr siþæn hiön wighþ æru. bote. sæx markœr. taki twa markær kunungœr. ok twa biskupœr. ok twa malseghandi æn hionæ laghit dömis fast ok fullt.

§20

Nu bryter klærkær wiþ lekman. hwaræ handæ sak þæt hælzt ær. þa a bonde kallæ klærk fore hans forman. þæn kirkiunnæ dom hawœr. Brytær lekman wiþ klærk. þa kiæri þæt a þingi. lekman a þe kiæru swaræ. antwiggæ mæþ laghum. ællr laghæ botum. Bryta ok kirkiunnæ hion a annæt folk. ællœr annæt folk til þeræ. þæt a undir lanzlagh standæ. hwat brutum þæt hælzt æru. Swa ok æn mæn delæ. wiþ kirkiu um iorþ. æ hwat iorþ þæt hælzt ær. þa a þæt undir lanzlagh standæ. ok undir kununx dom ok lagmanz skilu. allæ staþi þœr biskupœr will. æi bondæ ræt giöra. þær a bonde fore sin kununk komæ. allr iörþæ delur. ok allr iörþæ awærkæn. hwat þæt warþær klærkæ ællr lekmæn. þæt a æptir lanzlaghum at standæ.

§22-pr.

Jwir þe mal nu up tæliæs. þa aghu baþi næmpd raþæ. krunæ oc kirkiæ. Brytær man friþ um sanctæ lawrinzæ dagh. droepœr man ællr sarghær sanctæ Erix dagh. ok waræ fru dagh þæn öffræ. ællr skiærþors dagh. til upsalæ farændi. þær wærændi. ok þœþæn farændi. þa böte tiughu markœr krununni. ok tiughu markœr kirkiunni fore friþ brutit. Brytær nokor friþ vm fyrru mariu mæssu. i sictunum. ællr þa biskupœr wighir kirkiu. böte samulund. þæn friþær nu ær up taldær. gangær in. vm aptænsanx timæ a aptninum. ok utt um annæn dagh þa daghfulghit ær.

§22-1

Aghu baþi næmpd raþæ krunæ oc kirkiæ. æn eþsoret bryz .i. kirkiu ællirkirkiu garþi. hwat mæn hittis sattir. ællr o sattir. ællr a kirkiu wæghi. til kirkiu ællr fran farændi. æn swa ær at þem fyrræ a skildi. hwar ok sum man wærþær nöbughær aff kirkiu draghin. ællr aff kirkiu garþi. hwat illgiærningis manni þæt bælt ær. utæn han hawi brutit gen samu kirkiu. sum han ær. þa innæn staddær. þa takær krunæn tiughu markœr fore friþbrutit. ok tiughu markær kirkiæn. æn giærþin ær lyus ok oppin bar. þa æn giærþin ær æi oppin bar. þa raþær halffri næmpd krunæ ok kirkiæ ok halfwi þæn þer fællæ wiliæ. fællis þæn sum sakin giffs. þa skiptis friþbrutit sum fyrr ær saght. ok allt at ænu sæx markœr fore banz malit. ok sin kost takær biskupin æn skiæra skal. kirkiu ællr kirkiu gard. þa æn manhælgin ær skiærþ .i. kirkiu garþinum. þa bötes þæt æptir lanz laghum. ok þo sæx markœr fore banz malit. æn þæt ær giört .i. kirkiu ællr kirkiu garþi.

<王の章 (Kununx balkœr)>

§1

(以上省略) þer aghu han til krunu. ok kununx dömis skilia. landum raþæ. ok riki styræ. lagh at styrkiæ. ok friþ haldæ. þa ær han dömbdær til upsælæ öþæ.

§4-pr.

Þessin mal æru kununx eþsöri. þa han takæs skal. ok aldræ höxtu hærrænnæ .i. swæriki. þættæ ær þæt fyrstæ. hwar sum hæmpnis a annæn. ok annær giörþi giærþinæ. þa skal þæt hundæris næmpd witæ. hwat hældær han hæmpnis a annæn. ok annær giörþi giærþinæ. ællr annær skilnæþær kom þeræ mællum.

§4-1

Þættæ ær annæt. Hwar sum hæmpnis a grup ok giöra sæt. swa ok hwar sum hæmpnis a giör lagh. ok gangin. ællr a laghæ til mæli. þæt a hundæris næmpd witæ. hwat þæt sæt war ællr æi.

§5-pr.

Þættæ ær þæt þriþiæ. riþær man hem at andrum. ok giör hanum hem sokn. hwat sum þer æru en ællr flæræ. ok þæs wiliændis hanum skapæ giöra ællr nokrum .i. hans garþi. þæt fyrstæ þer .i. garþ komæ sarghæ. sla til bloz. ællr drepæ. ællr bastæ ok bindæ. þæn saklös ær. þa hawæ þer allir brutit kununx eþsöra. ok ær þær hwar huwzman fore sik. þer leggiæs allir biltughæ. ok þeræ bo til skiptis. Nu kan swa wææ. at þer riþæ .i. garþ. ok ængin skapæ gitæ giört. utæn brytæ hus hans. dylin mæþ eþe. atærtan mannæ. ællr bötin sæx markær. þy att þer ær hött mœþ litlu böt. Nu kan þæn fallæ sum fangit biuþær. þæt ær þæn sum hemsokn giör. wærþær han slæghin. sarghæþær. ællr dræpin innæn garþ ok grindæ stulpæ. liggi. o gildær.

§9-pr.

Þæssi mal wi hawm nu npp talt. þæ æru kununx eþsöre. ok aldræ höxto hærrænnæ .j. sweriki. hwar sum þær brytær a mot. han hawær fore giört allu þy han a. owæn a iorþinni. swa mangir sum þer æru. ok swa lanzwist. ok biltughir læggiæs. um allt rikit. ok aldrigh fyr .j. friþ komæ. æn þæn biþær fore hanum. sum han bröt til. (途中省略) þaghær þæn biþær fore hanum sum han hawær brutit til. ællr þæs arfwi. þa a kunungær hanum friþ giwæ. ok han lösi sik j. friþ. wiþ kunung. mæþ fiurætighi markum.

§9-3

Hwa sum þæn man husær ok hemær sum biltughær ær læghþær ok sworin. enæ nat. böte þre markær. hysir han flere nætær. þa böte fiurætighi markær. ællr wæri sik mæþ þrætylftum eþe. Hwa sum biltughæn man hysir ællr hemær innæn þæn dagh hanum ær laghdæær. til þæs han rymæ skal. wæri saklös.

§10-pr.

Nv biuþær kunungær liþ ok leþung utt. biuþær utt roþ ok reþ. þa skal næmpnæ hampn ok stampn. ok styriman. ok hasætæ allæ. ok han skal biuþæs a kyndilþingum. ok stæþiæs a liþstæmpnum. vm allr kununx utt giærþir. skal buþ fiughurtan natum fyrr komæ æn þæt ut giörs.

§10-1

Þæt ær laghæ leþungær fiughur skip aff hundæri. hwariu. will kunungær siælwær utrikis faræ. ællr hærr sin ut sendæ. rabi siælwær huru længi han will uti wææ. ok æpti þy wærþær han leþung ut biuþæ. han will siælfwær uti wææ. þættæ buþ ær. j fyrstu skipwist. (途中省略) j andri skipwist. aghu wææ sex. pund. ok sex spæn. twa skipwistir skulu mæþ pænningum ut giöræs fiurætighi markær .j. hwart skip. þæssæ skipwistir skulu iwir all þry folkland at gangæ. slikt aff marklan iorþær sum aff wighum manni. vm þry skip. þæt fiærþæ skal giöræs utt aff mantali. aff bondum ok bondæ sunum. leghu drængium. ok löskæ mannum. þæn kallæs moghande man. sum tiughu aræ ær. han skal .j. allum utskyldum standæ. þær til kunungær han undæn takær.

§10-2

Nu skal skipwist utgiöræs. ok .j. kununx wistæhus föræs. Nu skal maþær wææ fore hampnu hwarri. ok en fore attungi hwarium. slikin attonx mæn wiliæ takæ æi skal han wææ

fatökæri en þæn niu markæ kost a. ok æi witwillingær ællr owormaghi. ok þo en vm ar hwart. ok lænsmaþær fore hundari allu. ællr hans wist vmbuþ. hwilikin þeræ þæt lataer. böte. þre markcer. enæ þöm lenit hawcer. andræ hundærinu. þriþiæ tekiu mannum. allir aghu skipwist ok spannae malæ ok andræ utgiærþir giörae sum böndær æru. wæri þæn bonde sum skipwist ok spannae malæ örkcer giörae. þæn æi orkær þæt. wæri han leghudrængær. ok giöri utt. fiuræ örtoghær. um arit. Nu komæ þær mæþ kununx utgiærþum fore kununx wistæ hus. þær a attunx maþær fore standæ. ok hampnu mæn allir. will æi bondæn ræt giörae. fore rættæn stæmpnudagh þrim daghum fyrræ. æn skipwistin skal utgangæ. þa aghu hampnæmæn hem til hans gangæ. ok mætæ twa pænningæ utt fore en aff hanum. ok swa kunungi fulnæþ fa. Swa ær ok vm spannae malæ. korn span ok malt span. ok swa vm attærgiæld. þæt æru þrætighi markær. æ hwær utgiærþir skulu. aff mantali utgiöræs. þær skal hundæri alt aff mantali iæmföræs.

§10-3

Nu skal kunungær hawæ fiughur nöt. aff hundari hwariu. fetæ ko. ællr komykit nöt. hwar fiærþungcer sitt nöt. sex böndær. ett faar. hwar bonde fiughur fang hö. ællr fiuræ pænningæ. hwar bonde. ett höns. ær æi höns til. þa æru twe um lamb ett. ællr kip. ællr gris fore ett höns. ok enæ gas foræ þry höns. þæn æi hawær höns.

§10-6

Sitiæ landboær quærrir þe rætlikæ aghu ut giörae. ællr þiænistu mæn. ællr andri böndær. þe ær böndær kunnu æi ræt aff fa. þo at þer kræfwinn þæt fore garþi hans. þa aghi kunungcer wald at latae takæ aff garþi þeræ hwat han will fore þe utgiærþ. ok saköri mæþ. þæt ær þrir örær. fore witinæ. ok þre markcer fore hampnunæ.

§10-7

Sitær attungær qwær. sækær at fæm markum. fiærþungær at tiu markum. halfft hundæri tiughu markær. allt hundæri fiurætighi markær. ok æ skipwistinæ mæþ fullæ. þe bot liggær til kununx borþ. æ hwar kunungær far fullt. þa wæri bonde saklös.

§10-8

Æ hwat utskyld þæt hælzt ær. hwat þæt ær skipwist. spannae mali. attærgiæld nöt. far. höns. hö. þa skal lænsman. ællr hans buþ fore wærae. ok attunx mæn. þer skulu æi bort faræ fyrr æn tækiu mæn hawæ fullt fangit. þer skulu vitæ hwar sum uttgiör. ællr hwar sum qwær sitær. þæn a saklös wærae þer wæriae. þæn ær ok fallin þe fællæ.

§10-11

Sitær allt hundæri qwært. söki folklanz hærræ mæþ tolf folklanz mannum. utt fiurætighi markcer. ok skipuistinæ mæþ. swa gangi kununx utgiærþir fram. guþ giwi hanum at gott gagh.

§11-pr.

Pettæ æru roþsins utskyldir. attæ. markcer smörs. hwarr þæn sitt æghit bröþ ætær. ok örtugh pæningæ aff hwarium bondæ fore þinglamæ. ok tiu markcer at ættærgiældi. aff hwariu skiplaghi. Sæx lifspund humblæ aff hwariu skiplaghi. ok mark aff hwari ar. æn þe hemæ sitiæ. fore leþungs lamæ. Faræ þe iuir haff mæþ leþungi sinum. wærin þa liþughir fore leþungslamæ. æi wærin þeræ utgiærþir flere.

§12-1

Nu wæntir man hærr a land sitt. þa wiliæ þe warþ utt sættia. til landgiömo sinnær. byæ warþ. strandæ warþ. ok bötæ warþ. fællir man bya warþ. ællr wærþær skorin .j. þæm

warþi. böte þre öra. þæt ær byæmannæ ensak. Fallir man strandæ warþ. ællr skorin wærþœr. þreæ markær bot at. takær enæ kunungær. aþræ skiplaghit. ok þriþin takær han .j. wari skiær.

(途中省略) Nu kan skapi komæ. giönum þæssæ warþæ. nu æru upsaghþir. þa ær þæt wizorþ þæs sum warþin haldær witæ þæt mæþ twem mannum þær han hörþo. at han laghlikæ öpti. þry hær op. orkær han æi þön witni. þa böte fiurætighi markær æn þær hæriæs ok brænnis.

(途中省略) Böndær oc bolfastir mæn aghu .j. warþ næmpnæs. æi ma konæ .j. warþ sætiæs. ok æi löskæ mæn. (以下省略)

§12-2

Þættæ æru forfald þeræ wardh skulu haldæ. Liggær han .j. sot. ællr sarum. ællœr hawœr döþæn wærþnæþ fore durum. ællr ær kallapær aff kunungi. ællr ær eldær höghri æn hawæ þorff. ællr ær a fiæti feæ sins. þæssi forfall nu æru saghþ. skal han witæ mæþ twem mannum. ok siælwær han þriþi. ok wæri siþæn saklös. Falz at witnum þa böte bot æptir þy. fyrr ær saght. hwariæ bot æptir sinum brutum. (以下省略)

<相続の章 (Ærfþœr balkœr)>

§16-2

Nu wærþær konæ hær takin. mæþ affling bondæ sins. hun skal þæt lysæ fore haptum ok skiparum sinum. kan atær komæ baru. ok haptær. ok bære haptir witni. þa aghi kirkiunnæ forman. utt letæ þæt. mæþ tolf mannum þöm ælzstu .j. þe byghþ æru. hwat þæt barn a. arff takæ ællr æi.

§17-pr.

Nu six um ofsinnis arff. Sæz allt .j. bat samæn man ok konæ. ok barn mæþ þöm. wet ængin hwar fyrst dör. ællr lænxt liwær. gangi þær fæþærni til fæþærnis. ok möþærni til möþærnis. Sættiæs all .j. slæþæ bonde ok husfru. akæ all .j. enæ wak. wet ængin hwar lænxt liwær. ællr fyrst dör. gangi ok þœr fæþærni til fæþærnis. ok möþærni til möþærnis. þæt kællr ofsinnis arff. Brindær allt inni. bonde. barn. ok husfru. wet ængin hwilikin fyrst dör. gangi ok þœr fæþærni. til fæþærnis. ok möþærni til möþærnis. Gangær her a land dræpær ok brænnir. wet ængin hwar lænxt liwær. gangi swa þæt arff sum fyrr ær saght. swa ok æn mæn .i. striþ döæ. wet ængin hwar fyrst dör. ællr længst liwær wæri lagh samu sum fyrr ær saght.

<人の尊厳の章 (Manhoelghis balkœr)>

§2-1

Wærþær man aff witæ. han a lysæ fore grannum. ok soknæmannum. ok fore hundæris þingi enu. ok frændær hawin han .j. hæptum. kan þæn man or hæptum komæ. dræpær man. ællr brænnir by. liggi þœr by .j. waþæ giældum siu markum. æi ær þe bot meræ. þo at baþi brinni by ok bonde. kan han man dræpæ ællr sarghæ. wæri allt .j. waþæ botum. sar .j. þrim örum. döz drap .j. siu markum. swa skal hand ærwingi baþi takæ ok. giældæ fore han. ær æi lysningæ witni til. sum nu ær saght. þa wæri giærning hans .j. wiliæ wærkum. baþi þæt han giör. ok swa þæt hanum giörs.

§5-pr.

Giör man siælfsskot .j. skoghæ. stræng ællr stappu. ællr grawær. han skal lysæ fore grannum ok soknæ mannum. Far nokor siþæn skapæ aff. liggi han .j. waþæ giældum. siu markum. Lysir han æi. ok ær æi twæggjæ mannæ witni til. liggi þa .j. halwm giældum. fore

glömsku sinæ.

§8-pr.

Wærþær man wæghin ok slæghin .j. gatum. ok j. hiörþlötum öknun. ællr almæningium kirkiu mællum. ællr kiöpnungæ. han ær gildær at tinghum furum. þæt hetir dulghæ drap. þæt a hundæri giældæ. e. hwar þæt liggær. utæn tomtæ ra. ærræt lik ok undæt. þær a hundæri banæ finnæ innæn nat. ok iæmlængæ. ælir botum uppi haldæ. hittis bani. ok a þingi wiþ kiænnis. þa a ærwingi aff banæ sak. at sökiæ. ok bötær aff hanum kræfiæ. liggær lik innæn tomtæ ra. ærræt ok undæt. þær æ hundæri banæ finnæ. innæn nat ok iæmplængæ. ællr botum uppi haldæ. e. hwar lik hittis. ærræt ok undæt innæn tomtæ ra. utæn hus. ællr .j. o læstum husum. þær a hundæri banæ finnæ. ællr botum uppi haldæ. Hittis .j. læstum husum. þæt ær morþgiæld hundræþæ markær ok fiurætighi. hwar sum æi synis a liki handæ wærk. þær a ængin bot fore drap kræfiæ. ok æ hwar sum man wet drapæræn mæþ sannu. þær wæri hundæri saklöst.

§8-1

Nu kan þæn man utrikis föddær wæræ. sum dræpin ær. kombær ærfwingi hans mæþ brewm. ok skiælum. þæn a arff takæ. ok böter kræfiæ. kombær han æi innæn nat ok iamlangæ. þa a kunungær arff hans takæ. æn han lekman ær. ok biskupær. æn han ær klærkær. Syns kununx manni seæ þæt ok synæ siþæn. æi kan ærfwingi komæ sum nu ær saght. böte þæn þre markær arfwit hawær handæ mællum. (以下省略)

§9-2

Nu dræpær man annan. kombær han til þinx. ok wiþær drap kiænnis. þa a malseghande wald hwat han will hældær hæmpnæ. ællr wiþ botum takæ. will ærfwingi wiþ botum takæ. þa a han fiurætighi markær fore lot sin hawæ. kunungær þrættan markær. ok attæ örtoghær. swa ok hundæri. Swa a þæssi bot ut bötes. æn swa til ær. ok þe bot. a sporgiæld hetæ.

§9-3

Nu wærþær man dræpin. ok dyls drapit. þa a þæn wald sin hawær latit. næmpnæ slikin til banæ han siælwær will. nækær þæn þæt kan witæs. þa a þæn wald sin hawær latit. bindæ han wiþær mæþ sæx mannum. þem þær wiþ waru. ok a saghu. ær æi witni til. þa dyli mæþ þrætylptum eþe. Fællæ þer han sum sakin witis. þa giælde þæn man atær mæþ laghæ botum. æ hwat hældæ at witnin fællæ han. ællr han faldær at laghum. wærs þæn man fore drapit wæri saklös. ok æi ma ærwingi flerum þæt drap witæ. hittis æi draparin þa giældi hundæri sum fyrr ær saght.

§9-4

Nu kunnu tve ællr þrir ællr flere. ett drap giöræ. kænns en wiþær. þa a þæn sak sik kiænnir. hawær han æi pænningæ til at bötæ. giældi þa liff fore liff. ok hawær þæn walld sin hawær latit þæn til haldbanæ næmpnæ han sialwær will. þæt aghu ok þe sæx sum drapit witnæþu. at witæ hwat han ær sandær. at þy mali ællr æi. Fællæ þer han falli til tiu markæ. þem tiu markær taki rættær malseghande. æi wærþær ok botin þy mere. at flere .j. flokki sein. allir ok þer sum þer sæx þær til witæ. þer aghu undir skript gangæ. ok æi til fæ botæ. utæn sandbani. ok haldbani. þe aghu bot bötæ sum nu ær saght.

§10-1

Nu will man wiþ botum takæ. æptir sin dræpnæn. draparin will ok giærnæ giældæ. winz æi fæ til fuldræ fiuratighi markæ þa bristi fore allum þem þær a bot takæ swa mykit fore

hwarium. sum boten ær til. Hwar sum man dræpær. ok rymir undæn. ok ærfwingiær wiliæ wiþ botum takæ. sökis þa bo hans mæþ domum ok. skiælum. Nu skal þæn biuþæ sum giærþ hawær giört. bot æptir brutum sinum. giæld æptir wighis walli. han a biuþæ a hundæris þingum. þrim. ok folklanz þingum twem. will malsegande wiþ botum takæ. þa fæsti. ok giældi æptir. will han æptir hæmpdum letæ. fæsti þa hundæri ok lænsmænni bot æptir brutum sinum. Nu will han æi fæstæ ællr ræt giöræ. sökis þa han til laghæ. ællr laghæ botæ.

§11-3

Kunungær biuþær leþung utt. skip liggær .j. læghi. lyptingær tiældæþær skiöldær a stampni. wærþær þær man dræpin fore borþe ok bryggiu sporþe. liggi .j. twæböte tiughum attæ.

§12-1

Nu wærþær man hemdræpin han ær gildær. at hundræþum ok fiurum tiughum. wærþær man dræpin innæn fiuræ tomtæ ra. sum allir byæmæn aghu. nokor aff þem sum þær a hus ok hem. ællr innæn sæxtighi fampnæ fran tomtæ ranni. han ær gildær at hundræþum. ok tiughum fiurum. Ehwar man hawær hus ok hem. þa hawi .e. friþ. sæxtighi fampnæ fran husum sinum. wærþær man dræpin innæn þæt mærki. nu ær saght. wæri gildær at hundræþum. ok tiughum fiurum. æ ok þy fiærmer. liggi þa .j. sporgiældum. þænnæ friþ aghu bonde ok husfru ok þeræ börn. ok allir þe þær aghu bo samæn. utæn þeræ giæst hion. leghu hion. ok hemæ hion. þe liggin .j. twæböte.

§12-2

Nu wærþær man dræpin .j. kirkiu. ællr kirkiu garþi. ællr innæn sæxtighi fampnæ nær kirkiu garþinum. wæri þa gildær at hundræþum. ok tiughum fiurum.

§12-3

Nu kunnu mæn til þinx komæ. hittæs sattir ok skiliæs o sættir. a rættum þinxstaþ ok gamblum. wærþær þær man wæghin ok slæghin. liggi þæn man .j. hundræþum. ok tiughum fiurum. ær þæt utæn þinxstaþ. liggi .j. sporgiældum.

§12-5

Bor smiþær a landi wærþær han dræpin mællum garz ok smiþiu. ok standær smiþiæ swa nær garþi. at han kastær hakæ ok hambri aff garþi. ok til smiþiu. wærþær þær dræpin. liggi þa .j. hundræþum. ok tiughum fiurum. ær han þy fiærmer. liggi .j. sporgiældum.

§12-6

Nu riþær man at wæghi. hittir lik ærræt ok undæt. han a atær wændæ ok lysæ .j. by þem þær næst ær. ær oran fore hanum .j. þem by. lysi .j. by andrum. ær ok þær oran. lysi .j. by þriþiæ. standi swa .j. þem by sum .j. fyrstæ. ok sighi. jæk hawær fynd hitt. liggær lik a wighwalli. ærræt ok undæt. ok wet ængin manz banæ. Swaræ þe sum fore æru. hwar ær likæri manz banæ. æn þu. Ne sighær han. jæk ær æi manz bani. Synis bloþ .j. spiuz fali undi öxæ ölum. synis spiæl a klæþum. ællr oddær wiþ und. han ær likær manz banæ Dyl han giærning. þa aghu tolf mæn han antwiggia wæriæ ællr fællæ. wæriæ þer han. wæri saklös. fællæ þer han. böte hundræþæ markær ok furætighi.

§12-10

Standær laghmaþær a laghskilu rættri. wærþær þær wægrin ok slæghin. gildær at hundræþum. ok tiughum fiurum.

§15-pr.

Nv six vm þön mal. bæþi gangær hals ok goz fore. hwar sum awghæn skiold förær. gen

allwaldugum kononge. ællr gen hanz riki. han ær siælfær föddær innæn han hawær fore giört hals. æn han fangin wærbær. ok þær til iorþ ok goz hans undir krununæ. hwat han fangin wærbær. ællr æi. Nu wærbær han æi fangin. ok witis þo vm þylikt mal. þa skulu sæx mæn aff kununx raþ næmpnæ tolff mæn. þe tolff aghu han wæriæ ællr fællæ. wæriæ þer han. wæri saklös fællæ þer han. giældi baþi liff ok goz.

§16-3

Nu kan biltughær man dræpæ man. mæn han biltughær ær. ællr annur brut brytæ. böte æptir lanslaghum. siþæn han .j. friþ komboer kan han dræpin wærbæ. þæt ær o gilt.

§19-1

Dræpær man annæn. ok annær takær draparæn hem til sin. haldær han a mot ærfwingiæ wiliæ enæ nat .j. husi sinu. mæþ witi sinu. haldi þæn fullum botum. uppi. ællr fae draparæn rættum ærfwingium .j. hand.

§20

Nv tæls um þokkæ bot. wærbær kununx man dræpin. þær ær fiurætighi markær þokkæ bot at. wærbær yærls man dræpin. ællr biskups. tolff markær þokkæ bot at. wærbær kununk raþmanz þiænistuman dræpin. ællr ok andræ riddæræ. sæx markær þokkæ bot at. þænni þokki kombær æi .j. utæn .j. drapum. han a takæ hærræ þæs sum cræpin ær. j. hundræþæ giældum. æru æi þokkæ bötær.

§25-pr.

Giör man annæn saræn. han skal warþæ öpnum sarum til dax ok iamlangæ. hwar sum takær saræ botenæ innæn dagh ok iæmlangæ. han hawær fore takit giældi sinu .j. dözdrapinu. ok allæ öre böter. ok allr læstis böter. ok allt þæt .j. friþinum. ökis. þæt a malseghandin enzamin.

§31-pr.

Nu liggær man a skoghe ællr skipi. ællr ok annær stap. ok lær sik þær til myrbæ ællr renæ. myrbir ok rænir. wærbær gripin .j. þömgjærningum. þa skal ok han til þinx föræ. þær skulu tolff mæn at næmpnæs. sum han skulu wæriæ ællr fællæ. wærs han. wæri saklös. ok þæn böte fiurætighi markær. saklösæn quæl. ok han bastæþi ællr bant. stökkæþi. ællr .j. fiætur sætti. Fællis þæs ran ællr morþ witis. þa skal morþæri a stæghl. ok ransman undir swærþ. Giör man annæn saræn. ok rænir han siþæn. þæt skulu allt enungæ witni wære. ok hwart æptir sinum brutum. bötes. þæt skulu sæx mæn antwiggia wæriæ ællr fællæ.

§31-1

Dræpær man annæn ællr huggær. aff hand ællr limi aþræ. orkær æi bot. ællr will æi bötæ. ællr ok borghæn til fuldræ botæ. giældi þa liff gen lifwi. ok lim gen limi. siþæn laghfyltt ær a han. giældi ok ængin þæn liff fore liff. ællr lim gen limi. sum botum orkær ællr borghæn til fuldræ botæ.

§32-pr.

Rænir man drapæræ aff aþrum. þiuff ællr þæn aff hug hawær giört. þa fylli þæn ræntær ær ranswærk. til þæs rænti. mæþ sæx mannum. þem þær waru ok a saghu. ok hin böte fiurætighi markær. ok brut þe han giörþi. ællr andwarþi mannin rættm malseghandæ. ærn æi witni til. þa wæri sik mæþ þrætylptum eþe. Faldær at eþe böte sum fyrr ær saght. ok lati þo hwarti liff ællr limi.

§32-1

Huggær man annæn fullsæri .j. huwþ. ællær huld. wærbær laghlikæ til wnnin. mæþ

sannum witnum. orkær æi böter ællr borghæn til fullæ botæ. gangi in til bondæns fore brut sin. ar fore mark hwaræ. Nu six um handraghit ran.

§38

Takær man þiuff mæþ fulli þyffpt halff mark ællr halff mark meræ. tok han þæn man mæþ twæggæ manna witnum. bindær han ok bastær. ok til þinx före. þa skal han sialwær swæriæ. at þe atær fang frammi liggæ. æru hans skiær ok hemul. hini tve skulu swæriæ at han sandær þiuffær. ær. ok þer þa wiþ waru. han tokx mœþ þöm þiuffnæþi. ok siþæn mughu þe han a galghæ ællr gren lata. ok þær upp hængæ. will malseghande böter fore han takæ. þa gangi þe bot til þræskiptis. ok lösi þiuffwær sik wiþ bondæ. ok hwarn lott sum han wiþ kombær.

§41-pr.

Nu giwær han bondæ sak. ok. sighir han sik bundit hawæ. þa standi fore bondæ wizerþ. þrætylftæ eþær. Fallz at eþe böte fiurætighi markær. kombær bundin man til þinx. þa giffs manni sak fore band þa dyl han. þæt skulu tolf mæn witæ. wæriæ þer han. wæri warþær. Fællæ þer han. böte fiurætighi markær fore þæt han saklösæn bant. ok waldförþi.

§46

Giwæ ærfwingiær sak æptir döþæn. ok dræpnæn nu ær han til sum swærær. ok wiþ drap kiænnis þa sighær han sik runþiuff hawæ dræpit. ok sighær at han kunni æi þiuff sin fa. utæn han drapi han. þa nækæ hini æptir sinum kiæræ. sighiæ han saklösæn dræpin wææ. þa skulu tolf mæn han antwiggæ wæriæ. ællr fællæ. wæriæ þer han ær sakin giffs. wæri saklös. fællæ þer han. fællis til sporgiældæ.

§47-pr.

Nu will man ranzakæ æptir gnz sinu. þiuff stolno. þa skal han .j. garþ gangæ mæþ sæx mannum. tryggum ok bolfastum. siælfwær wæri han siundi. attundi wæri lænsman. ællr domæri. þe skulu ranzakæn beþæs. þe mughu at o wæþiæþu ranzakæ. æn þöm swa baþum a sæmbær. hittis .j. hans læstum husum. þa leþi sik aff handum. hittis .j. hans o læstum husum. standi lagh fore hanum. sum fore aþrum wænslæ malum.

§47-1

Nu will han æi ranzakæ lata at o wæþiæþu. wæþi þa baþir þrim markum. ok taki til tak. þa skal han upp læsæ ok hin skal lat sitt næmpnæ. ok mærki þæs sighiæ. siþæn skuln þri mæn ingangæ. þer skulu lösgjurþir ok iwin axlæþær ingangæ. ok fyrræ letæs. at þer æi bondæ a byrþ bærin. Hittis .j. o læstum husum. hans. standi wizerþ fore hanum. Hittis .j. hans læstum husum. ær windöghæ a wægg. opit owæn ællr niþæn. swa st þylict þing matti ingangæ. sum þer æptir letæ. þa standi fore bondænum. wizerþ. hittis .j. hans læstum husum. ok ær æi opit sum nu ær saght. þa aghær æi bonden wizerþ. böte þa ok þiufwær hette. Ok þa ma han bindæ ok til þinx före. ok atær fang a han fyllæ. mæþ sæx mannum. sum a þiuff. ok taki siþæn þiuffs ræt. Hittis hwarti .j. læstum husum. ællr o læstum. taki þa bonde wæþ fæ sitt. ok wæri saklös.

§47-2

Nu will han æi wæþiæ ællr upp læsæ. þa slæin þer dyrr upp. sum til æru kompnir. hittis þa þæt .j. hans læstum husum. hawi þa ængin wizerþ. utæn böti. ok þiuffwær heti. hittis æi .j. hans læstum husum. ællr o læstum. þa böten þe þre markær fore þæt. at þe hans hus brutu. Standær han gen mæþ wigh ok wærn. þa wæri þæt .j. enböte sum fore ær. ok þæn .j.

twæbôte sum til kombær. baþi .j. drapum ok sarum.

§51-1

Nu sighœr man sik nokot aff þyuffi hawæ takit. ok þiuffwær ær borto. kombær hin æptir sum a. taki sitt atær utæn lösn. ok swæri til sins mæþ twem mannum. fyrræ. ok taki swa sitt atær. ok hin giöri sik orþiuffwæ mæþ lysningæ witnum. sum handæ mællum hawœr.

§52-pr.

Fyndir aghu næst þiuffnæþi standæ. þy at þiuffwær hittæ giærna. swa sum klokkærin hitti kalkin. Hwar sum fynd hittir a wægh uti. hwat fynd þæt hælzt ær. han a lysæ a wægh uti fore wæghfarændæ mannum. þöm hanum fylghia. ællr mötæ. æru æi þe til. þa lysi .j. by. þöm næst ær. ær oræn .j. þöm by. þa lysi .j. andrum. ællr þriþia. lysi fore hundæris þingi eno. ællr fore kirkiu sokn sinni. fari swa lankt mæþ fynd sum lysning ær fore. ok a han lysæ fore folklanz þingi. fynd þe han hitt hawær.

§53-1

Nu hittir man hæst manz tamæn. ællr skiut manz tampt. ællr oxæ tamæn. ællr ko. far. ællr geit ællr þæt sum nytia fæ ær. þær a han til sins swæria. mæþ twem mannum. ok siælfwær han þriþi. ok taki siþæn sitt atæn. utæn lösn. ok hin giöri sik orþiuffwæ. mæþ lysningæ witnum sum hitti. Hwar sum yrkir mæþ nokro fæ. þær bonden a. þy han hitt hawœr. böte þre markœr. hwat han sablær ællr silær æn þæt ær æi laghlikæ lyst fyrræ.

§54-1

E hwæt man hittir döt ællœr quict. ok hawœr han fynd lyst fyrræ. þa fae eghandanum swa gott atær sum þæt þa war han þæt hitti. ællr dyli mæþ eþe hwart æptir sinu lati. at han þæt æi þy misti at han gallt hans at. Faldær at eþe þa giælde hanum swa gott atær sum han æptir kræfwær.

<土地の章 (Jorþœ balkœr)>

§1-pr.

Latær man iorþ falæ gamblæ byrþ sinæ. þe iorþ skal byrþæ manni biuþæ fore grannum ok kirkiu sokn. will æi byrþæ man þe iorþ kiöpæ. hæn skal biuþæ fore hundæris þingi eno. byrþæ manni. will byrþæ man wiþ kiænnæs. dömæs iorþ .j. byrþ. will æi byrþæ man wiþ giwæs. þa skal han biuþæ a hundæris þingi aþru. byrþæ manni. will æi byrþæ man. wiþ giwæs. ok æi iorþ til sin kiöpæ. han skal biuþæ a hundæris þingi þriþia. byrþæ manni. will æi byrþæ man wiþ giwæs. kiöpi þa þæn sum siuþ hawœr dyupæstæn. ok giwæ will wærþ. ok pænningæ hwitæ. þa dömis hanum þæt swa fast ok fullt sum fastæ fæþærni. ok aldæ oþæl. Nu kombær man ok biuþær wærþ fore byrþ sinæ. innæn þre þinxdaghæ. þa swarær han sum sælia will. willt þu giwæ sum annær biuþær .j. slikum wærþörum sum iæk þorff. þa latær iæk þik iorþ .j. byrþ kiöpæ. Ne sighær hin iæk will giwæ wærþ ok pænningæ. dömis þa iorþ .j. byrþ. ok pænningær .j. takæ hændær. æn han will æi wiþ takæ. sum iorþ will sælia. þa skal han giwæ enæ mark. skiærþt silfwær fore örtogh hwaria. sum gangær aff korn ok pænningær. ok æi meræ. ællr pænningæ æptir þy sum mark silffs ma brænnæ aff. ok þriþiunginum minnæ fore þe örtogh sum snöþir pænningær gangæ aff. ok siþæn hwaria iorþ sum hun ær wærþ til. Nu will han æi wiþ giwæs. ok iorþ til sin kiöpæ. a færbæ þingi. ællr nokor byrþæman. þa kiöpi han sum wærþ will fore giwæ ok þo hwart örtöghæ land sum nu ær saght.

§2-pr.

Delæ mæn um iorþ ok byrþ. sighær annær þættæ ær byrþæ lotær min. ok æi þin. ær

annær manni nærmær. ok annær manni fiærmær. þa dömis hanum iorþ at kiöpæ. sum manni ær nærmær. Delæ æn mæn um iorþ ok byrþ. æru baþir byrbæmæn. þa wæri þæn næst kiöpi. sum næst ær arfwi. æn ærfwæ skuldi. æn han biuþær til .j. laghþingum. biuþær han æi .j. laghþingum. ok witnæ swa tolff mæn. þa hawi þæn iorþ sum kiöpir. Delæ mæn vm iorþ. ok byrþ. ærn baþir iæmpnir. þa skulu baþir byrþ kiöpæ. ok baþir æptir wærþ letæ.

§2-4

Allæ afflingæ iorþ hun a æi byrbæmannum biuþæs. þæn iorþ hawær afflæt. han hawi wald aff hænni giöræ hwat han will giwæ ællr sæliæ. hwem han will. ok sum han gitær dyræst. utæn iorþ se mæþ arff til komin. ællr hawœr man byrþ kiöpt. aff byrbæmanni. hun a atær biuþæs rættum byrbæmannum.

§4-pr.

Kiöpir man eggu afi manni. ær þæt markæ kiöp ællr minnæ. þær skulu tolff fastær at wæræ. kiöpir man meræ æn markæ kiöp. ok minnæ æn twæggjæ. þær skulu sæxtan fastær at wæræ. kiöpir man til þriggjæ markæ iorþ. ællr moræ. þær skulu furi fastær ok tiughu at wæræ. allt þæt man kiöpir iorþ aff andrum. þa skulu fastær giwæs a hundæris þingi. ællr a folklanz þingi. ællr at kirkiu. fore soknæmannum. ællr at affkiænnu þingi.

§9-pr.

Sætær man iorþ andrum. fore korn. ællr pænningæ. ællr andræ wærþöræ. hwat hældær han takær þæt til sæþ ællr föþo. ællr til hwars han þæt takær. þa skal han hawæ stæmpundagh til martens mæssu fore allum þem iorþum. wæþ sættær æru. Gitær han þæt atærlöst. ællr frændær hans fore sanctæ martæns dagh. þa hawi þæn iorþ sum atærlösir lösir æi atær fore þen dagh. þa aghi þæn iorþ. sum hun wæþsætt warþ.

§9-1

Allær þe iorþir utsættiæs. þa aggu a þingi ællr at kirkiu fore soknæmannum ut sættiæs. ok þær atærlösæs. mæþ fastum. swa sum hun utsættis. Nu sikhær hin sik mæþ fastum hawæ atærlöst. þæt skulu tolff mæn witæ. hwat hældær þæt war mæþ fastum atærlöst. ællr æi. swæriæ þer æt þæt war mæþ fastum atærlöst þa wæri atærkiöps fastær gildir. swæriæ þer at æi war atærlöst. hawi þa þæn iorþ sum hun wæþsætt warþ. ok þæn böte þre markœr til atærkiöps fastæ grep.

§9-4

Allæ þe iorþ man hawœr o klutræþæ ok. o klandæþæ innæn þry. ar. hwat þæt ær kiöp ællr skipti. ok witnæ swa tolff mæn. hawi ængin wald a þe iorþ talæ. swa længi hawœr o quald standit. utæn man se utlændis. ællr han fangin ær. ællr ok han se owormaghi.

§12-pr.

Nu will landboe iorþ atær sikhæ. þa skal han eghandæ til sikhæ. um rættæn affraz dagh fore grannum. ok þingi þy næst ær til iorþ sinnær. ok hawi þa forsaght gipt sinni ok træþis æriu sinni. ok giældi affræþ þæt arit han sait hawœr. Nu sikhær han siþærmer atær. æn at rættum affrazdagh. þa warþi landboen eghandanum fullt affraz aff þy ari. ok allt þæt þær a utgiöræs aff þe iorþ til olaffs mæssu. böte ok landboe garþæfald. æn þön kunnu þær .j. komæ. (以下省略)

§12-1

Nu sæmbær æi a bondæ ok landboæ þa .a. han hanum aff sikhæ fore grannum. ok nagrannum ok fore affraz daghæ. will han æi æn þa. aff eghandans iorþ rymæ. þa forbiuþi hanum aff iorþ sinni a þingi. kombær siþæn hin mæþ bygningæ witnum. sum landboe will wæræ. ok

hawær eghandi fyrr forubæt. ok standær frammi a þingi mæþ sinum forubuz witnum. ok æru swa. þinx witni til. þa dömis þær forubuz witni fram. ok bygningæ witni niþær. æi skulu ok flere giptur giwæs. æn en .j. enni giptæ stempnu. æ mæn sami man a iorþ.

§13-5

Bygningæ witni aghu witæ huru mykit bygt ær. ok hawi ængin wald bindæ taku skiel a annæn meræ æn ett ar.

§14-pr.

Aghær man minnæ æn örc .j. by ok bolstaþi. þa skal landboe akæ .j. skogh mæþ enum öki. aghær man minnæ æn halfwæn öre. þa hawi kiælkæ dræt .j. skoghi. hawær man æncti .j. by þa hawi æncti .j. skoghinum.

§14-1

Nu hawær man öre .j. by. ællr meræ. þa ma baþi eghanden. ok landboin .j. skogh akæ. mæþ swa mangum ökium. þe wiliæ. þykkir andrum grannum. at þe giöræ offhog a skoghinum. þa giffs þöm wald ok wizorþ. ær skoghin wil skiptæ.

§20-pr.

Æn delæ twe nm iorþ enæ. gripær annær til fæþœrnis. oc annær til fangæ. þa kunnu fangæ mæn mangi wæræ. sum hwar hawær aff andrum fangit. klandæs þe iorþ. leþe hwarr til annærs. ok kiænnis hwarr wiþ wærþ sitt. oc þœn böte þre markær at ohemulu faldær. ær fangæ man innæn land ok laghsaghu þa a han fram komæ .i. þrim laghþingum. ær han inrikis ok utæn land ok laghsaghu. þa skal han komæ innæn niu wikur. Nu kan han utrikis wæræ .j. hærræ þiænist. ællr pilægrims færþ farin. ællr mœp kiöpskatti sinum sighldær. þa skal þe delæ .j. quærstaþu standæ. ok affskyld aff þere iorþ .j. takæ bændær sættiæs. þær til eghande atær kombær. ok innæn þe niu wikur æptir þæt han ær atær komin. þa a han .j. hemult standæ. Bristær þöm ok hemulz man sum fangit hawær. þa böte awœrkæn. þæn iorþ hawær farit. ok kræwi wærþ aff þem hanum o hemult .j. hændær sætti.

§20-1

Nu kan fangæman inrikis wæræ. þa ær þæt hans forfall. at han liggær .j. sott. ællr sarum. ællr han ær .j. sins hærræ þiænist. ællr a fiæti fear sins. ællr han hawær döþæn warþ-næþ fore dorum. ællr ær eldær höghri. æn hawæ þorff. ær hær a landi. ællr han se .j. utt roþ næmpndær. fore þæssum forfallum nu æru saghþ. þa a delæ .j. quærstaþu standæ. þær til hemulz man wiþ kombær. ok j. þrim laghþingum a han .j. hemult standæ. ok þo skulu forfallz witni tweggia mannæ. frammi wæræ .j. laghþingum ok swæriæ at han æi komit gat fore þæssum forfallum. þylik forfald standi fore allum andrum malum.

<売買の章 (Kiöpmalœ balkær)>

§3-pr.

Hawi ængin kristin wald kristnæn at sæliæ. þy at kristær war sældær. ok þa lösti kristær allæ kristnæ. Nu kan man frælsæn sæliæ. wærþær han giöddær ok goþær giör. þa böte þæn fiurætighi markær þær frælsæn sældi. Nu sæl kristin man kristnæn. ok ær þo hans þræll. þa wærþær þæn fræls sum saldær ær mæþ þe salu. ok hin taki wærþ sitt atær sum kiöpte. ok ær ængin bot at. ok wæri aldrigh o fræls siþæn.

§3-3

Hawi ængin wald at giwæ sik til giæff þræls. ok ængin ma ok annæn til giæff þræls takæ.

§9-5

Kununx garþær ok biskups garþær. riddæræ garþær. ok þæræ mannæ garpær. mœþ örs þiænæ. þær ma æi rættæs upp a.

§11

Nu kan wanfört folk ællr fatöct. föres byæ mællum. ællr bondæ mællum. þa ær hwar bonde skyldughær þy enæ nat uppi haldæ. slikin timæ dax þæt komæ kan. þa ma þæt ængin amu nat. fran sik wrækæ. kan þæt hiön wrækæs. ok liutær aff döþ. ællr annæn skapæ. þa skulu þæt tolf mæn witæ aff samæ fiærþungi. ok raþi halfwi næmpd hwar þæræ kiærænde. ok swarændi. wæriæ þer þæn sakin giffs. wæri saklös. Fællæ þer han. þa falli til waþæ botæ. J. hwat skapæ þæt hælzt kan wærþæ. ok þær skal ængin buþi fylghia. Guþ ma þem æi glömæ þær giærnæ will fatökæn husæ. ok hemæ. kristær war giæstær mœþ mannum .j. iorþriki. han giwi os fore giæstning himiriki. Amen.

<村落の章 (Wipærbo balkær)>

§7-2

Nu ær fæ intakit. ok hin will æi æpti komæ. sum fæit a. þa a þæn lysæ fore grannum ok bygdæmannum. sum fæ hawær intakit. will æi hældæi þa komæ æn fyrræ. þa læggi hans warþnæþ a. kan þæt fæ siþæn döæ. wælti utt fore dyrr. ok liggi ogilt. Nu fa þer at delæ. sighær hin. þu tokt mitt fæ in. ok laghþi lön a. þa witi þæn mæþ twem bolfastum mannum. sum in tok. at han tok þæt .j. akrum. ællr ængium ællr skipaðum skoghi. ok þæt ær laghlikæ lyst fore grannum. ær æi swa lyst. þa giælde atær fæ. æn þæt nokon skapæ hawær fangit. ok þre markær fore at þæt war o rætlíkæ intakit.

§7-4

Aghær man o tampt fæ. þæt sum garþ brytær. ællr iwir flöghir. ok far man skapæ aff þy fæ. antwiggia .j. akær ællr æng sinni. þa giældi þæn skapæ atær sum fæt a.

§21-1

Giör man uppgiærþ til akærs. utæn wærnær. han a þæt sa. ok aff takæ. um sæx ar .j. træþi hawæ. ok siþæn til skiptis bæra. æn æi ær awisning til. ær awisning til. þa hawi þæt fore fastæ fæþærni. ok aldæ oþal. þær til han ryþær gen ruddu. ok brytær gen brutnu. þaghær han ryþær gen ruddu. ok brytær gen brutnu. þa skiptin baþir illu sum goþo. Giör man uppgiærþ til ængiæ utæn wærnær. þæt ma han sla um sæx ar. ok siþæn til skiptis bæra. æn æi ær awisning til. ær awisning til. ryþi gen ruddu. ok skiptin swa illu sum goþo.

§23-1

Nu kan bro bort gangæ. mœþ offsinnis watn. ællr eld. ok ær þy o för. æ hwar sum liggær hælzt bolstaþæ mællum. ællr .j. bolstaþi. hundæræ mællum. ællr folklandæ. þær aghu þer færiu ællr flotæ haldæ. þær til bro ær bygghþ. þe bro a byggiaes innæn þre stæmpnudaghæ. en fore hælghæ þorsdagh. ok siu nætær mællum. hwars stæmpnudax. ællr böte ræt broæ fall. æptir synæ mannæ witnum. wærr syn han. wæri saklös. Nu liggær bro þe sum offsinni ma æi at komæ. þe aghu .j. allum timum. gildær wæra. Nu kan æn þe bro ogild wæra. þa a lænsman til þinx fara. ok biuþæ þe bro upp giöra. þa liggær fore þem. siu nata stæmpnudaghær. ok .i. þöm siu natum. þa skulu þer þa bro byggia. ællr böte æptir lanzlaghum.

§24-pr. 1, 2 は註 III-2, 22 を見よ。

§25-1

Nu bær man eld. will brænnæ baþi by ok bondæ. brænnir upp hus ett. ællr flere. ællr ok garþ allæn. ællr. by. wærþær takin mœþ blasændæ munni. ok brinnændæ brandi. þa ma han bindæ. ok til þinx föræ. siþæn skulu tolff mæn swæriæ. þæt sannæst ær. um þæt mal. wæriæ þer han. fore þy mali. þa böte þæn fiurætighi markoer sum saklösæn bant. ok bastapi. fællæ þe han. þa böte allt þæt han a. taki en lot kunungoer. annæn malseghandi. þriiþæ hundærit. ok e bondænum fyrst atærgildi fore lat sitt. ok witi siælfwoer latt sitt huru mykit þæt ær winz æi meræ at. þa a e bonden fullt fore sitt fyrst hawæ. ok þæn skal .j. bali brinnæ sum brænt hawoer fore bondænum. ær ok ængin skapi giör. þa ær hött mœþ ængu böt.

<裁判の章 (Þingmaloe balkoer)>

§1-pr.

Nu skulu domærae takæs. þa skal lænsman upp standæ ok tolff mæn næmpnæ. aff hundæri. þe tolff aghu twa mæn. til domærae næmpnæ. konongoer a þöm dom .i. hændoer sættia. þe domærae aghu þing sökia .j. hwarium þinxdagh. en skal þinxstaþoer wæra .i. hundæri hwariu. Hwærn siundæ dagh ma lænsman. þing hawæ. a rættum þinxstaþ þy at eno flerum sinnum. at kununx buþ kan komæ. æi ma lænsman buþkafflæ upp skiaera. utæn buþskapoer komi aff kununx alwm. ællr læns hærræ wili þing hawæ.

§7-3

Nu brytær þæn wiþ bondæ æncti hawoer wiþ hetæ. bonde a talæ til hans. a þingi. andru. ok þriþia. kombær han a þing. ok biuþær rætt fore sik. stande wizoer fore hanum. kombær han æi a fiærþæ þingi. þa ær þæn fallin sik sialfwoer fællir. hwariae bot æptir sinum brutum. ær han æi bolfastær. þa laghþingi þær sum giærningin ær giör. Siþæn han ær swa fældoer. þa gangi han in til bondæns. ar fore mark hwariae. sum han sækær ær at. æ fyrstunni. of siþæn til kununx. ok wæri saklös fore hundærinu. kan han bort löpæ mæþæn han inni ær. mœþ bondænum. þa wæri sækær at þrim markum. swa opt han giör þæt. ok wæri þy længær ett ar mœþ bondænum. löpær þæn man bort. brutlikær ær. þa kan bonden han wilia atær takæ. ok kombær a komæ a þæn man. þa wæri þæt allt ogilt. utæn .i. drapum. Döz drap liggi .i. tiughu markum. til þræskiptis. ok taki sin skapæ man. hwar han far han. at saklösu. will æi bonde han takæ. þa taki lænsman han. wæri bonden saklös. fore kununx manni. æn han bort löpær. mæþæn han ær inni mœþ bondænum. æ hwat þöm manni giörs. ællr han giörae far. wæri .i. fræls manz botum.

§8-pr.

Nu wærþær man laghfældoer. fore brut sin. lænsman will han sökia. mœþ þingi. þa skal han þing til by hans kallæ. ok mæzmæn .j. garþ hans næmpnæ. þæt æru tolff mæn. Hwarti lænsman ællr domærae skulu .i. garþ gangæ. ok ængu mæti rapæ. hwilikin þerae .i. garþ gangoer. böte þre. markoer. þer skulu mætæ lösörae ok gangænz fæ. winz æi þæt til. þa skal mætæ korn. ok hö. winz æi þæt til. þa skal hus hans mætæ. winz æi þæt til. þa. skal mætæ um eghnir hans. winz æi þæt til. þa bitær ok mæt .i. bol bondæ. þær læggiæs þrir stæmpnudaghær fore. ok þre wikur .i. hwarium stæmpnudagh lösir bonde ællr frændoer hans atær innæn þa þre stæmpnudaghæ. wæri þerae. Lösir hwarti bonde ællær frændoer. hawi þa þæn iorþ hun mætin war.

§14-pr.

Nu six um friþi .j. soknum. þær allir skulu friþ hawæ. Anfriþoer standoer mællum olaffs

mæssu. ok til mikiælsmæssu. Julæ friþær gangœr in a iulœ apton. ok utt a attundæ dagh æptir þrættandæ dagh. Disæþinx friþær. gangœr in a disæþinx dagh. ok standœr twæggjæ kiöppingæ mællum. War friþær gangœr in a kiæræ sunnudagh ok standœr til hælghæ þorsdagh. allir agha friþ hawæ. hwar sum sökir annæn .i. friþi. böte þre. markœr.

§14-1

Þa kunungær biuþær leþung utt. þa aghu allir friþ hawæ. þer .j. þy hundæri. ællr skiplaghi boæ. sum leþungær ær utt gangin aff. baþi mæþ mat ok mannum. ok hin annur skiplagh ok hundæri sum matær ær utt aff gangin ok æi mæn þær laghþingis swa sum friþæ mællum. ok sökis æptir lanzlaghum.

§14-2

Ok æptir kununx utt giærþum. mas ökiæs .j. allum friþum. þættæ ær um friþi saght. Guþ giwi allum sin friþ. ær mæþ friþi wildu hitt komæ. hær wæræ. ok hæþæn faræ. Friþi wæri kunungœr war. Land ok laghmaþær. ok allir þer laghsaghu lyt hawæ. Friþær se lyct at laghum. ok laghæ fallum. wæri guþ mæþ os allum. AMEN.